

安中市公共施設等個別施設計画

令和3年9月

令和4年10月一部変更

令和5年12月一部変更

令和6年12月一部変更

安中市

目 次

1	個別施設計画の策定の背景と目的	1
2	個別施設計画の位置付け	2
3	個別施設計画の期間	2
4	施設の管理に関する基本的な考え方	3
5	施設の今後の方針に係る考え方	4
6	対策の優先順位の考え方	4
7	対象施設の状態、方針等	5
(1)	市民文化系施設	9
(2)	社会教育系施設	35
(3)	スポーツ・レクリエーション系施設	43
(4)	産業系施設	59
(5)	学校教育系施設	62
(6)	子育て支援施設	77
(7)	保健・福祉施設	86
(8)	行政系施設	95
(9)	供給処理施設	123
(10)	その他施設	124
8	個別施設計画の見直しの際の意見公募について	149
9	安中市公共施設等総合管理計画庁内検討委員会	149
(1)	委員名簿	149
(2)	開催概要	150
(3)	設置要綱	150
10	市民意見募集（パブリックコメント）	152
11	見直しの経過	152

1 個別施設計画の策定の背景と目的

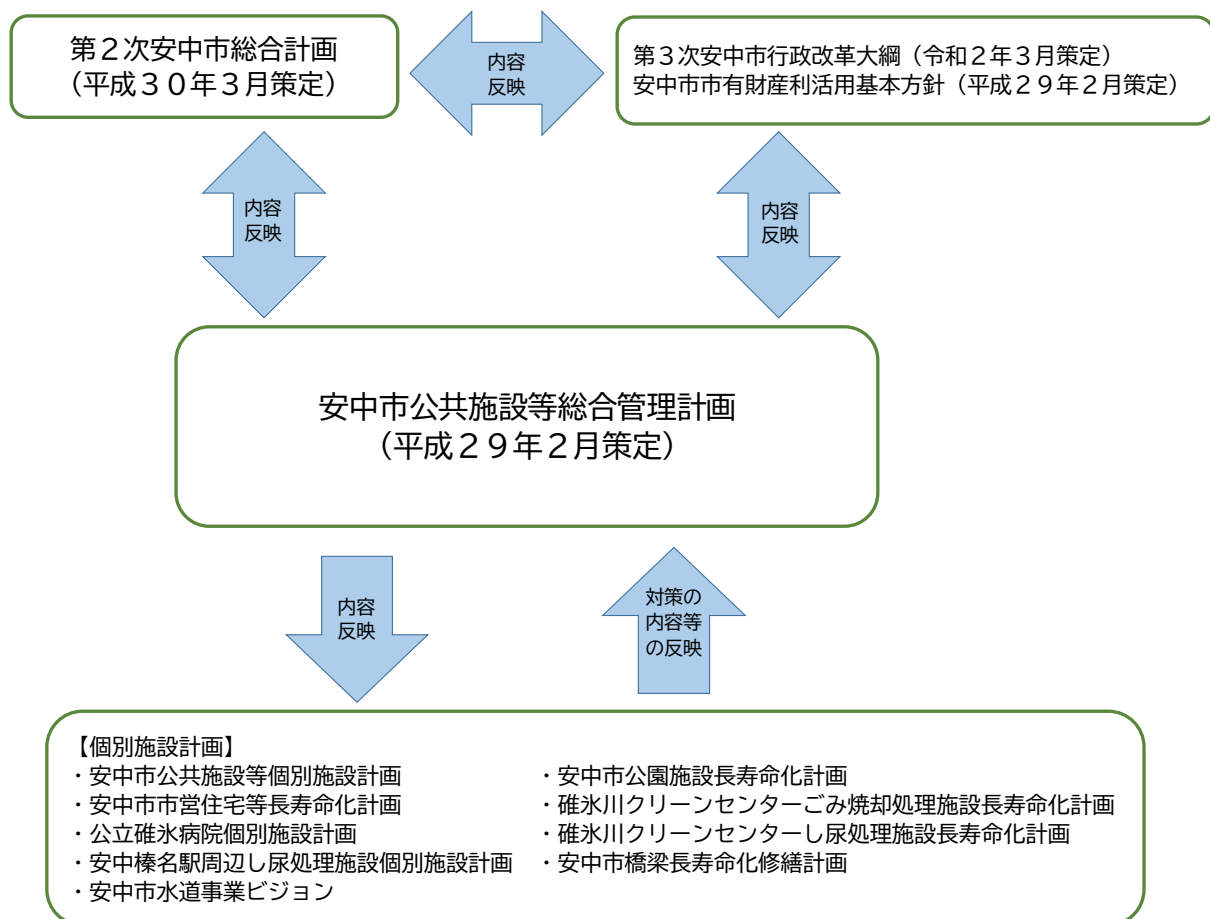
全国的に公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっている中、安中市では「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」（平成26年4月22日付け総財務第74号総務大臣通知）による国の要請に基づいて、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点から更新、統廃合、長寿命化等を計画的に行うことにより財政的な負担の軽減及び平準化を図ることを目的とした安中市公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）を平成29年2月に策定しました。

また、平成25年11月に国が策定した「インフラ長寿命化基本計画」において、各公共施設等の管理者は、各公共施設等の特性、維持管理・更新等に係る取組状況等を踏まえつつ、メンテナンスサイクルの核となる「個別施設計画」をできるだけ早期に策定し、これに基づいて戦略的な維持管理・更新等を推進する必要があると記載されているため、今回、安中市における公共施設等ごとの維持管理・更新等の今後の具体的な方向性を示すための安中市公共施設等個別施設計画（以下「個別施設計画」という。）を策定しました。

2 個別施設計画の位置付け

個別施設計画は、総合管理計画に基づいて公共施設等の維持管理・更新等の将来的な方向性を公共施設等ごとに具体的に記載するものであり、今後、安中市において公共施設等を計画的に維持管理・更新等を行う上で実施計画としての役割を果たすものです。

【個別施設計画に係る関係図】



3 個別施設計画の期間

総合管理計画は公共施設等の計画的な管理及び運営において中長期的な視点が不可欠であるため、平成29年度から令和38年度までの40年間を計画期間としていますが、個別施設計画は総合管理計画に係る実施計画と位置付けられているため、令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とし、今後、計画期間の中間点となる5年後に計画内容の進捗管理を行い、その時の状況に応じた見直しを行っていく予定です。

4 施設の管理に関する基本的な考え方

基本方針1【施設保有量の適正化】

人口動態や市民のニーズの変化などを踏まえ、公共施設等の規模の適正化を推進し、特に更新時に当たっては、統廃合・複合化の検討に取り組みます。

(1)施設保有量の縮減

(2)統合や廃止の推進

基本方針2【維持管理の適正化】

点検・診断の実施により予防保全を推進し、公共施設等の安全確保を図るとともに長寿命化に取り組みます。また、長期的視点からライフサイクルコストの縮減を検討することとし、特に大規模改修の際には、長寿命化に必要な構造や機能設備を備えた改修を実施し、ライフサイクルコストの縮減を図ります。あわせて、全ての人のために利用しやすいようユニバーサルデザイン※の推進や、環境への配慮として脱炭素化の推進に取り組みます。

※性別・年齢・身体能力・国籍等にかかわらず全ての人が利用しやすいデザインをいう

(1)点検・診断等の実施

(2)維持管理・修繕・更新等の実施

(3)安全確保の実施

(4)耐震化の実施

(5)長寿命化の実施

(6)ユニバーサルデザイン化の推進

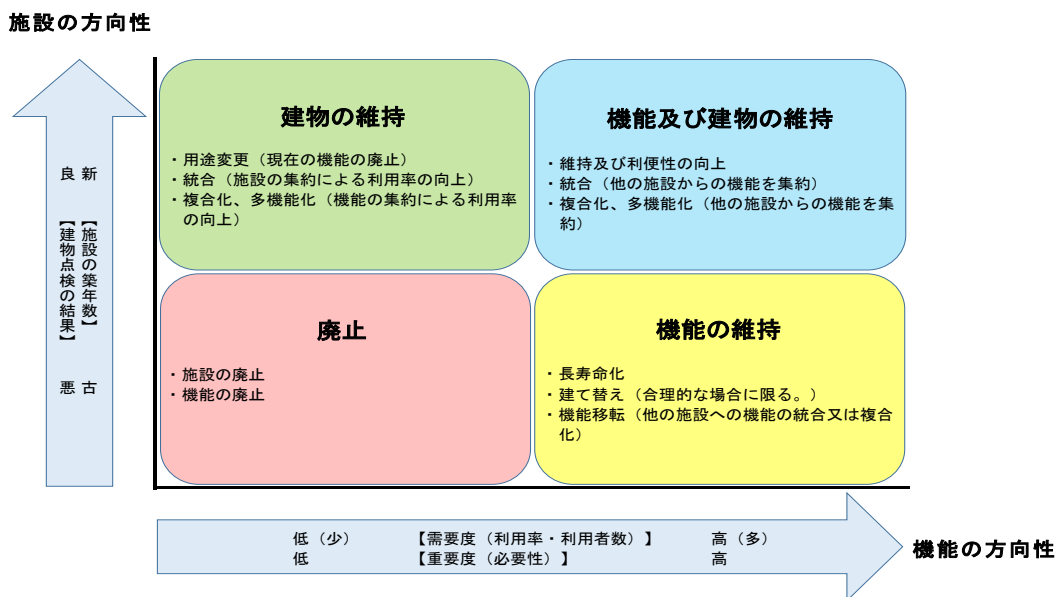
(7)脱炭素化の推進

5 施設の今後の方針に係る考え方

各施設の今後の方針を決めるに当たっては、施設の方向性及び機能の方向性による評価を組み合わせた上で判断を行います。

施設の方向性は建物点検の結果及び施設の築年数により評価し、機能の方向性は施設が提供する行政サービスの重要度及び施設の利用率又は利用者数により評価します。

施設の今後の方針については、施設の方向性及び機能の方向性の組合せに応じて、下記の図のように大きく4つのパターンに分類されます。



6 対策の優先順位の考え方

個別施設計画における対策の優先順位については、施設の健全性、老朽化状況、利用状況、維持管理コスト、今後の方針等の内容を総合的に勘案して判断していきます。

対策の優先順位を判断する上で着目するポイントは、次のとおりです。

ア 物理的観点（対策を講じる優先度が高い）

- （ア） 施設の利用者に対して直接的又は間接的な損害を与える可能性があるもの（例：外壁材の落下の危険性、消防設備の不備等）
- （イ） 施設の周辺に対して悪影響を与えるもの（例：騒音、悪臭、防犯上の不安等）

イ 機能的観点（対策を講じる優先度が高い）

- （ア） 施設の本来の機能を果たすことができないもの（例：機器の故障、トイレの詰まり等）

- (イ) 非常事態を想定して健全な状態を維持しておく必要があるもの
(例：A E Dの設置、非常用設備の健全な設置等)

ウ 経済的観点（対策を講じる優先度が中程度）

- (ア) 現時点において実施することにより施設の将来の長寿命化に資するもの（例：屋根の防水工事、外壁のひび割れの補修、躯体の劣化を防ぐ塗装等）

- (イ) 予防保全の観点から実施することにより施設の将来の維持管理コストの低減が見込まれるもの（例：露出した躯体の補修等）

エ 社会的観点（対策を講じる優先度が中程度）

- (ア) 市民のニーズに応じた施設の整備に関するもの新設、増改築、用途の転用等（例：施設の新設、大規模改修、統廃合による機能の複合化、施設の用途の転用等）

- (イ) 利用者の安全性や利便性を確保するために必要なもの（例：段差の解消、スロープの設置、手すりの設置、多目的トイレの整備等）

- (ウ) 環境負荷の低減に貢献するもの（例：照明のL E D化、環境負荷の少ない設備への更新等）

7 対象施設の状態、方針等

本計画の対象となる個別施設の状態については、施設類型ごとの一覧表で整理しました。

一覧表における各項目の見方は、次のとおりです。

施設情報			代表建物情報									
No.	施設名称	延床面積 (㎡)	構造	建築 年度	法定耐 用年数	耐震 基準	耐震 性能	老朽化 状況	構造 性能	大規模 改修状況	福祉 性能	総合 評価
1	安中市文化センター	4465.94	R C	1982	50	新耐震	A	D	A	C	A	C

【施設情報】

- ① 施設名称 対象施設の名称を記載しています。
- ② 延床面積 対象施設の延床面積を記載しています（対象施設が複数の建物で構成されている場合は、当該建物の面積を合計した面積を記載しています。）。

【代表建物情報】

※複数の建物により構成されている対象施設の場合は、当該対象施設の代表的な建物について記載しています。

- ③ 構造 対象施設の建物の構造を記載しています（構造の区分は、次のとおりです。）。

ア RC（鉄筋コンクリート造）
イ SRC（鉄筋鉄骨コンクリート造）
ウ PC（プレキャストコンクリート造）
エ CB（コンクリートブロック造）
オ 鉄骨造
カ 軽量鉄骨造
キ 木造
ク レンガ造
ケ 土蔵造

- ④ 建築年度 対象施設の建物の建築年度を記載しています。

- ⑤ 法定耐用年数 対象施設の建物の法定耐用年数を記載しています。

- ⑥ 耐震基準 対象施設の建物の耐震基準を記載しています（耐震基準は、次の2つの基準に区分されます。）。

ア 旧耐震 昭和56年（1981年）5月31日までに行われた建築確認において適用されていた基準で、震度5強程度の揺れにおいて建物が倒壊せず、建物が破損したとしても補修を行うことで引き続き使用することが可能な構造基準のことをいいます。

イ 新耐震 昭和56年（1981年）6月1日以降に行われた建築確認において震度6強から7まで程度の揺れにおいて建物が倒壊しない構造基準のことをいいます。

※一覧表において、耐震基準が旧耐震である場合は、赤字で表記しています。

- ⑦ 耐震性能 耐震性能については、次に掲げる基準によりA（高）からE（低）まで評価をしています。

ア A判定 新耐震基準であること又は耐震改修が実施済みであること。

イ B判定 旧耐震基準であるがIs値0.72以上の耐震性能を有していること。

※Is値とは、構造耐震指標（Seismic Index of Structure）のことをいい、建物の強度や粘り強さ、形状やバランス、経年劣化を考慮して算出される値のことをいいます。新耐震基準ではIs値が0.6以上あることが必要とされています。

ウ C判定 旧耐震基準であるがIs値0.6以上の耐震性能を有していること。

エ D判定 旧耐震基準であるが今後耐震改修を行う計画があること。

オ E判定 旧耐震基準であること。

⑧ 老朽化状況 老朽化状況については、法定耐用年数に対する建築経過年数の割合によりA（高）からE（低）まで評価をしています。

ア A判定 0～25%未満

イ B判定 25～50%未満

ウ C判定 50～75%未満

エ D判定 75～100%未満

オ E判定 100%以上

⑨ 構造性能 構造性能については、建物の主体構造の種類に応じ、A（高）からE（低）まで評価をしています。

ア A判定 主体構造がSRC（鉄筋鉄骨コンクリート造）、RC（鉄筋コンクリート造）、PC（プレキャストコンクリート造）等であること。

イ C判定 主体構造が鉄骨造、軽量鉄骨造等であること。

ウ E判定 主体構造が木造、コンクリートブロック等であること。

⑩ 大規模改修状況 大規模改修状況については、次に掲げる基準によりA（高）からE（低）まで評価をしています。

ア A判定 建築後10年以内の建物

イ B判定 建物本体の大規模改修を実施していること。

ウ C判定 設備について大規模改修を実施していること。

エ D判定 大規模改修を実施していないが、大規模改修を行う計画があること。

オ E判定 大規模改修を実施していない。

⑪ 福祉性能 福祉性能については、エレベーター、多目的トイレ、車いす用スロープ、自動ドア、手すり及び点字ブロックの6項目のうち、対応している

項目数に応じ、A（高）からE（低）まで評価をしています。

ア A判定 4項目以上対応済みであること。

イ B判定 3項目以上対応済みであること。

ウ C判定 2項目以上対応済みであること。

エ D判定 1項目以上対応済みであること。

オ E判定 全ての項目が未対応であること。

⑫ 総合評価 総合評価については、前述の⑦から⑪までの各項目に対する判定評価を総合的に評価し、次の表に定める基準によりA（高）からE（低）まで評価をしています。

判定区分	判定基準
A判定 大きな課題のない施設（耐震性、老朽化、福祉性能がいずれも良好で、大きな課題が見受けられない施設）	・耐震性能がC判定以上、老朽化状況がB判定以上及び福祉性能がC判定以上の施設 ・耐震性能がC判定以上、老朽化状況がC判定以下、大規模改修状況がB判定以上及び福祉性能がC判定以上の施設
B判定 機能面で改善の余地がある施設（耐震性、老朽化に問題はないが、福祉性能に改善の余地がある施設）	・耐震性能がC判定以上、老朽化状況がB判定以上及び福祉性能がD判定以下の施設 ・耐震性能がC判定以上、老朽化状況がC判定以下、大規模改修状況がB判定以上及び福祉性能がD判定以下の施設
C判定 大規模改修等の検討が必要となる施設（耐震性に問題はないが、老朽化が進行しつつあり、修繕、大規模改修、建て替えの検討が必要となる施設）	・耐震性能がC判定以上、老朽化状況がC判定以下及び大規模改修状況がC判定以下の施設
D判定 耐震化の検討が必要となる施設（老朽化の進行はない、又は進行していても大規模改修が実施済みであるが、耐震化の検討が必要となる施設）	・耐震性能がD判定以下及び老朽化状況がB判定以上の施設 ・耐震性能がD判定以下、老朽化状況がC判定以下及び大規模改修状況がB判定以上の施設
E判定 耐震性の確保及び老朽化対策が必要な施設（耐震性の確保に加えて、老朽化が進行し、大規模改修、建て替え等の必要がある施設）	・耐震性能がD判定以下、老朽化状況がC判定以下及び大規模改修状況がC判定以下の施設

※一覧表において、総合評価がE判定の場合は、赤字で表記しています。

(1) 市民文化系施設

施設情報			代表建物情報									
No.	施設名称	延床面積 (㎡)	構造	建築 年度	法定耐 用年数	耐震 基準	耐震 性能	老朽化 状況	構造 性能	大規模 改修状況	福祉 性能	総合 評価
1	安中市文化センター	4465.94	R C	1982	50	新耐震	A	D	A	C	A	C
2	安中市松井田文化会館	2704.70	R C	1995	50	新耐震	A	C	A	E	A	C
3	安中公民館	502.14	R C	1992	50	新耐震	A	C	A	B	B	A
4	岩野谷公民館	373.00	R C	1984	50	新耐震	A	C	A	E	C	C
5	板鼻公民館	373.28	R C	1987	50	新耐震	A	C	A	E	C	C
6	秋間公民館	389.09	R C	1989	50	新耐震	A	C	A	E	D	C
7	原市公民館	467.00	R C	1985	50	新耐震	A	C	A	E	C	C
8	磯部公民館	414.30	R C	1984	50	新耐震	A	C	A	E	C	C
9	東横野公民館	400.04	R C	1986	50	新耐震	A	C	A	E	D	C
10	後閑公民館	442.72	R C	1987	50	新耐震	A	C	A	E	D	C
11	松井田公民館	912.04	R C	1995	50	新耐震	A	C	A	E	A	C
12	坂本公民館（坂本・入牧地区生涯学習センター）	363.44	鉄骨造	1986	38	新耐震	A	D	C	E	E	C
13	下高別当集会所	109.66	木造	1990	22	新耐震	A	E	E	E	E	C
14	長坂集会所	132.80	木造	1972	22	旧耐震	E	E	E	E	E	E
15	自性寺集会所	110.90	木造	1981	22	旧耐震	E	E	E	E	E	E
16	相水谷津集会所	106.82	木造	1974	22	旧耐震	E	E	E	E	E	E
17	郷原東部集会所	106.82	木造	1977	22	旧耐震	E	E	E	E	E	E
18	嶺向集会所	118.00	木造	1985	22	新耐震	A	E	E	E	E	C
19	共立集会所	99.37	木造	2002	22	新耐震	A	D	E	E	E	C
20	松栄集会所	115.11	木造	1984	22	新耐震	A	E	E	E	E	C
21	下後閑西集会所	105.55	木造	1978	22	旧耐震	E	E	E	E	E	E
22	昭和集会所	106.82	木造	1977	22	旧耐震	E	E	E	E	E	E
23	下後閑公会堂	114.04	木造	不明	22	旧耐震	E	E	E	E	E	E
24	小日向ふれあいセンター	250.98	鉄骨造	2006	34	新耐震	A	B	C	A	B	A
25	仲町公会堂	161.39	木造	不明	22	旧耐震	E	E	E	E	E	E
26	八城集会所	267.47	木造	1973	22	旧耐震	E	E	E	E	E	E
27	下増田集会所	290.66	木造	1974	22	旧耐震	E	E	E	E	E	E
28	原生活改善センター	143.38	木造	1979	22	旧耐震	E	E	E	E	E	E
29	下平生活改善センター	113.36	木造	1980	22	旧耐震	E	E	E	E	E	E
30	越泉地区多目的集会施設	92.74	木造	1985	22	新耐震	A	E	E	E	D	C
31	細野11区多目的集会施設	134.98	木造	1987	22	新耐震	A	E	E	E	E	C
32	細野4区多目的集会施設	96.89	木造	1987	22	新耐震	A	E	E	E	E	C
33	基幹集落センター	508.85	R C	1991	47	新耐震	A	C	A	D	C	C
34	平地区多目的活動施設	105.74	木造	1996	22	新耐震	A	E	E	E	E	C
35	九東区公会堂	74.52	木造	1970	22	旧耐震	E	E	E	E	E	E
36	行田公会堂	93.96	木造	1973	22	旧耐震	E	E	E	E	E	E
37	源ヶ原公会堂	80.19	木造	1975	22	旧耐震	E	E	E	E	E	E
38	上本町公会堂	118.42	木造	1979	22	旧耐震	E	E	E	E	D	E
39	青木公会堂	77.49	軽量鉄骨造	1979	27	旧耐震	E	E	C	E	E	E
40	高梨子地区転作促進施設	86.01	木造	1983	22	新耐震	A	E	E	E	E	C
41	恩賀住民センター	69.56	木造	1986	22	新耐震	A	E	E	E	E	C
42	ふるさと学習館（学習の森）	1544.07	R C	2000	50	新耐震	A	B	A	E	A	A
43	九十九地区生涯学習センター	478.67	鉄骨造	2015	38	新耐震	A	A	C	A	C	A
44	農業研修センター（臼井地区生涯学習センター）	203.22	鉄骨造	1979	38	旧耐震	E	E	C	E	E	E
45	細野ふるさとセンター（細野地区生涯学習センター）	864.97	R C	1995	50	新耐震	A	C	A	E	B	C
46	西横野地区多目的集会施設（西横野地区生涯学習センター）	390.03	鉄骨造	1986	38	新耐震	A	D	C	E	E	C

【市民文化系施設における対策の優先順位の考え方】

市民文化系施設における対策の優先順位の考え方は、次のとおりです。

(1) 文化センター

ア 安中市文化センター

安中市文化センターの建物は、新耐震基準により建設されていますが、施設利用者の安心及び安全を確保し、災害発生時における指定避難所となっていることを鑑み、十分な安全性を確保していることの担保として耐震診断を行う必要があります。

イ 安中市松井田文化会館

安中市松井田文化会館の大ホールの天井は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第39条第3項に規定する特定天井（脱落によって重大な危害を生ずるおそれがあるものとして国土交通大臣が定める天井をいいます。）に該当するため、地震発生時における破損及び脱落を防止するための改修工事を行う必要があります。

（２） 地区公民館及び地区生涯学習センター

地区公民館及び地区生涯学習センターについては、指定避難所、選挙の際の投票所、健診会場となっている施設が多く、また、地域に密着した施設として地域住民の利用も多いことから、普段から点検、維持管理を重視した予防保全に取り組み、計画的な修繕、改修等を実施しながら施設の長寿命化を図ります。

各施設の優先順位は、総合的かつ多角的な視点から判断しますが、基本的には築年数が経過している（古い）施設から修繕、改修等を計画的に進めていきます。

（３） 地区集会施設

地区集会施設が果たしてきた役割、機能、老朽化の状態、利用状況等を勘案し、優先順位の考え方を次のように整理しました。

ア 指定緊急避難所へ指定されている集会施設については、地域の防災拠点としての役割もあることから優先して対策を進めます。

イ 建物性能のうち、老朽化状況の評価が低い施設から対策を行います。

ウ 施設の利用状況が高い施設から対策を行います。

また、上記の考え方に加えて、周辺施設の更新状況や集約・複合化によるサービス向上の可能性も踏まえて対策の優先順位について総合的に判断していきます。

（４） 農業研修集会施設

農業研修集会施設に対する対策の優先順位の考え方については、今後の維持管理の方向性、建物性能及び利用状況を踏まえて総合的に判断していきます。

なお、指定避難所に指定されている小日向ふれあいセンターについては、地域の防災拠点としての役割もあることから優先的に対策を講じます。

【個別施設の表中の長寿命化対策等に係る対策費用について】

個別施設の表中の長寿命化対策等に係る対策費用については、百万円単位で記載しており、百万円に満たない金額について、50万円以上の場合は切上げを行い、50万円未満の場合は切下げを行って記載しています。また、全体の対策費用が50万円未満の場合は、切下げを行い、「0」と記載しています。

対策費用の金額が未定の場合は、空欄としています。

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
1	安中市文化センター		ホールトイレ 洋式化								
	各種点検										
	機能の方向性	維持	安中市文化センターは、安中市公民館条例（平成１８年安中市条例第８９号）に基づく公民館として、 実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、市民の教養の向上、健康の増進を図り、 生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的として設置された施設です。 施設は、座席数８００席のホールを始め、会議室、学習室、視聴覚室、調理実習室等を備えており、毎年 各種の公民館事業に係る教室及び講座並びに市が主催する成人式その他の式典等が開催されています。 さらに、災害発生時における安中市の自主・指定避難所に指定されているため、今後も施設としての機能 を引き続き維持していく必要があります。								
	施設の方向性	長寿命化	文化センターの建物は、昭和５７年に建築されてから３９年が経過し、老朽化が進んでいますが、建物の 構造が鉄筋コンクリートであるため、現時点において、建物の法定耐用年数である５０年を経過していま せん。 建物の法定耐用年数は経過していませんが、外壁、天井、構造躯体、防火設備等について、改修の緊急 性が高い施設の部位も見受けられるため、法定耐用年数を超えて施設を使用することを目標とし、今後計 画的に改修等を行うことにより施設の長寿命化を図ります。								
	管理上の課題	施設の収容人数が多く、また、災害発生時の自主・指定避難所にも指定されている施設であるため、施設利用者の 安全性を十分に確保することができるよう、定期的に耐震診断及び建物の劣化状況調査を行う必要があります。									
参考施設データ		H29年度	H30年度	R1年度	特記事項	施設自体は、安中市文化センター及び安中市図書館が一体となった複合施設です。					
	収入（千円）	574	793	618							
	利用団体数 （団体）	1,843	1,956	1,475							
	利用者数 （人）	58,819	76,086	49,405							

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
2	安中市 松井田文化会館	大ホール トイレ洋式化									
		7									
	各種点検										
	機能の方向性	維持	安中市松井田文化会館は、安中市松井田文化会館条例（平成１８年安中市条例第９８号）に基づき、文化の発展と市民の福祉の向上に資することを目的として設置された施設です。 施設は、座席数４７１席（普通席４６８席及び車椅子席３席）の大ホールを始め、小ホール、市民ギャラリー及び野外ステージを備えており、各種の団体が主催するコンサート、伝統芸能等の公演が毎年開催されています。 施設の機能については、松井田地区の文化の拠点として今後も文化の発展と市民の福祉の向上に資するため、また、安中市の指定避難所としても指定されているため、引き続き維持していく必要があります。								
	施設の方向性	長寿命化	松井田文化会館の建物は、平成７年に建築されてから２６年が経過し、老朽化が進んでいますが、建物の構造が鉄筋コンクリートであるため、現時点において、建物の法定耐用年数である５０年を経過していません。 建物の法定耐用年数は経過していませんが、大ホールの天井については、脱落によって重大な危害が生ずるおそれがある天井（特定天井）に該当するため、地震発生時の破損及び脱落を防止するための改修を行う必要があります。 上記の天井以外の建物の評価では、大きな課題がない施設として評価されていますので、必要な改修等を計画的に行い、法定耐用年数を超えて施設を使用することを目標として施設の長寿命化を図ります。								
	管理上の課題	松井田文化会館の利用者の中心である松井田地区の人口の減少に伴い、施設の機能について今後検討していく必要があります。 今後、日常的又は定期的に施設の点検を行い、当該点検の結果に基づく計画的な改修等を行うことによる予防的な保全を意識した維持管理を行う必要があります。									
参考施設データ		H29年度	H30年度	R1年度	特記事項	施設自体は、松井田文化会館、松井田公民館及び松井田図書館が一体となった複合施設です。					
	収入（千円）	2,214	2,141	1,956							
	利用団体数（団体）	226	274	255							
	利用者数（人）	25,490	22,585	22,234							

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
3	安中公民館										
		目視による点検									
	機能の方向性	維持	安中公民館は、安中市公民館条例（平成18年安中市条例第89号）に基づく公民館として、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、住民の教養の向上、健康の増進及び情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的として設置された施設です。 施設は、講義室、会議室（図書室）、和室及び実習室（調理室）を備えており、各種の学級及び講座を開催するとともに、住民や学習活動団体等への施設利用提供（貸館）を行っています。 地区公民館は、社会教育の活動拠点及び地域住民の交流の場となっていることはもちろんのこと、今後、地域コミュニティの拠点となることが期待されています。 また、安中公民館は、災害（水害を除く。）発生時の指定避難所として指定されているため、今後も施設としての機能を引き続き維持していく必要があります。								
	施設の方向性	長寿命化	安中公民館の建物は、平成5年に建築されてから28年が経過し、ある程度の老朽化が進んでいることから、平成27年度に外壁改修工事を行いました。 今後も職員による建物の外部及び内部の目視点検を日常的に行い、劣化した箇所を発見した場合は、利用者の安全を確保するため、適宜必要な改修を行います。 安中公民館の建物の構造自体は、鉄筋コンクリートであり、現時点において建物の法定耐用年数である50年を経過していないため、今後も必要な改修等を計画的に行うことにより、法定耐用年数を超えて施設を使用することを目標として施設の長寿命化を図ります。								
	管理上の課題	現行の蛍光灯の照明について、経年劣化により故障した箇所からLED照明に更新して、省エネルギー対策に伴う維持管理コストの削減を行います。 空調機については、経年劣化による機器の故障や不具合の状況に応じ、適宜入替えを行います。また、毎年実施している空調機清掃点検の結果を参考に、予防保全を目的とした計画的な入替えも検討していきます。 室内の床、天井等の内装については、劣化の状況に応じて随時改修を行う必要があります。									
	参考施設データ		H29年度	H30年度	R1年度	特記事項					
		利用者数 （人）	19,661	18,726	16,332						

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
4	岩野谷公民館		駐車場舗装等								
			3								
		目視による点検									
	機能の方向性	維持	岩野谷公民館は、安中市公民館条例（平成18年安中市条例第89号）に基づく公民館として、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、住民の教養の向上、健康の増進及び情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的として設置された施設です。 施設は、講義室、会議室（図書室）、和室及び実習室（調理室）を備えており、各種の学級及び講座を開催するとともに、住民や学習活動団体等への施設利用提供（貸館）を行っています。 地区公民館は、社会教育の活動拠点及び地域住民の交流の場となっていることはもちろんのこと、今後、地域コミュニティの拠点となることが期待されています。 また、岩野谷公民館は、災害発生時の指定避難所として指定されているため、今後も施設としての機能を引き続き維持していく必要があります。								
	施設の方向性	長寿命化	岩野谷公民館の建物は、昭和60年に建築されてから36年が経過し、ある程度の老朽化が進んでいることから、令和元年度に防水改修工事を行いました。今後も職員による建物の外部及び内部の目視点検を日常的に行い、劣化した箇所を発見した場合は、利用者の安全を確保するため、適宜必要な改修を行います。 岩野谷公民館の建物の構造自体は、鉄筋コンクリートであり、現時点において建物の法定耐用年数である50年を経過していないため、今後も必要な改修等を計画的に行うことにより、法定耐用年数を超えて施設を使用することを目標として施設の長寿命化を図ります。								
	管理上の課題	現行の蛍光灯の照明について、経年劣化により故障した箇所からLED照明に更新して、省エネルギー対策に伴う維持管理コストの削減を行います。 空調機については、経年劣化による機器の故障や不具合の状況により、適宜入替えを行います。また、毎年実施している空調機清掃点検の結果を参考に、予防保全を目的とした計画的な入替えも検討していきます。 室内の床、天井等の内装については、劣化の状況に応じて随時改修を行う必要があります（事務室内の床については劣化が著しかったため、令和元年度に修繕を行いました。）。									
	参考施設データ		H29年度	H30年度	R1年度	特記事項					
		利用者数 （人）	8,363	9,951	7,929						

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
5	板鼻公民館						壁紙張り替え			外部改修等	
							1			15	
	目視による点検										
	機能の方向性	維持	板鼻公民館は、安中市公民館条例（平成18年安中市条例第89号）に基づく公民館として、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、住民の教養の向上、健康の増進及び情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的として設置された施設です。 施設は、講義室、会議室（図書室）、和室及び実習室（調理室）を備えており、各種の学級及び講座を開催するとともに、住民や学習活動団体等への施設利用提供（貸館）を行っています。 地区公民館は、社会教育の活動拠点及び地域住民の交流の場となっていることはもちろんのこと、今後、地域コミュニティの拠点となることが期待されています。 また、板鼻公民館は、災害（水害を除く。）発生時の指定避難所として指定されているため、今後も施設としての機能を引き続き維持していく必要があります。								
	施設の方向性	長寿命化	板鼻公民館の建物は、昭和63年に建築されてから33年が経過し、ある程度の老朽化が進んでいますので、職員による建物の外部及び内部の目視点検を日常的に行い、劣化した箇所を発見した場合は、利用者の安全を確保するため、適宜必要な改修を行います。 板鼻公民館の建物の構造自体は、鉄筋コンクリートであり、現時点において建物の法定耐用年数である50年を経過していないため、今後、必要な改修等を計画的に行うことにより、法定耐用年数を超えて施設を使用することを目標として施設の長寿命化を図ります。								
	管理上の課題	現行の蛍光灯の照明について、経年劣化により故障した箇所からLED照明に更新して、省エネルギー対策に伴う維持管理コストの削減を行います。 空調機については、経年劣化による機器の故障や不具合の状況により、適宜入替えを行います。また、毎年実施している空調機清掃点検の結果を参考に、予防保全を目的とした計画的な入替えも検討していきます。 室内の床、天井等の内装については、劣化の状況に応じて随時改修を行う必要があります。									
参考施設データ		H29年度	H30年度	R1年度	特記事項						
	利用者数 （人）	9,641	11,020	10,146							

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
6	秋間公民館										
		目視による点検									
	機能の方向性	維持	秋間公民館は、安中市公民館条例（平成18年安中市条例第89号）に基づく公民館として、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、住民の教養の向上、健康の増進及び情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的として設置された施設です。 施設は、講義室、会議室（図書室）、和室及び実習室（調理室）を備えており、各種の学級及び講座を開催するとともに、住民や学習活動団体等への施設利用提供（貸館）を行っています。 地区公民館は、社会教育の活動拠点及び地域住民の交流の場となっていることはもちろんのこと、今後、地域コミュニティの拠点となることが期待されています。 また、秋間公民館は、災害発生時の指定避難所として指定されているため、今後も施設としての機能を引き続き維持していく必要があります。								
	施設の方向性	長寿命化	秋間公民館の建物は、平成2年に建築されてから31年が経過し、ある程度の老朽化が進んでいますので、職員による建物の外部及び内部の目視点検を日常的に行い、劣化した箇所を発見した場合は、利用者の安全を確保するため、適宜必要な改修を行います。 秋間公民館の建物の構造自体は、鉄筋コンクリートであり、現時点において建物の法定耐用年数である50年を経過していないため、今後、必要な改修等を計画的に行うことにより、法定耐用年数を超えて施設を使用することを目標として施設の長寿命化を図ります。								
	管理上の課題	現行の蛍光灯の照明について、経年劣化により故障した箇所からLED照明に更新して、省エネルギー対策に伴う維持管理コストの削減を行います。 空調機については、経年劣化による機器の故障や不具合の状況により、適宜入替えを行います。また、毎年実施している空調機清掃点検の結果を参考に、予防保全を目的とした計画的な入替えも検討していきます。 室内の床、天井等の内装については、劣化の状況に応じて随時改修を行う必要があります。									
	参考施設データ		H29年度	H30年度	R1年度	特記事項					
		利用者数 （人）	9,985	8,626	8,158						

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）										
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	
7	原市公民館					外部改修等			壁紙張り替え		空調機更新 講義室用2台	
						15			1		2	
		目視による点検										
	機能の方向性	維持	原市公民館は、安中市公民館条例（平成18年安中市条例第89号）に基づく公民館として、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、住民の教養の向上、健康の増進及び情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的として設置された施設です。 施設は、講義室、会議室（図書室）、和室及び実習室（調理室）を備えており、各種の学級及び講座方を開催するとともに、住民や学習活動団体等への施設利用提供（貸館）を行っています。 地区公民館は、社会教育の活動拠点及び地域住民の交流の場となっていることはもちろんのこと、今後、地域コミュニティの拠点となることが期待されています。 また、原市公民館は、災害発生時の指定避難所として指定されているため、今後も施設としての機能を引き続き維持していく必要があります。									
	施設の方向性	長寿命化	原市公民館の建物は、昭和61年に建築されてから35年が経過し、ある程度の老朽化が進んでいますので、職員による建物の外部及び内部の目視点検を日常的に行い、劣化した箇所を発見した場合は、利用者の安全を確保するため、適宜必要な改修を行います。 原市公民館の建物の構造自体は、鉄筋コンクリートであり、現時点において建物の法定耐用年数である50年を経過していないため、今後、必要な改修等を計画的に行うことにより、法定耐用年数を超えて施設を使用することを目標として施設の長寿命化を図ります。									
	管理上の課題	現行の蛍光灯の照明について、経年劣化により故障した箇所からLED照明に更新して、省エネルギー対策に伴う維持管理コストの削減を行います。 空調機については、経年劣化による機器の故障や不具合の状況により、適宜入替えを行います。また、毎年実施している空調機清掃点検の結果を参考に、予防保全を目的とした計画的な入替えも検討していきます。 室内の床、天井等の内装については、劣化の状況に応じて随時改修を行う必要があります。										
参考施設データ		H29年度	H30年度	R1年度	特記事項							
	利用者数 （人）	14,710	12,463	10,567								

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
8	磯部公民館		玄関前駐車場 地盤沈下修繕	外部改修等							
			3	12							
	目視による点検										
	機能の方向性	維持	磯部公民館は、安中市公民館条例（平成18年安中市条例第89号）に基づく公民館として、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、住民の教養の向上、健康の増進及び情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的として設置された施設です。 施設は、講義室、会議室（図書室）、和室及び実習室（調理室）を備えており、各種の学級及び講座を開催するとともに、住民や学習活動団体等への施設利用提供（貸館）を行っています。 地区公民館は、社会教育の活動拠点及び地域住民の交流の場となっていることはもちろんのこと、今後、地域コミュニティの拠点となることが期待されています。 また、磯部公民館は、災害発生時の指定避難所として指定されているため、今後も施設としての機能を引き続き維持していく必要があります。								
	施設の方向性	長寿命化	磯部公民館の建物は、昭和60年に建築されてから36年が経過し、ある程度の老朽化が進んでいますので、職員による建物の外部及び内部の目視点検を日常的に行い、劣化した箇所を発見した場合は、利用者の安全を確保するため、適宜必要な改修を行います。 磯部公民館の建物の構造自体は、鉄筋コンクリートであり、現時点において建物の法定耐用年数である50年を経過していないため、今後、必要な改修等を計画的に行うことにより、法定耐用年数を超えて施設を使用することを目標として施設の長寿命化を図ります。								
管理上の課題		現行の蛍光灯の照明について、経年劣化により故障した箇所からLED照明に更新して、省エネルギー対策に伴う維持管理コストの削減を行います（令和元年度には講義室照明のLED化を実施しました。）。 空調機については、経年劣化による機器の故障や不具合の状況により、適宜入替えを行います。また、毎年実施している空調機清掃点検の結果を参考に、予防保全を目的とした計画的な入替えも検討していきます。 室内の床、天井等の内装については、劣化の状況に応じて随時改修を行う必要があります。									
参考施設データ		H29年度	H30年度	R1年度	特記事項						
	利用者数 （人）	10,646	10,636	10,623							

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
9	東横野公民館						空調機更新 講義室用2台	外部改修等			
							2	15			
	目視による点検										
	機能の方向性	維持	東横野公民館は、安中市公民館条例（平成18年安中市条例第89号）に基づく公民館として、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、住民の教養の向上、健康の増進及び情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的として設置された施設です。 施設は、講義室、会議室（図書室）、和室及び実習室（調理室）を備えており、各種の学級及び講座を開催するとともに、住民や学習活動団体等への施設利用提供（貸館）を行っています。 地区公民館は、社会教育の活動拠点及び地域住民の交流の場となっていることはもちろんのこと、今後、地域コミュニティの拠点となることが期待されています。 また、東横野公民館は、災害発生時の指定避難所として指定されているため、今後も施設としての機能を引き続き維持していく必要があります。								
	施設の方向性	長寿命化	東横野公民館の建物は、昭和62年に建築されてから34年が経過し、ある程度の老朽化が進んでいますので、職員による建物の外部及び内部の目視点検を日常的に行い、劣化した箇所を発見した場合は、利用者の安全を確保するため、適宜必要な改修を行います。 東横野公民館の建物の構造自体は、鉄筋コンクリートであり、現時点において建物の法定耐用年数である50年を経過していないため、今後、必要な改修等を計画的に行うことにより、法定耐用年数を超過して施設を使用することを目標として施設の長寿命化を図ります。								
	管理上の課題	現行の蛍光灯の照明について、経年劣化により故障した箇所からLED照明に更新して、省エネルギー対策に伴う維持管理コストの削減を行います。 空調機については、経年劣化による機器の故障や不具合の状況により、適宜入替えを行います。また、毎年実施している空調機清掃点検の結果を参考に、予防保全を目的とした計画的な入替えも検討していきます。 室内の床、天井等の内装については、劣化の状況に応じて随時改修を行う必要があります。									
参考施設データ		H29年度	H30年度	R1年度	特記事項						
	利用者数 （人）	7,266	6,552	6,825							

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）										
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	
10	後閑公民館				ベランダ 笠木改修 空調機更新 講義室用1台 会議室用1台				空調機更新 和室用2台			
					3				2			
	目視による点検											
	機能の方向性	維持	後閑公民館は、安中市公民館条例（平成18年安中市条例第89号）に基づく公民館として、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、住民の教養の向上、健康の増進及び情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的として設置された施設です。 施設は、講義室、会議室（図書室）、和室及び実習室（調理室）を備えており、各種の学級及び講座を開催するとともに、住民や学習活動団体等への施設利用提供（貸館）を行っています。 地区公民館は、社会教育の活動拠点及び地域住民の交流の場となっていることはもちろんのこと、今後、地域コミュニティの拠点となることが期待されています。 また、後閑公民館は、災害発生時の指定避難所として指定されているため、今後も施設としての機能を引き続き維持していく必要があります。									
	施設の方向性	長寿命化	後閑公民館の建物は、昭和63年に建築されてから33年が経過し、ある程度の老朽化が進んでいますので、職員による建物の外部及び内部の目視点検を日常的に行い、劣化した箇所を発見した場合は、利用者の安全を確保するため、適宜必要な改修を行います。 また、建物の構造自体は鉄筋コンクリートであり、現時点において建物の法定耐用年数である50年を経過していないため、今後、必要な改修等を計画的に行うことにより、法定耐用年数を超過して施設を使用することを目標として施設の長寿命化を図ります。									
管理上の課題		現行の蛍光灯の照明について、経年劣化により故障した箇所からLED照明に更新して、省エネルギー対策に伴う維持管理コストの削減を行います。 空調機については、経年劣化による機器の故障や不具合の状況により、適宜入替えを行います。また、毎年実施している空調機清掃点検の結果を参考に、予防保全を目的とした計画的な入替えも検討していきます。 室内の床、天井等の内装については、劣化の状況に応じて随時改修を行う必要があります。										
参考施設データ		H29年度	H30年度	R1年度	特記事項							
	利用者数 （人）	7,735	7,898	8,035								

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
11	松井田公民館										
		目視による点検									
	機能の方向性	維持	松井田公民館は、安中市公民館条例（平成１８年安中市条例第８９号）に基づく公民館として、實際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、市民の教養の向上、健康の増進を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的として設置された施設です。 施設は、研修室、学習室、実習室等を備えており、毎年各種の公民館事業に係る教室及び講座が開催されています。 松井田公民館は、社会教育の活動拠点として、今後も施設としての機能を維持していく必要があります。								
	施設の方向性	長寿命化	松井田公民館の建物は、平成７年に建築されてから２６年が経過し、老朽化が進んでいますので、職員による建物の外部及び内部の目視点検を定期的に行い、劣化した箇所を発見した場合は、利用者の安全を確保するため、必要な改修を行います。 建物の構造自体は鉄筋コンクリートであり、現時点において、建物の法定耐用年数である５０年を経過しておらず、建物としては、大きな課題がない施設として評価されていますので、必要な改修等を計画的に行い、法定耐用年数を超えて施設を使用することを目標として施設の長寿命化を図ります。								
	管理上の課題	松井田公民館の利用者の中心である松井田地区の人口の減少に伴い、施設の機能について今後検討していく必要があります。 今後、日常的又は定期的に施設の点検を行い、当該点検の結果に基づく計画的な改修等を行うことによる予防的な保全を意識した維持管理を行う必要があります。									
参考施設データ		H29年度	H30年度	R1年度	特記事項	施設自体は、松井田文化会館、松井田公民館及び松井田図書館が一体となった複合施設です。					
	利用者数（人）	21,202	21,702	18,674							

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
12	坂本公民館 （坂本・入牧地区生涯学習センター）				外部改修等						
					4						
		目視による点検									
	機能の方向性	維持	坂本公民館は、安中市公民館条例（平成１８年安中市条例第８９号）に基づく公民館として、實際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、住民の教養の向上、健康の増進及び情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的として設置された施設ですが、現在は、坂本・入牧地区生涯学習センターとして活用しています。 施設は、大講座室（多目的ホール）、講座室、和室及び調理室を備えており、各種の講座の開催や住民及び学習活動団体等への施設利用提供（貸館）を行っています。 地区生涯学習センターは、生涯学習活動の拠点及び地域住民の交流の場となっていることはもちろんのこと、今後、地域コミュニティの拠点となることが期待されているため、今後も施設としての機能を引き続き維持していく必要があります。								
	施設の方向性	長寿命化	坂本公民館の建物は、平成２８年に建て替えをした大講座室（多目的ホール）棟を除き、昭和６１年に建築されてから３５年が経過し、ある程度の老朽化が進んでいるため、職員による建物の外部及び内部の目視点検を定期的に行い、劣化した箇所を発見した場合は、利用者の安全を確保するため、適宜必要な改修を行います。 坂本公民館の建物の構造自体は、鉄骨造であり、現時点において建物の法定耐用年数である３８年を経過していないため、今後、必要な改修等を計画的に行うことにより、法定耐用年数を超えて施設を使用することを目標として施設の長寿命化を図ります。								
管理上の課題	現行の蛍光灯の照明について、経年劣化により故障した箇所からＬＥＤ照明に更新して、省エネルギー対策に伴う維持管理コストの削減を行います。 空調機については、経年劣化による機器の故障や不具合の状況により、適宜入替えを行います。また、空調機清掃点検の結果を参考に、予防保全を目的とした計画的な入替えも検討していきます。 室内の床、天井等の内装については、劣化の状況に応じて随時改修を行う必要があります。										
参考施設データ		H29年度	H30年度	R1年度	特記事項	現時点における条例上の施設の位置付けは公民館となっていますが、施設の機能としては坂本・入牧地区生涯学習センターとなっているため、条例上も生涯学習センターとしての位置付けとなるように条例の改正を検討します。					
	利用者数（人）	5,725	5,398	4,856							

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）										
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	
13	下高別当集会所											
		目視による点検										
	機能の方向性	維持	下高別当集会所は、安中市同和対策施設設置及び管理条例（現在は、廃止済み。）に基づいて設置された施設であり、現在は、地元の安中第2区区长に対して無償で貸与し、大規模改修以外の維持管理を地元の地区が行っています。 施設としては、地域の会合等における地元の住民の方々の交流の場となっているため、引き続き施設の機能を維持していきます。									
	施設の方向性	長寿命化	下高別当集会所は、平成2年に建築されてから31年が経過し、建物の法定耐用年数である22年を超えている状態であるため、目視により施設の外部及び内部を点検することにより、劣化の度合いを把握して施設の安全性の確保に努めます。 建物の耐震基準は、新耐震基準に基づいていますが、今後、施設の老朽化が進んだ場合は、当該施設を維持するために大規模な改修を行う必要性があります。									
	管理上の課題	今後、人口の減少及び高齢化が進むことにより、施設を引き続き維持する必要があるかどうかについて、施設の利用状況、大規模改修に要する費用、他施設との統合の可能性、地元への施設の譲渡の可能性等を踏まえて、地元の住民の方々と一緒に検討していく必要があります。										

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
14	長坂集会所										
	目視による点検										
	機能の方向性	維持	長坂集会所は、安中市同和対策施設設置及び管理条例（現在は、廃止済み。）に基づいて設置された施設であり、現在は、地元の岩野谷第7区区长に対して無償で貸与し、大規模改修以外の維持管理を地元の地区が行っています。 施設としては、地域の会合等における地元の住民の方々の交流の場となっているため、引き続き施設の機能を維持していきます。								
	施設の方向性	長寿命化	長坂集会所は、昭和48年に建築されてから48年が経過し、建物の法定耐用年数である22年を大きく超過している状態であるため、目視により施設の外部及び内部を点検することにより、劣化の度合いを把握して施設の安全性の確保に努めます。 また、建物の耐震基準は、旧耐震基準に基づいているため、引き続き施設を維持していくためには、大規模な改修を早急に行う必要性があります。								
	管理上の課題	今後、人口の減少及び高齢化が進むことにより、施設を引き続き維持する必要があるかどうかについて、施設の利用状況、大規模改修に要する費用、他施設との統合の可能性、地元への施設の譲渡の可能性等を踏まえて、地元の住民の方々と一緒に検討していく必要があります。									

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
15	自性寺集会所										
	目視による点検										
	機能の方向性	維持	自性寺集会所は、安中市同和対策施設設置及び管理条例（現在は、廃止済み。）に基づいて設置された施設であり、現在は、地元の秋間第5区区長に対して無償で貸与し、大規模改修以外の維持管理を地元の地区が行っています。 施設としては、地域の会合等における地元の住民の方々の交流の場となっているため、引き続き施設の機能を維持していきます。								
	施設の方向性	長寿命化	自性寺集会所は、昭和56年に建築されてから40年が経過し、建物の法定耐用年数である22年を大きく超過している状態であるため、目視により施設の外部及び内部を点検することにより、劣化の度合いを把握して施設の安全性の確保に努めます。 また、建物の耐震基準は、旧耐震基準に基づいているため、引き続き施設を維持していくためには、大規模な改修を早急に行う必要性があります。								
	管理上の課題	今後、人口の減少及び高齢化が進むことにより、施設を引き続き維持する必要があるかどうかについて、施設の利用状況、大規模改修に要する費用、他施設との統合の可能性、地元への施設の譲渡の可能性等を踏まえて、地元の住民の方々と一緒に検討していく必要があります。									

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
16	相水谷津集会所										
		目視による点検									
	機能の方向性	維持	相水谷津集会所は、安中市同和対策施設設置及び管理条例（現在は、廃止済み。）に基づいて設置された施設であり、現在は、地元の秋間第5区区長に対して無償で貸与し、大規模改修以外の維持管理を地元の地区が行っています。 施設としては、地域の会合等における地元の住民の方々の交流の場となっているため、引き続き施設の機能を維持していきます。								
	施設の方向性	長寿命化	相水谷津集会所は、昭和49年に建築されてから47年が経過し、建物の法定耐用年数である22年を大きく超過している状態であるため、目視により施設の外部及び内部を点検することにより、劣化の度合いを把握して施設の安全性の確保に努めます。 また、建物の耐震基準は、旧耐震基準に基づいているため、引き続き施設を維持していくためには、大規模な改修を早急に行う必要性があります。								
	管理上の課題	今後、人口の減少及び高齢化が進むことにより、施設を引き続き維持する必要があるかどうかについて、施設の利用状況、大規模改修に要する費用、他施設との統合の可能性、地元への施設の譲渡の可能性等を踏まえて、地元の住民の方々と一緒に検討していく必要があります。									

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
17	郷原東部集会所										
		目視による点検									
	機能の方向性	維持	郷原東部集会所は、安中市同和対策施設設置及び管理条例（現在は、廃止済み。）に基づいて設置された施設であり、現在は、地元の原市第6区区长に対して無償で貸与し、大規模改修以外の維持管理を地元の地区が行っています。 施設としては、地域の会合等における地元の住民の方々の交流の場となっているため、引き続き施設の機能を維持していきます。								
	施設の方向性	長寿命化	郷原東部集会所は、昭和53年に建築されてから43年が経過し、建物の法定耐用年数である22年を大きく超過している状態であるため、目視により施設の外部及び内部を点検することにより、劣化の度合いを把握して施設の安全性の確保に努めます。 また、建物の耐震基準は、旧耐震基準に基づいているため、引き続き施設を維持していくためには、大規模な改修を早急に行う必要性があります。								
	管理上の課題	今後、人口の減少及び高齢化が進むことにより、施設を引き続き維持する必要があるかどうかについて、施設の利用状況、大規模改修に要する費用、他施設との統合の可能性、地元への施設の譲渡の可能性等を踏まえて、地元の住民の方々と一緒に検討していく必要があります。									

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）										
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	
18	嶺向集会所											
		目視による点検										
	機能の方向性	維持	嶺向集会所は、安中市同和対策施設設置及び管理条例（現在は、廃止済み。）に基づいて設置された施設であり、現在は、地元の原市第8区区長に対して無償で貸与し、大規模改修以外の維持管理を地元の地区が行っています。 施設としては、地域の会合等における地元の住民の方々の交流の場となっているため、引き続き施設の機能を維持していきます。									
	施設の方向性	長寿命化	嶺向集会所は、昭和60年に建築されてから36年が経過し、建物の法定耐用年数である22年を大きく超過している状態であるため、目視により施設の外部及び内部を点検することにより、劣化の度合いを把握して施設の安全性の確保に努めます。 建物の耐震基準は、新耐震基準に基づいていますが、今後、施設の老朽化が進んだ場合は、当該施設を維持するために大規模な改修を行う必要性があります。									
	管理上の課題	今後、人口の減少及び高齢化が進むことにより、施設を引き続き維持する必要があるかどうかについて、施設の利用状況、大規模改修に要する費用、他施設との統合の可能性、地元への施設の譲渡の可能性等を踏まえて、地元の住民の方々と一緒に検討していく必要があります。										

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）										
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	
19	共立集会所											
		目視による点検										
	機能の方向性	維持	共立集会所は、安中市同和対策施設設置及び管理条例（現在は、廃止済み。）に基づいて設置された施設であり、現在は、地元の東横野第2区区長に対して無償で貸与し、大規模改修以外の維持管理を地元の地区が行っています。 施設としては、地域の会合等における地元の住民の方々の交流の場となっているため、引き続き施設の機能を維持していきます。									
	施設の方向性	長寿命化	共立集会所は、平成14年に建築されてから19年が経過し、建物の法定耐用年数である22年を超えていない状態であるため、目視により施設の外部及び内部を点検することにより、劣化の度合いを把握して施設の適切な維持管理に努めます。 建物の耐震基準は、新耐震基準に基づいていますが、今後、施設の老朽化が進んだ場合は、当該施設を維持するために大規模な改修を行う必要性があります。									
	管理上の課題	今後、人口の減少及び高齢化が進むことにより、施設を引き続き維持する必要があるかどうかについて、施設の利用状況、大規模改修に要する費用、他施設との統合の可能性、地元への施設の譲渡の可能性等を踏まえて、地元の住民の方々と一緒に検討していく必要があります。										

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
20	松栄集会所										
	目視による点検										
	機能の方向性	維持	松栄集会所は、安中市同和対策施設設置及び管理条例（現在は、廃止済み。）に基づいて設置された施設であり、現在は、地元の東横野第４区区長に対して無償で貸与し、大規模改修以外の維持管理を地元の地区が行っています。 施設としては、地域の会合等における地元の住民の方々との交流の場となっているため、引き続き施設の機能を維持していきます。								
	施設の方向性	長寿命化	松栄集会所は、昭和５９年に建築されてから３７年が経過し、建物の法定耐用年数である２２年を大きく超過している状態であるため、目視により施設の外部及び内部を点検することにより、劣化の度合いを把握して施設の安全性の確保に努めます。 建物の耐震基準は、新耐震基準に基づいていますが、今後、施設の老朽化が進んだ場合は、当該施設を維持するために大規模な改修を行う必要性があります。								
	管理上の課題	今後、人口の減少及び高齢化が進むことにより、施設を引き続き維持する必要があるかどうかについて、施設の利用状況、大規模改修に要する費用、他施設との統合の可能性、地元への施設の譲渡の可能性等を踏まえて、地元の住民の方々と一緒に検討していく必要があります。									

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
21	下後閑西集会所										
	目視による点検										
	機能の方向性	維持	下後閑西集会所は、安中市同和対策施設設置及び管理条例（現在は、廃止済み。）に基づいて設置された施設であり、現在は、地元の下後閑西集会所運営委員長に対して無償で貸与し、大規模改修以外の維持管理を地元の地区が行っています。 施設としては、地域の会合等における地元の住民の方々の交流の場となっているため、引き続き施設の機能を維持していきます。								
	施設の方向性	長寿命化	下後閑西集会所は、昭和５３年に建築されてから４３年が経過し、建物の法定耐用年数である２２年を大きく超過している状態であるため、目視により施設の外部及び内部を点検することにより、劣化の度合いを把握して施設の安全性の確保に努めます。 また、建物の耐震基準は、旧耐震基準に基づいているため、引き続き施設を維持していくためには、大規模な改修を早急に行う必要性があります。								
	管理上の課題	今後、人口の減少及び高齢化が進むことにより、施設を引き続き維持する必要があるかどうかについて、施設の利用状況、大規模改修に要する費用、他施設との統合の可能性、地元への施設の譲渡の可能性等を踏まえて、地元の住民の方々と一緒に検討していく必要があります。									

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
22	昭和集会所										
		目視による点検									
	機能の方向性	維持	昭和集会所は、安中市同和対策施設設置及び管理条例（現在は、廃止済み。）に基づいて設置された施設であり、現在は、地元の東横野第5区区长に対して無償で貸与し、大規模改修以外の維持管理を地元の地区が行っています。 施設としては、地域の会合等における地元の住民の方々の交流の場となっているため、引き続き施設の機能を維持していきます。								
	施設の方向性	長寿命化	昭和集会所は、昭和52年に建築されてから44年が経過し、建物の法定耐用年数である22年を大きく超過している状態であるため、目視により施設の外部及び内部を点検することにより、劣化の度合いを把握して施設の安全性の確保に努めます。 また、建物の耐震基準は、旧耐震基準に基づいているため、引き続き施設を維持していくためには、大規模な改修を早急に行う必要性があります。								
	管理上の課題	今後、人口の減少及び高齢化が進むことにより、施設を引き続き維持する必要があるかどうかについて、施設の利用状況、大規模改修に要する費用、他施設との統合の可能性、地元への施設の譲渡の可能性等を踏まえて、地元の住民の方々と一緒に検討していく必要があります。									

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
23	下後閑公会堂										
	目視による点検										
	機能の方向性	維持	下後閑公会堂は、地元の後閑第1区区長に対して無償で貸与し、大規模改修以外の維持管理を地元の地区が行っています。 施設としては、地域の会合等における地元の住民の方々の交流の場となっているため、引き続き施設の機能を維持していきます。								
	施設の方向性	長寿命化	下後閑公会堂の詳細な建築年は不明ですが、建物の法定耐用年数である22年を大きく超過している状態であると考えられるため、目視により施設の外部及び内部を点検することにより、劣化の度合いを把握して施設の安全性の確保に努めます。 また、建物の耐震基準は、旧耐震基準に基づいているため、引き続き施設を維持していくためには、大規模な改修を早急に行う必要性があります。								
	管理上の課題	今後、人口の減少及び高齢化が進むことにより、施設を引き続き維持する必要があるかどうかについて、施設の利用状況、大規模改修に要する費用、他施設との統合の可能性、地元への施設の譲渡の可能性等を踏まえて、地元の住民の方々と一緒に検討していく必要があります。									

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
24	小日向ふれあいセンター										
		目視による点検									
	機能の方向性	維持	小日向ふれあいセンターは、安中市農業研修集会施設等条例（平成１８年安中市条例第１５３号）に基づいて設置された集会施設です。 現在、地域の農業者の活動拠点として活用されており、また、災害発生時の指定避難所としても指定されているため、今後も施設としての機能を引き続き維持していく必要があります。								
	施設の方向性	長寿命化	小日向ふれあいセンターの建物は、平成１９年に建築されてから１４年が経過していますが、建物の構造自体は鉄骨造であり、現時点において建物の法定耐用年数である３４年を経過していないため、今後、必要な改修等を計画的に行うことにより、法定耐用年数を超えて施設を使用することを目標として施設の長寿命化を図ります。								
	管理上の課題	現時点において、大きな課題はありません。									

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
25	仲町公会堂										
	目視による点検										
	機能の方向性	維持及び 検討	仲町公会堂は、大規模改修以外の維持管理を地元の地区の住民の方々が行っています。 施設としては、地域の会合等における地元の住民の方々の交流の場となっているため、当面、施設の機能を維持していきますが、建物自体が老朽化しているため、今後も施設の機能を維持するかどうかについて地元関係者と一緒に検討していく必要があります。								
	施設の方向性	維持及び 検討	仲町公会堂の詳細な建築年は不明ですが、建物の法定耐用年数である22年を大きく超過している状態であると考えられるため、目視により施設の外部及び内部を点検することにより、劣化の度合いを把握して施設の安全性の確保に努めます。 また、建物の耐震基準は、旧耐震基準に基づいているため、引き続き施設を維持していくためには、大規模な改修を早急に行う必要がありますので、今後の施設の方向性を踏まえて耐震・老朽化対策を行うかどうかについて検討を行います。								
	管理上の課題	今後、人口の減少及び高齢化が進むことにより、施設を引き続き維持する必要があるかどうかについて、施設の利用状況、大規模改修に要する費用、他施設との統合の可能性、地元への施設の譲渡の可能性等を踏まえて、地元の住民の方々と一緒に検討していく必要があります。									

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
26	八城集会所	1階会議室 天井張り替え					外部改修等				
		0					3				
	目視による点検										
	機能の方向性	維持及び 検討	八城集会所は、安中市集会所条例（平成18年安中市条例第97号）に基づき、人権教育活動を推進し、及び教育文化の向上を図ることを目的として設置された施設です。 施設は、大会議室、小会議室、和室及び調理室を備え、現在、手芸、舞踊等の各種講座（教室）の開催、会議室等の貸館を行っています。 集会所は、地元住民にとって身近な地域の施設となっているため、当面、施設としての機能を引き続き維持していきますが、今後、施設の利用状況等を踏まえて施設の機能を検討する必要があります。								
施設の方向性	維持及び 検討	八城集会所は、昭和48年に建築されてから48年が経過し、建物の法定耐用年数である22年を大きく超過しているため、日常的に目視による施設の外部及び内部の点検を実施することにより、早期に劣化の度合いを把握して施設の安全性の確保に努めます。 八城集会所の建物の耐震基準が旧耐震基準に基づいており、引き続き施設を維持していくためには、大規模な改修を早急に行う必要があるため、今後の施設の方向性を踏まえた上で、施設改修の要否を検討していく必要があります。									
管理上の課題	今後、人口の減少及び高齢化が進むことにより、施設を引き続き維持する必要があるかどうかについて検討していく必要があります。 今後は、施設の利用状況、大規模改修に要する費用、他施設との統合・地元への施設譲渡の可能性等を考慮して、集会所運営委員会や地元住民の方々等と一緒に施設の方向性について多角的に検討していかなければなりません。										
参考施設データ		H29年度	H30年度	R1年度	特記事項						
	利用者数 （人）	1,694	1,769	1,750							

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
27	下増田集会所				外部改修等						
					4						
	目視による点検										
	機能の方向性	維持及び 検討	下増田集会所は、安中市集会所条例（平成１８年安中市条例第９７号）に基づき、人権教育活動を推進し、及び教育文化の向上を図ることを目的として設置された施設です。 施設は、大会議室、小会議室、和室及び調理室を備え、現在、詩吟、書道等の各種講座（教室）の開催、会議室等の貸館を行っています。 集会所は、地元住民にとって身近な地域の施設となっているため、当面、施設としての機能を引き続き維持してまいります。今後、施設の利用状況等を踏まえて施設の機能を検討する必要があります。								
	施設の方向性	維持及び 検討	下増田集会所は、昭和４９年に建築されてから４７年が経過し、建物の法定耐用年数である２２年を大きく超過しているため、日常的に目視による施設の外部及び内部の点検を実施することにより、早期に劣化の度合いを把握して施設の安全性の確保に努めます。 下増田集会所の建物の耐震基準が旧耐震基準に基づいており、引き続き施設を維持していくためには、大規模な改修を早急に行う必要性があるため、今後の施設の方向性を踏まえた上で、施設改修の要否を検討していく必要があります。								
	管理上の課題	今後、人口の減少及び高齢化が進むことにより、施設を引き続き維持する必要があるかどうかについて検討していく必要があります。 今後、施設の利用状況、大規模改修に要する費用、他施設との統合・地元への施設譲渡の可能性等を考慮して、集会所運営委員会や地元住民の方々等と一緒に、施設の方向性について多角的に検討していかねばなりません。									
	参考施設データ		H29年度	H30年度	R1年度	特記事項					
		利用者数 （人）	2,186	1,752	1,721						

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
28	原生活改善センター										
	目視による点検										
	機能の方向性	維持及び 検討	原生活改善センターは、安中市農業研修集会施設等条例（平成１８年安中市条例第１５３号）に基づいて設置された集会施設です。 現在、地域の農業者の活動拠点として活用されており、当面、施設としての機能を引き続き維持していきますが、今後の施設の利用状況を踏まえて施設の機能を検討する必要があります。								
	施設の方向性	維持及び 検討	原生活改善センターは、昭和５５年に建築されてから４１年が経過し、建物の法定耐用年数である２２年を大きく超過している状態であるため、目視により施設の外部及び内部を点検することにより、劣化の度合いを把握して施設の安全性の確保に努めます。 また、建物の耐震基準が旧耐震基準に基づいており、引き続き施設を維持していくためには、大規模な改修を早急に行う必要があるため、今後の施設の方向性を踏まえて施設の改修の要否を検討する必要があります。								
	管理上の課題	基本的には、安全性を欠かない範囲で必要最低限を修繕を行いながら適正な維持管理を行い、施設の建物の性能、需要度及び重要度を踏まえて、今後、耐震改修又は除却を検討する必要があります。									

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）										
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	
29	下平生活改善センター											
		目視による点検										
	機能の方向性	維持及び検討	下平生活改善センターは、安中市農業研修集会施設等条例（平成１８年安中市条例第１５３号）に基づいて設置された集会施設です。 現在、地域の農業者の活動拠点として活用されており、当面、施設としての機能を引き続き維持していきますが、今後の施設の利用状況を踏まえて施設の機能を検討する必要があります。									
	施設の方向性	維持及び検討	下平生活改善センターは、昭和５５年に建築されてから４１年が経過し、建物の法定耐用年数である２２年を大きく超過している状態であるため、目視により施設の外部及び内部を点検することにより、劣化の度合いを把握して施設の安全性の確保に努めます。 また、建物の耐震基準が旧耐震基準に基づいており、引き続き施設を維持していくためには、大規模な改修を早急に行う必要があるため、今後の施設の方向性を踏まえて施設の改修の要否を検討する必要があります。									
	管理上の課題	基本的には、安全性を欠かない範囲で必要最低限を修繕を行いながら適正な維持管理を行い、施設の建物の性能、需要度及び重要度を踏まえて、今後、耐震改修又は除却を検討する必要があります。										

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）										
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	
30	越泉地区 多目的集会施設											
		目視による点検										
	機能の方向性	維持	越泉地区多目的集会施設は、安中市農業研修集会施設等条例（平成１８年安中市条例第１５３号）に基づいて設置された集会施設で、大規模改修以外の維持管理を地元の地区の住民の方々がを行っています。 施設としては、地域の会合等における地元の住民の方々の交流の場となっているため、引き続き施設の機能を維持していきます。									
	施設の方向性	長寿命化	越泉地区多目的集会施設は、昭和６１年に建築されてから３５年が経過し、建物の法定耐用年数である２２年を大きく超過している状態であるため、目視により施設の外部及び内部を点検することにより、劣化の度合いを把握して施設の安全性の確保に努めます。 建物の耐震基準は、新耐震基準に基づいていますが、今後、施設の老朽化が進んだ場合は、当該施設を維持するために大規模な改修を行う必要性があります。									
	管理上の課題	今後、人口の減少及び高齢化が進むことにより、施設を引き続き維持する必要があるかどうかについて、施設の利用状況、大規模改修に要する費用、他施設との統合の可能性、地元への施設の譲渡の可能性等を踏まえて、地元の住民の方々と一緒に検討していく必要があります。										

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
31	細野１１区 多目的集会施設										
	目視による点検										
	機能の方向性	維持	細野１１区多目的集会施設は、安中市農業研修集会施設等条例（平成１８年安中市条例第１５３号）に基づいて設置された集会施設で、大規模改修以外の維持管理を地元の地区の住民の方々が行っています。 施設としては、地域の会合等における地元の住民の方々の交流の場となっているため、引き続き施設の機能を維持していきます。								
	施設の方向性	長寿命化	細野１１区多目的集会施設は、昭和６３年に建築されてから３３年が経過し、建物の法定耐用年数である２２年を大きく超過している状態であるため、目視により施設の外部及び内部を点検することにより、劣化の度合いを把握して施設の安全性の確保に努めます。 建物の耐震基準は、新耐震基準に基づいていますが、今後、施設の老朽化が進んだ場合は、当該施設を維持するために大規模な改修を行う必要性があります。								
	管理上の課題	今後、人口の減少及び高齢化が進むことにより、施設を引き続き維持する必要があるかどうかについて、施設の利用状況、大規模改修に要する費用、他施設との統合の可能性、地元への施設の譲渡の可能性等を踏まえて、地元の住民の方々と一緒に検討していく必要があります。									

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
32	細野４区多目的 集会施設										
		目視による点検									
	機能の方向性	維持	細野４区多目的集会施設は、安中市農業研修集会施設等条例（平成１８年安中市条例第１５３号）に基づいて設置された集会施設で、大規模改修以外の維持管理を地元の地区の住民の方々が行っています。 施設としては、地域の会合等における地元の住民の方々の交流の場となっているため、引き続き施設の機能を維持していきます。								
	施設の方向性	長寿命化	細野４区多目的集会施設は、昭和６３年に建築されてから３３年が経過し、建物の法定耐用年数である２２年を大きく超過している状態であるため、目視により施設の外部及び内部を点検することにより、劣化の度合いを把握して施設の安全性の確保に努めます。 建物の耐震基準は、新耐震基準に基づいていますが、今後、施設の老朽化が進んだ場合は、当該施設を維持するために大規模な改修を行う必要性があります。								
	管理上の課題	今後、人口の減少及び高齢化が進むことにより、施設を引き続き維持する必要があるかどうかについて、施設の利用状況、大規模改修に要する費用、他施設との統合の可能性、地元への施設の譲渡の可能性等を踏まえて、地元の住民の方々と一緒に検討していく必要があります。									

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
33	基幹集落センター										
		目視による点検									
	機能の方向性	維持	基幹集落センターは、安中市農業研修集会施設等条例（平成１８年安中市条例第１５３号）に基づいて設置された集会施設です。 施設の管理は、松井田庁舎の管理を所管する総務管理課が行っており、会議室の貸出し等を行っています。 施設については、松井田庁舎と一体的な施設であるため、今後も施設としての機能を引き続き維持していきます。								
	施設の方向性	長寿命化	基幹集落センターの建物は、平成４年に建築されてから２９年が経過していますが、建物の構造自体は鉄筋コンクリートであり、現時点において建物の法定耐用年数である４７年を経過していないため、今後、必要な改修等を計画的に行うことにより、法定耐用年数を超えて施設を使用することを目標として施設の長寿命化を図ります。								
	管理上の課題	基幹集落センターについては、松井田庁舎と一体的な施設であり、建築年数も同じであるため、松井田庁舎の個別施設計画の内容に沿った維持管理を行っていく必要があります。									
	参考施設データ		H29年度	H30年度	R1年度	特記事項	建物の構造上、松井田庁舎と一体となった施設です。				
		利用者数 （人）	5,880	6,663	1,437						

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
34	平地区 多目的活動施設										
	目視による点検										
	機能の方向性	維持及び 検討	平地区多目的活動施設は、安中市農業研修集会施設等条例（平成１８年安中市条例第１５３号）に基づいて設置された集会施設です。 現在、地域の農業者の活動拠点として活用されており、当面、施設としての機能を引き続き維持していきますが、今後の施設の利用状況を踏まえて施設の機能を検討する必要があります。								
	施設の方向性	維持及び 検討	平地区多目的活動施設は、平成９年に建築されてから２４年が経過し、建物の法定耐用年数である２２年を超過している状態であるため、目視により施設の外部及び内部を点検することにより、劣化の度合いを把握して施設の安全性の確保に努めます。 建物の耐震基準は、新耐震基準に基づいていますが、今後、施設の老朽化が進んだ場合は、当該施設を維持するために大規模な改修を行う必要性があります。								
	管理上の課題	基本的には、安全性を欠かない範囲で必要最低限を修繕を行いながら適正な維持管理を行い、施設の建物の性能、需要度及び重要度を踏まえて、今後、耐震改修又は除却を検討する必要があります。									

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
35	九東区公会堂										
	目視による点検										
	機能の方向性	他の施設との統合検討	九東区公会堂は、地域の会合等における地元の住民の方々の交流の場となっているため、当面、施設の機能を維持していきますが、建物自体の老朽化が進んでいるため、今後、近隣の他の施設との機能の統合の可能性について検討を行う予定です。								
	施設の方向性	他の施設との統合検討	九東区公会堂は、建物が昭和４６年に建築されてから現時点までに５０年が経過し、建物の法定耐用年数である２２年を大きく超過しているため、今後、近隣の他の施設との統合の可能性について検討を行う予定です。 他の施設との統合が可能であるならば、統合後、現在の施設を解体する予定です。								
	管理上の課題	建物を解体した後の施設の跡地の維持管理について、地元等への譲渡又は払下げを含めて検討を行う必要があります。									

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
36	行田公会堂										
	目視による点検										
	機能の方向性	維持及び検討	行田公会堂は、地域の会合等における地元の住民の方々の交流の場となっているため、当面、施設の機能を維持していきますが、建物自体の老朽化が進んでいるため、今後、引き続き施設の機能を維持していくかどうかについて検討を行う予定です。								
	施設の方向性	維持及び検討	行田公会堂は、建物が昭和４９年に建築されてから現時点までに４７年が経過し、建物の法定耐用年数である２２年を大きく超過しているため、今後も施設を維持する場合は、建物の大規模改修又は建て替えを行う必要があります。 今後の施設の位置付けを踏まえて、実際に建物の大規模改修又は建て替えを行うかどうかの検討を行う予定です。								
	管理上の課題	基本的には、安全性を欠かない範囲で必要最低限を修繕を行いながら適正な維持管理を行い、施設の建物の性能、需要度及び重要度を踏まえて、今後の施設の方向性を検討する必要があります。									

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）										
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	
37	源ヶ原公会堂											
		目視による点検										
	機能の方向性	維持及び 検討	源ヶ原公会堂は、地域の会合等における地元の住民の方々の交流の場となっているため、当面、施設の機能を維持していきますが、建物自体の老朽化が進んでいるため、今後、引き続き施設の機能を維持していくかどうかについて検討を行う予定です。									
	施設の方向性	維持及び 検討	源ヶ原公会堂は、建物が昭和５０年に建築されてから現時点までに４６年が経過し、建物の法定耐用年数である２２年を大きく超過しているため、今後も施設を維持する場合は、建物の大規模改修又は建て替えを行う必要があります。 今後の施設の位置付けを踏まえて、実際に建物の大規模改修又は建て替えを行うかどうかの検討を行う予定です。									
	管理上の課題	基本的には、安全性を欠かない範囲で必要最低限を修繕を行いながら適正な維持管理を行い、施設の建物の性能、需要度及び重要度を踏まえて、今後の施設の方向性を検討する必要があります。										

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
38	上本町公会堂										
	目視による点検										
	機能の方向性	維持及び検討	上本町公会堂は、地域の会合等における地元の住民の方々の交流の場となっているため、当面、施設の機能を維持していきますが、建物自体の老朽化が進んでいるため、今後、引き続き施設の機能を維持していくかどうかについて検討を行う予定です。								
	施設の方向性	維持及び検討	上本町公会堂は、建物が昭和５５年に建築されてから現時点までに４１年が経過し、建物の法定耐用年数である２２年を大きく超過しているため、今後も施設を維持する場合は、建物の大規模改修又は建て替えを行う必要があります。 今後の施設の位置付けを踏まえて、実際に建物の大規模改修又は建て替えを行うかどうかの検討を行う予定です。								
	管理上の課題	基本的には、安全性を欠かない範囲で必要最低限を修繕を行いながら適正な維持管理を行い、施設の建物の性能、需要度及び重要度を踏まえて、今後の施設の方向性を検討する必要があります。									

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
39	青木公会堂										
	目視による点検										
	機能の方向性	他の施設との統合検討	青木公会堂は、地域の会合等における地元の住民の方々の交流の場となっているため、当面、施設の機能を維持していきますが、建物自体の老朽化が進んでいるため、今後、近隣の他の施設との機能の統合の可能性について検討を行う予定です。								
	施設の方向性	他の施設との統合検討	青木公会堂は、建物が昭和５４年に建築されてから現時点までに４２年が経過し、建物の法定耐用年数である２７年を大きく超過しているため、今後、地元の住民の方々と話し合いを行って、近隣の他の施設との統合の可能性を検討する予定です。 仮に他の施設との統合が可能であるならば、統合後、現在の施設を解体する予定です。								
	管理上の課題	基本的には、安全性を欠かない範囲で必要最低限の修繕を行いながら適正な維持管理を行い、施設の建物の性能、需要度及び重要度を踏まえて、今後の施設の方向性を検討する必要があります。									

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
40	高梨子地区 転作促進施設										
	目視による点検										
	機能の方向性	維持	高梨子地区転作促進施設は、安中市農業研修集会施設等条例（平成１８年安中市条例第１５３号）に基づいて設置された集会施設です。 現在、地元の地域の公会堂として活用されており、また、選挙時の投票所としても指定されているため、今後も施設としての機能を引き続き維持していく必要があります。								
	施設の方向性	長寿命化	高梨子地区転作促進施設の建物は、昭和５９年に建築されてから３７年が経過し、建物の法定耐用年数である２２年を大きく超過している状態であるため、目視により施設の外部及び内部を点検することにより、劣化の度合いを把握して施設の安全性の確保に努めます。 建物の耐震基準は、新耐震基準に基づいていますが、今後、施設の老朽化が進んだ場合は、当該施設を維持するために大規模な改修を行う必要性があります。								
	管理上の課題	基本的には、安全性を欠かない範囲で必要最低限の修繕を行いながら適正な維持管理を行い、施設の建物の性能、需要度及び重要度を踏まえて、今後の施設の方向性を検討する必要があります。									

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）										
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	
41	恩賀住民センター											
		目視による点検										
	機能の方向性	維持	恩賀住民センターは、大規模改修以外の維持管理を地元の地区の住民の方々がっており、施設としては、地域の会合等における地元の住民の方々の交流の場となっているため、引き続き施設の機能を維持していきます。									
	施設の方向性	長寿命化	恩賀住民センターは、昭和62年に建築されてから34年が経過し、建物の法定耐用年数である22年を大きく超過している状態であるため、目視により施設の外部及び内部を点検することにより、劣化の度合いを把握して施設の安全性の確保に努めます。 建物の耐震基準は、新耐震基準に基づいていますが、今後、施設の老朽化が進んだ場合は、当該施設を維持するために大規模な改修を行う必要性があります。									
	管理上の課題	今後、人口の減少及び高齢化が進むことにより、施設を引き続き維持する必要があるかどうかについて、施設の利用状況、大規模改修に要する費用、他施設との統合の可能性、地元への施設の譲渡の可能性等を踏まえて、地元の住民の方々と一緒に検討していく必要があります。										

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
42	ふるさと学習館 （学習の森）										
		目視による点検									
	機能の方向性	維持	ふるさと学習館は、安中市学習の森条例（平成１８年安中市条例第９３号）に基づいて設置された安中市学習の森を構成する施設の１つであり、安中市の歴史と文化を多くの方々に学習してもらうための博物館として位置付けられています。 施設には、講演会、展示会、会議等の幅広い用途に使用することができる市民ギャラリーを備えており、文化・芸術活動の場として活用されています。 上記のことから、施設としての位置付けは重要であるため、今後も引き続き施設の機能を維持していきます。								
	施設の方向性	長寿命化	ふるさと学習館は、平成１２年に建築されてから２１年が経過していますが、建物の構造自体は鉄筋コンクリートであり、現時点において建物の法定耐用年数である５０年を経過していないため、今後、必要な改修等を計画的に行うことにより、法定耐用年数を超えて施設を使用することを目指して施設の長寿命化を図ります。								
	管理上の課題	建物の建築後、２１年が経過して躯体、給排水、電気設備、外構等の損傷が目立つようになり、修繕を行う頻度が増えてきています。									
参考施設データ			H29年度	H30年度	R1年度	特記事項					
		利用者数 （人）	11,419	9,354	7,520						

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）										
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	
43	九十九地区生涯学習センター											
		目視による点検										
	機能の方向性	維持	九十九地区生涯学習センターは、安中市生涯学習センター条例（平成２７年安中市条例第２７号）に基づき、市民に自主的な活動及び交流の場を提供し、市民の生涯にわたる学習活動を支援するために設置された施設です。 施設は、多目的室、学習室、和室及び調理実習室を備えており、各種講座の開催や住民、学習活動団体等への施設利用提供（貸館）を行っています。 地区生涯学習センターは、市民の生涯学習活動の拠点及び地域住民の交流の場となっているのはもちろんのこと、今後、地域コミュニティの拠点となることが期待されています。 また、九十九地区生涯学習センターは、災害発生時の指定避難所として指定されているため、今後も施設としての機能を引き続き維持していく必要があります。									
	施設の方向性	長寿命化	九十九地区生涯学習センターの建物は、平成２８年に建築されてから５年が経過していますが、建物の構造自体は鉄骨造であり、現時点において建物の法定耐用年数である３８年を経過していないため、今後、必要な改修等を計画的に行うことにより、法定耐用年数を超えて施設を使用することを目標として施設の長寿命化を図ります。									
	管理上の課題	現時点において、大きな課題はありません。										
	参考施設データ		H29年度	H30年度	R1年度	特記事項						
		利用者数（人）	8,426	8,134	7,703							

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
44	農業研修センター （臼井地区生涯学習センター）										
		目視による点検									
	機能の方向性	維持	農業研修センターは、安中市農業研修集会施設等条例（平成１８年安中市条例第１５３号）に基づいて設置された集会施設ですが、現在、臼井地区生涯学習センターとして活用しています。 現状は、１階を臼井地区生涯学習センター、２階を臼井・坂本児童クラブとして使用しています。 施設は、和室、調理室、会議室を備えており、各種講座の開催や住民、学習活動団体等への施設利用提供（貸館）を行っています。 農業研修センターの建物は、旧耐震基準に基づいて建築されているため、施設の今後の方向性について検討が必要になりますが、地区生涯学習センターは、生涯学習活動の拠点及び地域住民の交流の場となっていることはもちろんのこと、今後は地域コミュニティの拠点となることが期待されていることから、施設の機能については引き続き維持していく必要があります。								
	施設の方向性	維持及び検討	農業研修センターは、建物が昭和５５年に建築されてから現時点までに４１年が経過し、建物の法定耐用年数である３８年を超過しているため、今後も施設を維持する場合は、建物の大規模改修又は建て替えを行う必要があります。 今後、施設の方向性を踏まえた上で、実際に建物の大規模改修若しくは建て替えの可否又は他の施設の活用等について、地元住民の方々にも理解していただけるような方策を検討していかなければなりません。								
	管理上の課題	現行の蛍光灯の照明について、経年劣化により故障した箇所からＬＥＤ照明に更新して、省エネルギー対策に伴う維持管理コストの削減を行います。 空調機については、経年劣化による機器の故障や不具合の状況により、適宜入替えを行います。 室内の床、天井等の内装については、劣化の状況に応じて随時改修を行う必要があります。									
	参考施設データ		H29年度	H30年度	R1年度	特記事項	現時点における条例上の施設の位置付けは農業研修集会施設となっていますが、施設の機能としては臼井地区生涯学習センターとなっていますため、条例上も生涯学習センターとしての位置付けとなるように条例の改正を検討します。				
		利用者数（人）	1,762	1,634	1,545						

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
45	細野ふるさとセンター （細野地区生涯学習センター）	駐車場 区画線整備					空調機更新 ホール用2台		空調機更新 ホール用2台		空調機更新 ホール用2台
		0					2		2		2
	目視による点検										
	機能の方向性	維持	細野ふるさとセンターは、安中市農業研修集会施設等条例（平成18年安中市条例第153号）に基づいて設置された集会施設ですが、現在、細野地区生涯学習センターとして活用しています。 施設は、多目的ホール、作品展示室、図書室、生活研修室（和室）、生活実習室（調理室）及び健康相談室を備えており、各種講座の開催や住民、学習活動団体等への施設利用提供（貸館）を行っています。 地区生涯学習センターは、生涯学習活動の拠点及び地域住民の交流の場となっていることはもちろんのこと、今後は、地域コミュニティの拠点となることが期待されています。 また、細野ふるさとセンターは、災害発生時の指定避難所としても指定されているため、今後も施設としての機能を引き続き維持していく必要があります。								
	施設の方向性	長寿命化	細野ふるさとセンターの建物は、平成7年に建築されてから26年が経過していますが、建物の構造自体は鉄筋コンクリートであり、現時点において建物の法定耐用年数である50年を経過していないため、今後、必要な改修等を計画的に行うことにより、法定耐用年数を超過して施設を使用することを目標として施設の長寿命化を図ります。								
	管理上の課題	現行の蛍光灯の照明について、経年劣化により故障した箇所からLED照明に更新して、省エネルギー対策に伴う維持管理コストの削減を行います。 空調機については、経年劣化による機器の故障や不具合の状況により、適宜入替えを行います。また、空調機清掃点検の結果を参考に、予防保全を目的とした計画的な入替えも検討していきます。 室内の床、天井等の内装については、劣化の状況に応じて随時改修を行う必要があります。									
	参考施設データ		H29年度	H30年度	R1年度	特記事項	現時点における条例上の施設の位置付けは農業研修集会施設となっていますが、施設の機能としては細野地区生涯学習センターとなっているため、条例上も生涯学習センターとしての位置付けとなるように条例の改正を検討します。				
		利用者数 （人）	9,798	8,556	10,043						

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
46	西横野地区多目的集会施設 （西横野地区生涯学習センター）	男子トイレ洋式化	外部改修等								
		0	11								
		目視による点検									
	機能の方向性	維持	西横野地区多目的集会施設は、安中市農業研修集会施設等条例（平成18年安中市条例第153号）に基づいて設置された集会施設ですが、現在、西横野地区生涯学習センターとして活用しています。 施設は、ホール、和室、調理室を備えており、各種講座の開催や住民、学習活動団体等への施設利用提供（貸館）を行っています。 地区生涯学習センターは、生涯学習活動の拠点及び地域住民の交流の場となっていることはもちろんのこと、今後は地域コミュニティの拠点となることが期待されているため、引き続き施設としての機能を維持していく必要があります。								
	施設の方向性	長寿命化	西横野地区多目的集会施設の建物は、昭和62年に建築されてから34年が経過していますが、建物の構造自体は、鉄骨造であり、現時点において建物の法定耐用年数である38年を経過していないため、今後、必要な改修等を計画的に行うことにより、令和14年を使用目標年数として、予防保全を含め、施設の長寿命化を図ります。								
	管理上の課題	建物の建設以来、30年以上経過しているため、外壁の目地の硬化が進み、防水性が低下してきている。法定耐用年数以上の使用を目標とするため、外壁や屋根等は予防保全を含め、計画的に補修していく必要があります。 現行の蛍光灯の照明について、経年劣化により故障した箇所からLED照明に更新して、省エネルギー対策に伴う維持管理コストの削減を行います。 空調機については、経年劣化による機器の故障や不具合の状況により、適宜入替えを行います。また、空調機清掃点検の結果を参考に、予防保全を目的とした計画的な入替えも検討していきます。 室内の床、天井等の内装については、劣化の状況に応じて随時改修を行う必要があります。									
	参考施設データ		H29年度	H30年度	R1年度	特記事項	現時点における条例上の施設の位置付けは農業研修集会施設となっていますが、施設の機能としては西横野地区生涯学習センターとなっているため、条例上も生涯学習センターとしての位置付けとなるように条例の改正を検討します。				
		利用者数（人）	8,917	8,751	7,223						

(2) 社会教育系施設

施設情報			代表建物情報									
No.	施設名称	延床面積 (㎡)	構造	建築 年度	法定耐 用年数	耐震 基準	耐震 性能	老朽化 状況	構造 性能	大規模 改修状況	福祉 性能	総合 評価
1	安中市図書館	812.39	R C	1982	50	新耐震	A	D	A	C	D	C
2	安中市松井田図書館	471.75	R C	1995	50	新耐震	A	C	A	E	A	C
3	新島襄旧宅	167.83	木造	1963	24	旧耐震	E	E	E	E	E	E
4	安中市資料館	789.70	木造	1954	24	旧耐震	E	E	E	E	D	E
5	旧安中藩郡奉行役宅	188.44	木造	不明	24	旧耐震	E	E	E	E	E	E
6	旧安中藩武家長屋	261.67	木造	不明	24	旧耐震	E	E	E	E	E	E
7	板鼻本陣跡	34.78	木造	1987	24	新耐震	A	E	E	E	E	C
8	旧碓氷郡役所	537.60	木造	1911	24	旧耐震	E	E	E	E	D	E
9	築瀬二子塚古墳ガイダンス棟	69.12	木造	2015	24	新耐震	A	B	E	A	C	A
10	史跡五料の茶屋本陣	1501.32	木造	不明	24	旧耐震	E	E	E	E	E	E
11	旧松井田文化財資料室	1620.24	R C	1955	50	旧耐震	E	E	A	E	D	E
12	旧丸山変電所	779.40	レンガ造	1912	34	旧耐震	E	E	E	E	E	E
13	熊ノ平変電所	571.85	R C	1937	38	旧耐震	E	E	A	E	E	E

【社会教育系施設における対策の優先順位の考え方】

社会教育系施設における対策の優先順位の考え方は、次のとおりです。

(1) 安中市図書館及び安中市松井田図書館

安中市図書館及び安中市松井田図書館については、いずれも建物の法定耐用年数を経過していないため、今後の老朽化の状況により対策の優先順位を判断していきます。

(2) 史跡等

史跡等については、いずれの建物も建築されてから相当の年数が経過しているため、それぞれの建物の老朽化状況に応じて対策の優先順位を判断していきます。

【個別施設の表中の長寿命化対策等に係る対策費用について】

個別施設の表中の長寿命化対策等に係る対策費用については、百万円単位で記載しており、百万円に満たない金額について、50万円以上の場合は切上げを行い、50万円未満の場合は切下げを行って記載しています。また、全体の対策費用が50万円未満の場合は、切下げを行い、「0」と記載しています。

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）										
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	
1	安中市図書館											
	機能の方向性	維持	安中市図書館は、安中市図書館条例（平成１８年安中市条例第９０号）に基づき、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的として設置された施設です。 現在、蔵書数８８，２５９冊を備え、市内外から施設の利用者が訪れているため、引き続き図書館としての機能を維持していきます。									
	施設の方向性	長寿命化	安中市図書館の建物は、昭和５７年に建築されてから３９年が経過し、ある程度の老朽化が進んでいますが、建物の構造自体は鉄筋コンクリートであり、現時点において建物の法定耐用年数である５０年を経過していないため、今後、必要な改修等を計画的に行うことにより、法定耐用年数を超えて施設を使用することを目標として施設の長寿命化を図ります。 安中市図書館は、複合施設であるため、施設点検、改修等については、安中市文化センターの管理計画に基づいて進めていきます。									
	管理上の課題	現時点において、管理上の大きな課題はありません。										
	参考施設データ		H29年度	H30年度	R1年度	特記事項	施設自体は、安中市文化センター及び安中市図書館が一体となった複合施設です。					
	利用者数 （人）	52,692	52,524	43,087								

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
2	安中市松井田図書館										
	機能の方向性	維持	安中市松井田図書館は、安中市図書館条例（平成１８年安中市条例第９０号）に基づき、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的として設置された施設です。 現在、蔵書数９７，６０８冊を備え、市内外から施設の利用者が訪れているため、引き続き図書館としての機能を維持していきます。								
	施設の方向性	長寿命化	安中市松井田図書館の建物は、平成８年に建築されてから２５年が経過し、ある程度の老朽化が進んでいますが、建物の構造自体は鉄筋コンクリートであり、現時点において建物の法定耐用年数である５０年を経過していないため、今後、必要な改修等を計画的に行うことにより、法定耐用年数を超えて施設を使用することを目標として施設の長寿命化を図ります。 安中市松井田図書館は、複合施設であるため、施設点検、改修等については、松井田文化会館及び松井田公民館の管理計画に基づいて進めていきます。								
	管理上の課題	現時点において、管理上の大きな課題はありません。									
	参考施設データ		H29年度	H30年度	R1年度	特記事項	施設自体は、松井田文化会館、松井田公民館及び松井田図書館が一体となった複合施設です。				
		利用者数 （人）	27,388	30,562	30,966						

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）										
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	
3	新島襄旧宅		屋根葺き替え									
			25									
	機能の方向性	維持	新島襄旧宅は、新島襄旧宅条例（平成１８年安中市条例第９５号）に基づき、市民の文化的教養の向上を図り、学術文化の発展に資するために設置された施設です。 施設については、郷土の偉人である新島襄の遺品や関係書類を展示し、キリスト教を基にした人格教育に尽力した新島襄の事績を後世に伝える歴史的に重要な施設であるため、施設の機能を引き続き維持していきます。									
	施設の方向性	保存管理	新島襄旧宅の建物は、昭和３８年に移築されてから５８年が経過し、建物の構造自体も旧耐震基準ですが、安中市文化財保護条例（平成１８年安中市条例第１０３号）に基づく安中市指定史跡に指定されているため、今後も施設の歴史的な保存を目的とした必要な補修等を行い、施設の歴史的な価値を維持していきます。									
管理上の課題	現時点において、管理上の大きな課題はありません。											
参考施設データ		H29年度	H30年度	R1年度	特記事項							
	利用者数 （人）	4,833	4,051	2,139								

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
4	安中市資料館										
	機能の方向性	維持	安中市資料館は、地元の秋間地区の方々から寄贈された土器や民具を展示している施設です。 施設については、文化財として価値のある土器や民具を保存し、当時の人々の生活を伝える重要な施設であるため、施設の機能を引き続き維持していきます。								
	施設の方向性	長寿命化	安中市資料館の建物は、昭和２９年に秋間村立秋間小学校の校舎として建築され、その後、秋間小学校の移転に伴い、昭和５０年から秋間公民館として活用されていました。 建物が建築されてから６７年が経過し、建物の構造自体も旧耐震基準であるため、今後も施設の保存を目的とした必要な補修等を行い、施設の歴史的な価値を引き続き維持していきます。								
	管理上の課題	建物の法定耐用年数を大幅に経過しているため、目視点検等により施設の老朽化状況を把握する必要があります。									
	参考施設データ		H29年度	H30年度	R1年度	特記事項					
		利用者数 （人）	125	101	82						

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
5	旧安中藩郡奉行役宅										
	機能の方向性	維持	旧安中藩郡奉行役宅は、旧安中藩郡奉行役宅及び旧安中藩武家長屋条例（平成１８年安中市条例第９４号）に基づき、市民の文化的教養の向上を図り、学術文化の発展に資するために設置された施設です。 施設については、安中藩の歴代の郡奉行が住んでいた家屋を、古図面を基に復元したものであり、当時の生活様式を現代に伝える歴史的に重要な施設であるため、施設の機能を引き続き維持していきます。								
	施設の方向性	保存管理	旧安中藩郡奉行役宅の建物の建築年は不明で建築後、相当の年数が経過し、建物の構造自体も旧耐震基準ではありますが、安中市文化財保護条例（平成１８年安中市条例第１０３号）に基づく安中市指定重要文化財に指定されているため、今後も施設の歴史的な保存を目的とした必要な補修等を行い、施設の歴史的な価値を維持していきます。								
	管理上の課題	現時点において、管理上の大きな課題はありません。									
	参考施設データ		H29年度	H30年度	R1年度	特記事項					
収入（円）		225,630	184,320	216,360							
利用者数（人）		3,092	1,730	2,152							

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
6	旧安中藩武家長屋										
	機能の方向性	維持	旧安中藩武家長屋は、旧安中藩郡奉行役宅及び旧安中藩武家長屋条例（平成１８年安中市条例第９４号）に基づき、市民の文化的教養の向上を図り、学術文化の発展に資するために設置された施設です。 施設については、安中城の西門の東側に位置していた家臣が住んでいた長屋を、古図面を基に復元したものであり、当時の生活様式を現代に伝える歴史的に重要な施設であるため、施設の機能を引き続き維持していきます。								
	施設の方向性	保存管理	旧安中藩武家長屋の建物の建築年は不明で建築後、相当の年数が経過し、建物の構造自体も旧耐震基準ではありますが、安中市文化財保護条例（平成１８年安中市条例第１０３号）に基づく安中市指定重要文化財に指定されているため、今後も施設の歴史的な保存を目的とした必要な補修等を行い、施設の歴史的な価値を維持していきます。								
	管理上の課題	現時点において、管理上の大きな課題はありません。									
	参考施設データ		H29年度	H30年度	R1年度	特記事項					
	収入（円）	225,630	184,320	216,360							
	利用者数（人）	3,092	1,730	2,152							

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）										
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	
7	板鼻本陣跡	外壁塗装										
		1										
	機能の方向性	維持	板鼻本陣跡は、本陣の書院に孝明天皇の妹の和宮親子内親王が宿泊した経緯があるため、皇女和宮資料館として活用されています。 板鼻本陣跡については、当時の様子を現代に伝える歴史的に重要な施設であるため、施設の機能を引き続き維持していきます。									
	施設の方向性	保存管理	板鼻本陣跡は、昭和62年4月1日に建築され、建築後、34年が経過し、建物の法定耐用年数（24年）を超えている状態であるため、今後も施設の歴史的な保存を目的とした必要な補修等を行い、施設の歴史的な価値を維持していきます。									
管理上の課題		施設の防火対策としてスプリンクラー、防犯対策として防犯カメラの設置が必要です。										
参考施設データ			H29年度	H30年度	R1年度	特記事項	平成29年度については、花と緑のぐんまづくりin富岡・安中のサブ会場となっていたため、例年より利用者が増加しています。 年間約100日程度、見学者が来館しています。					
利用者数（人）		1,211	614	546								

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）										
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	
8	旧碓氷郡役所											
	機能の方向性	維持	旧碓氷郡役所は、旧碓氷郡役所条例（平成１８年安中市条例第９６号）に基づき、市民の文化的教養の向上を図り、学術文化の発展に資するために設置された施設です。 旧碓氷郡役所については、県内に残存する唯一の郡役所の建物であり、当時の様子を現代に伝える歴史的に重要な施設であるため、施設の機能を引き続き維持していきます。									
	施設の方向性	保存管理	旧碓氷郡役所は、明治４４年に建築された建物を復元したものであり、建築後、１１０年が経過し、建物の構造自体も旧耐震基準ではありますが、安中市文化財保護条例（平成１８年安中市条例第１０３号）に基づく安中市指定重要文化財に指定されているため、今後も施設の歴史的な保存を目的とした必要な補修等を行い、施設の歴史的な価値を維持していきます。									
	管理上の課題	現時点において、管理上の大きな課題はありません。										
	参考施設データ		H29年度	H30年度	R1年度	特記事項						
	利用者数 （人）	2,597	2,644	2,139								

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）										
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	
9	築瀬二子塚古墳 ガイダンス棟			外壁塗装補修								
				1								
				点検								
	機能の方向性	維持	築瀬二子塚古墳ガイダンス棟は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づいて平成30年10月15日付けで国指定史跡に指定された築瀬二子塚古墳を紹介するためにパネルや映像による展示を行っている施設です。 築瀬二子塚古墳は、関東における最古段階の横穴式石室をもつ歴史的に重要な大型前方後円墳であるため、今後も築瀬二子塚古墳の歴史的な価値を伝える施設として、施設の機能を引き続き維持していきます。									
	施設の方向性	長寿命化	築瀬二子塚古墳ガイダンス棟は、平成27年に建築されてから6年が経過していますが、現時点において建物の法定耐用年数である24年を経過していないため、今後、必要な改修等を計画的に行うことにより、法定耐用年数を超えて施設を使用することを目標として施設の長寿命化を図ります。 また、本施設は、国史跡に伴う関連施設であるため、今後策定される保存活用計画の方針に沿って施設のあり方を検討していきます。									
	管理上の課題	施設の施錠、解錠、清掃等の日常的な管理業務及び防犯警備等については、業務委託を行っていますが、無人となる時間帯における施設の管理をどのように対応していくかが課題となっています。										

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
10	史跡五料の茶屋本陣	トイレ多目的化									
		2									
	機能の方向性	維持	史跡五料の茶屋本陣は、史跡五料の茶屋本陣条例（平成１８年安中市条例第９９号）に基づき、郷土の文化財に関する理解を深め、教育、学術及び文化の発展に寄与するために設置された施設です。 史跡五料の茶屋本陣は、江戸時代における参勤交代の際、中山道を通行する大名や公家、幕府の役人の休憩所として利用されていました。 施設は、復元及び修復が行われた「お西」及び「お東」の２棟の建物で構成されており、毎年行われる「ひな人形展」では、市内外から多くの人々が訪れます。 史跡五料の茶屋本陣については、当時の様子を現代に伝える歴史的に重要な施設であると同時に安中市の重要な観光資源でもあるため、施設の機能を引き続き維持していきます。								
	施設の方向性	保存管理	史跡五料の茶屋本陣の建物の建築年は不明で建築後、相当の年数が経過し、建物の構造自体も旧耐震基準ですが、群馬県文化財保護条例（昭和５１年群馬県条例第３９号）に基づく群馬県指定史跡に指定されているため、今後も施設の歴史的な保存を目的とした必要な補修等を行い、施設の歴史的な価値を維持していきます。								
	管理上の課題	現時点において、管理上の大きな課題はありません。									
	参考施設データ		H29年度	H30年度	R1年度	特記事項					
収入（円）		382,320	390,650	379,230							
利用者数（人）		5,488	2,740	2,682							

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）										
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	
11	旧松井田文化財資料室											
	機能の方向性	検討	旧松井田文化財資料室は、埋蔵文化財発掘調査事業に伴う遺物整理や調査研究を行うために設置された施設です。 平成29年まで市内の発掘調査の活動拠点として使用していましたが、事務所の機能を他の施設に移したため、現在の施設としての機能はありません。 今後の施設の具体的な機能について、検討を行っていきます。									
	施設の方向性	保存管理及び検討	旧松井田文化財資料室は、昭和30年に建築されてから66年が経過し、建物の構造自体も旧耐震基準であるため、引き続き施設を使用する場合は、大規模な改修が必要となります。 旧松井田文化財資料室は、合併前の松井田町の役場庁舎として使用されていた建物であり、建築家の白井晟一氏が設計を行ったことで有名です。									
	管理上の課題		現時点の施設としての機能はないため、具体的な機能を持った施設として活用するか、歴史的な建築物として他の文化財と同様に保存管理していくかの方向性について検討が必要です。									

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）										
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	
12	旧丸山変電所											
	機能の方向性	維持	旧丸山変電所は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づいて平成6年12月27日付けで国重要文化財として指定された旧碓氷峠鉄道施設を構成する施設群のうちの1つであり、碓氷線の電化に伴って建設された変電所です。 旧丸山変電所の内部は、通常は公開していませんが、毎年10月20日の「近代化遺産の日」前後の1週間程度の期間に特別に公開して碓氷線の関連資料等を展示しています。 旧丸山変電所については、鉄道近代化遺産として歴史的に重要な施設であるため、施設の機能を引き続き維持していきます。									
	施設の方向性	保存管理	旧丸山変電所は、明治44年に建設され、その後、平成13年及び平成14年に建物の保存修理工事が行われて外観と屋根が建設当時の姿に復元されました。 旧丸山変電所は、文化財保護法に基づく国重要文化財として指定された旧碓氷峠鉄道施設を構成する施設群のうちの1つであり、鉄道近代化遺産として歴史的に価値が高い施設であるため、今後も施設の歴史的な保存を目的とした必要な補修等を行い、施設の歴史的な価値を維持していきます。									
	管理上の課題	現時点において、管理上の大きな課題はありません。										

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）										
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	
13	熊ノ平変電所											
	機能の方向性	維持	熊ノ平変電所は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づいて平成6年12月27日付けで国重要文化財として指定された旧碓氷峠鉄道施設を構成する施設群のうちの1つであり、碓氷線の電化に伴って建設された変電所です。 熊ノ平変電所については、鉄道近代化遺産として歴史的に重要な施設であるため、施設の機能を引き続き維持していきます。									
	施設の方向性	保存管理	熊ノ平変電所は、昭和12年に建設されてから84年が経過しており、建物の耐震基準も旧耐震基準に基づいています。 施設自体は、一般の利用に供されていませんが、文化財保護法に基づく国重要文化財として指定された旧碓氷峠鉄道施設を構成する施設群のうちの1つであり、鉄道近代化遺産として歴史的に価値が高い施設であるため、今後も施設の歴史的な保存を目的とした必要な補修等を行い、施設の歴史的な価値を維持していきます。									
	管理上の課題	現時点において、管理上の大きな課題はありません。										

(3) スポーツ・レクリエーション系施設

施設情報			代表建物情報									
No.	施設名称	延床面積 (㎡)	構造	建築 年度	法定耐 用年数	耐震 基準	耐震 性能	老朽化 状況	構造 性能	大規模 改修状況	福祉 性能	総合 評価
1	安中市スポーツセンター	5840.42	R C	1994	47	新耐震	A	C	A	E	A	C
2	坂本スポーツ広場	43.06	木造	1993	24	新耐震	A	E	E	E	E	C
3	五料運動場	155.18	木造	1982	24	新耐震	A	E	E	E	E	C
4	琴平グラウンドゴルフ場	22.96	鉄骨造	2004	31	新耐震	A	C	C	E	D	C
5	細野スポーツ広場	8.83	木造	1985	15	新耐震	A	E	E	E	E	C
6	人見広場	47.19	C B	1988	34	新耐震	A	D	E	E	E	C
7	西横野多目的広場	46.37	木造	1985	24	新耐震	A	E	E	E	E	C
8	小日向スポーツ広場	39.75	C B	1989	41	新耐震	A	D	E	E	E	C
9	中央体育館	1013.41	鉄骨造	1962	34	旧耐震	E	E	C	E	E	E
10	米山体育館	1140.00	鉄骨造	1986	34	新耐震	A	E	C	B	D	B
11	安中体育館	2118.00	R C	1985	47	新耐震	A	D	A	E	E	C
12	原市体育館	777.00	鉄骨造	1981	34	新耐震	A	E	C	E	C	C
13	東横野体育館	789.28	鉄骨造	1961	34	旧耐震	E	E	C	E	E	E
14	原市卓球場	238.00	鉄骨造	1981	34	新耐震	A	E	C	E	E	C
15	上後閑体育館	652.90	鉄骨造	2004	34	新耐震	A	C	C	E	C	C
16	松井田体育館	1321.99	鉄骨造	1982	34	新耐震	A	E	C	E	E	C
17	坂本体育館	612.00	鉄骨造	1978	34	旧耐震	A	E	C	B	D	B
18	原体育館	777.00	鉄骨造	1975	34	旧耐震	E	E	C	E	E	E
19	安中格技場	880.00	鉄骨造	1991	34	新耐震	A	D	C	E	E	C
20	秋間梅林休憩所	250.56	木造	1970	17	旧耐震	E	E	E	E	E	E
21	碓氷川熱帯植物園	1113.24	木造	2003	24	新耐震	A	D	E	E	A	C
22	生涯学習施設（学習の森）	473.40	木造	2002	24	新耐震	A	D	E	E	C	C
23	八風平キャンプ場	117.85	木造	1982	24	新耐震	A	E	E	E	E	C
24	くつろぎの郷（碓氷峠の森公園）	1649.05	鉄骨造	1998	34	新耐震	A	C	C	E	C	C
25	碓氷峠鉄道文化むら	3650.78	R C	不明	50	新耐震	A	E	A	B	D	B
26	磯部温泉会館	625.82	R C	1995	47	新耐震	A	C	A	E	B	C
27	碓氷峠の森公園交流館（峠の湯）	3284.20	S R C	2015	41	新耐震	A	A	A	A	B	A
28	峠の横丁（麻芋茶屋）	177.06	木造	2000	24	新耐震	A	D	E	E	B	C

【スポーツ・レクリエーション系施設における対策の優先順位の考え方】

スポーツ・レクリエーション系施設における対策の優先順位の考え方は、次のとおりです。

(1) スポーツ施設・体育館

職員による定期的な施設の点検結果及び建物の老朽化状況並びに施設が果たしている役割及び機能並びに施設の利用状況を勘案して今後の対策の優先順位を判断していきます。

(2) レクリエーション施設・観光施設

対策の優先順位については、次の評価項目に応じて総合的に判断していきます。

ア 今後の維持管理の方向性

イ 建物性能

ウ 維持管理コスト

エ 施設の年間利用者数

八風平キャンプ場については、令和元年度より指定管理者に維持管理を含めた運営の全てを委ねているため、優先順位の判断の対象から除外しています。

【個別施設の表中の長寿命化対策等に係る対策費用について】

個別施設の表中の長寿命化対策等に係る対策費用については、百万円単位で記載しており、百万円に満たない金額について、50万円以上の場合は切上げを行い、50万円未満の場合は切下げを行って記載しています。また、全体の対策費用が50万円未満の場合は、切下げを行い、「0」と記載しています。

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）										
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	
1	安中市 スポーツセンター	屋根防水工事			照明LED化							
		156			54							
	機能の方向性	維持	安中市スポーツセンターは、安中市スポーツセンター条例（平成18年安中市条例第102号）に基づいて市民の健康及び体力の増進を図るために設置された体育施設です。 施設は、アリーナ、トレーニングルーム、体操室及び温水プールを備えた総合体育館、多目的グラウンド、アーチェリー場及びイベント広場で構成されており、毎年、各種スポーツの大会や各種のイベントが開催されて数多くの方々に利用していただいています。 総合体育館の事務室には、教育委員会スポーツ課があり、安中市におけるスポーツ関連の事務全般を行っています。 また、総合体育館のアリーナについては、国政選挙及び地方選挙の開票会場に指定されており、市民の健康及び体力の増進以外にも重要な役割を担っているため、今後も施設としての機能を維持していきます。									
	施設の方向性	長寿命化	安中市スポーツセンターは、平成7年に供用が開始されてから26年が経過し、施設として老朽化が進んでいますが、総合体育館の建物の法定耐用年数である47年を経過していないため、必要な改修等を今後計画的に行うことにより、当該法定耐用年数を超えて施設を使用することを目標とした施設の長寿命化を図ります。									
	管理上の課題	総合体育館のアリーナの屋根について、複数の雨漏り箇所があり、設備についても冷暖房機器、照明、音響設備等について経年劣化に伴う更新が必要な状況です。 プールのろ過装置について、経年劣化に伴う更新が必要な状況です。 子どもスポーツ広場の遊具について、老朽化が進んでいるため、安全のために今後更新が必要な状況です。										
	施設利用者数（人）		H29年度	H30年度	R1年度	特記事項						
		総合体育館	32,853	28,583	28,442							
		多目的グラウンド	26,875	31,631	32,217							
		アーチェリー場	2,196	2,317	928							

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）										
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	
2	坂本スポーツ広場											
	機能の方向性	維持	坂本スポーツ広場は、安中市体育施設条例（平成１８年安中市条例第１０１号）に基づき、スポーツの普及及び振興に資するために設置された体育施設です。 施設は、野球場１面、ソフトボール場１面及びゲートボール場３面で構成されており、市内外の利用者に幅広く利用されているため、引き続き市民の健康及び体力の増進並びにスポーツの普及及び振興を図るため、今後も施設としての機能を維持していきます。									
	施設の方向性	長寿命化	坂本スポーツ広場は、平成５年４月に供用が開始されてから２８年が経過し、建物の法定耐用年数を超えて施設としての老朽化が進んでいますので、引き続き施設を安全に利用するためには、必要な改修等を今後計画的に行う必要があります。									
	管理上の課題	坂本スポーツ広場がある坂本地区は、長野県との県境に近く、冬場の気温の低下に伴ってグラウンドの地面が凍結することにより発生する不陸の解消のための定期的な土の補充、整地及び転圧が必要です。										
	参考施設データ		H29年度	H30年度	R1年度	特記事項						
	利用者数 （人）	736	602	633								

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
3	五料運動場										
	機能の方向性	維持	五料運動場は、安中市体育施設条例（平成１８年安中市条例第１０１号）に基づき、スポーツの普及及び振興に資するために設置された体育施設です。 施設は、野球場１面、テニスコート６面及びグラウンドゴルフ場１面で構成されており、市内外の利用者に幅広く利用されているため、引き続き市民の健康及び体力の増進並びにスポーツの普及及び振興を図るため、今後も施設としての機能を維持していきます。								
	施設の方向性	長寿命化	五料運動場は、昭和５７年４月に供用が開始されてから３９年が経過し、建物の法定耐用年数を超えて施設としての老朽化が進んでいますので、引き続き施設を安全に利用するためには、必要な改修等を今後計画的に行う必要があります。								
	管理上の課題	五料運動場がある臼井地区は、長野県との県境に近く、冬場の気温の低下に伴ってグラウンドの地面が凍結することにより発生する野球場の不陸の解消のための定期的な土の補充、整地及び転圧並びにテニスコートの改修が必要です。									
	参考施設データ		H29年度	H30年度	R1年度	特記事項					
	利用者数 （人）	4,803	4,796	3,115							

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
4	琴平グラウンドゴルフ場										
	機能の方向性	維持	琴平グラウンドゴルフ場は、安中市体育施設条例（平成１８年安中市条例第１０１号）に基づき、スポーツの普及及び振興に資するために設置された体育施設です。 施設は、１６ホール（コース総延長４４２m）で構成されており、市内外の利用者に幅広く利用されているため、引き続き市民の健康及び体力の増進並びにスポーツの普及及び振興を図るため、今後も施設としての機能を維持していきます。								
	施設の方向性	長寿命化	琴平グラウンドゴルフ場は、平成１６年８月に供用が開始されてから１６年が経過していますが、現時点において施設が健全に維持されていますので、今後も必要な改修等を計画的に行うことにより、法定耐用年数を超えて施設を使用することを目指とした施設の長寿命化を図ります。								
	管理上の課題	現時点において、大きな課題はありません。									
	参考施設データ		H29年度	H30年度	R1年度	特記事項					
		利用者数 （人）	2,784	2,083	1,594						

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
5	細野スポーツ広場										
	機能の方向性	維持	細野スポーツ広場は、安中市体育施設条例（平成１８年安中市条例第１０１号）に基づき、スポーツの普及及び振興に資するために設置された体育施設です。 施設は、ソフトボール場２面で構成されており、市内外の利用者に幅広く利用されているため、引き続き市民の健康及び体力の増進並びにスポーツの普及及び振興を図るため、今後も施設としての機能を維持していきます。								
	施設の方向性	長寿命化	細野スポーツ広場は、昭和５５年４月に供用が開始されてから４１年が経過し、建物の法定耐用年数を超えて施設としての老朽化が進んでいますので、引き続き施設を安全に利用するためには、必要な改修等を今後計画的に行う必要があります。								
	管理上の課題	グラウンドの不陸の解消のための定期的な土の補充、整地及び転圧が必要です。									
	参考施設データ		H29年度	H30年度	R1年度	特記事項					
		利用者数 （人）	868	1,625	3,264						

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）										
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	
6	人見広場											
	機能の方向性	維持	人見広場は、安中市体育施設条例（平成１８年安中市条例第１０１号）に基づき、スポーツの普及及び振興に資するために設置された体育施設です。 施設は、少年用の野球場１面で構成されており、市内外の利用者に幅広く利用されているため、引き続き市民の健康及び体力の増進並びにスポーツの普及及び振興を図るため、今後も施設としての機能を維持していきます。									
	施設の方向性	長寿命化	人見広場は、昭和６３年４月に供用が開始されてから３３年が経過し、施設としての老朽化が進んでいますので、今後、必要な改修等を計画的に行うことにより、法定耐用年数を超えて施設を使用することを目標とした施設の長寿命化を図ります。									
	管理上の課題	グラウンドの不陸の解消のための定期的な土の補充、整地及び転圧が必要です。 現在、利用者用の駐車場がないため、利便性の向上のため、駐車場の整備が必要です。										
	参考施設データ		H29年度	H30年度	R1年度	特記事項						
	利用者数 （人）	13,922	13,554	13,423								

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）										
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	
7	西横野多目的広場											
	機能の方向性	維持	西横野多目的広場は、安中市体育施設条例（平成１８年安中市条例第１０１号）に基づき、スポーツの普及及び振興に資するために設置された体育施設です。 施設は、野球場１面で構成されており、市内外の利用者に幅広く利用されているため、引き続き市民の健康及び体力の増進並びにスポーツの普及及び振興を図るため、今後も施設としての機能を維持していきます。									
	施設の方向性	長寿命化	西横野多目的広場は、昭和６０年４月に供用が開始されてから３６年が経過し、建物の法定耐用年数を超えて施設としての老朽化が進んでいますので、引き続き施設を安全に利用するためには、必要な改修等を今後計画的に行う必要があります。									
	管理上の課題	グラウンドの不陸の解消のための定期的な土の補充、整地及び転圧が必要です。										
	参考施設データ		H29年度	H30年度	R1年度	特記事項						
	利用者数 （人）	10,936	10,157	10,013								

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）										
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	
8	小日向スポーツ広場											
	機能の方向性	維持	小日向スポーツ広場は、安中市体育施設条例（平成１８年安中市条例第１０１号）に基づき、スポーツの普及及び振興に資するために設置された体育施設です。 施設は、野球場１面で構成されており、市内外の利用者に幅広く利用されているため、引き続き市民の健康及び体力の増進並びにスポーツの普及及び振興を図るため、今後も施設としての機能を維持していきます。									
	施設の方向性	長寿命化	小日向スポーツ広場は、平成２年４月に供用が開始されてから３１年が経過していますが、現時点において建物の法定耐用年数を経過していませんので、今後も必要な改修等を計画的に行うことにより、法定耐用年数を超えて施設を使用することを目標とした施設の長寿命化を図ります。									
	管理上の課題	グラウンドの不陸の解消のための定期的な土の補充、整地及び転圧が必要です。 現在、利用者用の駐車場が不足しているため、既存の駐車場の拡張及び路面の整備が必要です。										
	参考施設データ		H29年度	H30年度	R1年度	特記事項						
	利用者数 （人）	5,492	5,047	3,809								

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）										
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	
9	中央体育館											
	機能の方向性	維持	中央体育館は、安中市体育施設条例（平成１８年安中市条例第１０１号）に基づき、スポーツの普及及び振興に資するために設置された体育施設です。 施設は、バレーボールコートであれば最大１面分、バドミントンコートであれば最大３面分として利用することができる広さがあり、施設の設備として卓球台１０台を備えています。 施設は、市内外の利用者に幅広く利用されているため、引き続き市民の健康及び体力の増進並びにスポーツの普及及び振興を図るため、今後も施設としての機能を維持していきます。									
	施設の方向性	長寿命化	中央体育館は、昭和３７年に建物が建築されてから５９年が経過し、建物の法定耐用年数である３４年を大幅に超えているため、引き続き施設を安全に利用するためには、必要な改修等を今後計画的に行う必要があります。									
	管理上の課題	床面が損耗しているため、今後、床の張り替えが必要です。 現在使用している照明（水銀灯）の製造が終了しているため、今後、照明設備の更新を行う必要があります。 建物の耐震基準が旧耐震基準であるため、今後も施設を継続的に使用するためには、大規模な耐震改修を行う必要があります。										
	参考施設データ		H29年度	H30年度	R1年度	特記事項						
	利用者数 （人）	14,041	15,900	15,679								

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
10	米山体育館							照明LED化			
								10			
	機能の方向性	維持	米山体育館は、安中市体育施設条例（平成18年安中市条例第101号）に基づき、スポーツの普及及び振興に資するために設置された体育施設です。 施設は、バスケットボールコートであれば最大1面分、ミニバスケットボールコートであれば最大2面分、バレーボールコートであれば最大2面分、バドミントンコートであれば最大4面分として利用することができる広さがあり、施設の設備として卓球台5台を備えています。 施設は、市内外の利用者に幅広く利用されているため、引き続き市民の健康及び体力の増進並びにスポーツの普及及び振興を図るため、今後も施設としての機能を維持していきます。								
	施設の方向性	長寿命化	米山体育館は、昭和61年に建物が建築されてから34年が経過し、建物の法定耐用年数を経過しているため、引き続き施設を安全に利用するためには、必要な改修等を今後計画的に行う必要があります。								
	管理上の課題	体育館の床面が損耗しているため、今後、床の張り替えが必要です。 現在使用している照明（水銀灯）の製造が終了しているため、今後、照明設備の更新を行う必要があります。									
	参考施設データ		H29年度	H30年度	R1年度	特記事項					
		利用者数（人）	21,447	20,445	14,997						

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
11	安中体育館				屋根防水工事、内装工事、照明LED化等						
					144						
	機能の方向性	維持	安中体育館は、安中市体育施設条例（平成18年安中市条例第101号）に基づき、スポーツの普及及び振興に資するために設置された体育施設です。 施設は、1階にバスケットボールコートであれば最大2面分、バレーボールコートであれば最大2面分、バドミントンコートであれば最大6面分として利用することができる広さがあり、2階に施設の設備として卓球台8台があります。 施設は、市内外の利用者に幅広く利用されていることから、引き続き市民の健康及び体力の増進並びにスポーツの普及及び振興を図るため、今後も施設としての機能を維持していきます。								
	施設の方向性	長寿命化	安中体育館は、昭和61年3月に建物が建築されてから35年が経過しており、建物の法定耐用年数である47年には達していませんが、老朽化が進行している施設です。 今後も施設としての機能を維持する方針であることから、令和18年までの50年を使用目標年数とします。使用目標年数までの施設を安全に利用できるようにするため、屋根・外壁の防水工事、内装工事、照明のLED化など必要な改修等を計画的に行います。								
	管理上の課題	現在使用している照明（水銀灯）の製造が終了しているため、今後、照明設備の更新を行う必要があります。 屋根から雨漏りがしている箇所があるため、大規模な屋根の改修を行う必要があります。 内装が劣化しているため、更新を行う必要があります。									
	参考施設データ		H29年度	H30年度	R1年度	特記事項					
		利用者数（人）	18,125	18,122	16,748						

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
12	原市体育館		屋根防水工事			照明LED化					
			22			10					
	機能の方向性	維持	原市体育館は、安中市体育施設条例（平成18年安中市条例第101号）に基づき、スポーツの普及及び振興に資するために設置された体育施設です。 施設は、バスケットボールコートであれば最大1面分、バレーボールコートであれば最大2面分、バドミントンコートであれば最大3面分として利用することができる広さがあり、施設の設備として卓球台6台を備えています。 施設は、市内外の利用者に幅広く利用されているため、引き続き市民の健康及び体力の増進並びにスポーツの普及及び振興を図るため、今後も施設としての機能を維持していきます。								
	施設の方向性	長寿命化	原市体育館は、昭和57年3月に建物が建築されてから39年が経過し、建物の法定耐用年数である34年を超えて老朽化が進行している施設です。 今後も引き続き施設を安全に利用するために、令和14年を使用目標年数とし、屋根の防水等必要な改修を今後計画的に行います。								
	管理上の課題	現在使用している照明（水銀灯）の製造が終了しているため、今後、照明設備の更新を行う必要があります。 照明を交換する際に起動する照明器具の昇降装置に不具合が発生しているため、修理が必要です。 屋根から雨漏りがしている箇所があるため、大規模な屋根の改修を行う必要があります。									
	参考施設データ		H29年度	H30年度	R1年度	特記事項					
		利用者数 （人）	16,819	15,960	15,914						

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）										
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	
13	東横野体育館											
	機能の方向性	維持	東横野体育館は、安中市体育施設条例（平成１８年安中市条例第１０１号）に基づき、スポーツの普及及び振興に資するために設置された体育施設です。 施設は、バスケットボールコートであれば最大１面分、バレーボールコートであれば最大１面分、バドミントンコートであれば最大２面分として利用することできる広さがあります。 施設は、市内外の利用者に幅広く利用されているため、引き続き市民の健康及び体力の増進並びにスポーツの普及及び振興を図るため、今後も施設としての機能を維持していきます。									
	施設の方向性	長寿命化	東横野体育館は、昭和３６年に建物が建築されてから６０年が経過し、建物の法定耐用年数である３４年を大幅に超えて老朽化が進んでいますので、引き続き施設を安全に利用するためには、必要な改修等を今後計画的に行う必要があります。									
	管理上の課題	床面が損耗しているため、今後、床の張り替えが必要です。 現在使用している照明（水銀灯）の製造が終了しているため、今後、照明設備の更新を行う必要があります。 建物の耐震基準が旧耐震基準であるため、今後も施設を継続的に使用する場合は、大規模な耐震改修を行う必要があります。										
	参考施設データ		H29年度	H30年度	R1年度	特記事項						
		利用者数 （人）	7,035	7,214	8,295							

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
14	原市卓球場		屋根防水工事			照明LED化					
			7			2					
	機能の方向性	維持	原市卓球場は、安中市体育施設条例（平成18年安中市条例第101号）に基づき、スポーツの普及及び振興に資するために設置された体育施設です。 施設は、市内外の利用者に幅広く利用されているため、引き続き市民の健康及び体力の増進並びにスポーツの普及及び振興を図るため、今後も施設としての機能を維持していきます。								
	施設の方向性	長寿命化	原市卓球場は、昭和57年3月に建物が建築されてから39年が経過し、建物の法定耐用年数である34年を超えて老朽化が進んでいますので、引き続き施設を安全に利用するために、令和14年を使用目標年数とし、屋根の防水等必要な改修を今後計画的に行います。								
	管理上の課題	屋根から雨漏りがしている箇所があるため、大規模な屋根の改修を行う必要があります。									
	参考施設データ		H29年度	H30年度	R1年度	特記事項					
	利用者数 （人）	7,562	6,757	7,239							

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
15	上後閑体育館							照明LED化			
								6			
	機能の方向性	維持	上後閑体育館は、安中市体育施設条例（平成１８年安中市条例第１０１号）に基づき、スポーツの普及及び振興に資するために設置された体育施設です。 施設は、バスケットボールコートであれば最大１面分、バレーボールコートであれば最大１面分、バドミントンコートであれば最大２面分として利用することができる広さがあり、施設の設備として卓球台２台を備えています。 施設は、市内外の利用者に幅広く利用されているため、引き続き市民の健康及び体力の増進並びにスポーツの普及及び振興を図るため、今後も施設としての機能を維持していきます。								
	施設の方向性	長寿命化	上後閑体育館は、平成１６年７月に建物が建築されてから１６年が経過していますが、施設の法定耐用年数である３４年を超えていないため、今後も必要な改修等を計画的に行うことにより、法定耐用年数を超えて施設を使用することを目標とした施設の長寿命化を図ります。								
	管理上の課題	現在使用している照明（水銀灯）の製造が終了しているため、今後、照明設備の更新を行う必要があります。									
	参考施設データ		H29年度	H30年度	R1年度	特記事項					
		利用者数 （人）	5,613	5,150	6,191						

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
16	松井田体育館			屋根・外壁 防水工事							
				45							
	機能の方向性	維持	松井田体育館は、安中市体育施設条例（平成１８年安中市条例第１０１号）に基づき、スポーツの普及及び振興に資するために設置された体育施設です。 施設は、バスケットボールコートであれば最大１面分、バレーボールコートであれば最大２面分、バドミントンコートであれば最大８面分として利用することができる広さがあり、施設の設備として卓球台１０台を備えています。 施設は、市内外の利用者に幅広く利用されていることから、引き続き市民の健康及び体力の増進並びにスポーツの普及及び振興を図るため、今後も施設としての機能を維持していきます。								
	施設の方向性	長寿命化	松井田体育館は、昭和５８年３月に建物が建築されてから３８年が経過し、建物の法定耐用年数である３４年を超えて老朽化が進行している施設です。 今後も施設としての機能を維持する方針であることから、令和１５年までの５０年を使用目標年数とします。使用目標年数まで施設を安全に利用できるようにするため、屋根・外壁の防水工事など必要な改修等を計画的に行います。								
	管理上の課題	現在使用している照明（水銀灯）の製造が終了しているため、今後、照明設備の更新を行う必要があります。 屋根から雨漏りがしている箇所があるため、大規模な屋根の改修を行う必要があります。									
	参考施設データ		H29年度	H30年度	R1年度	特記事項					
		利用者数 （人）	11,915	11,189	11,117						

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
17	坂本体育館										
	機能の方向性	維持	坂本体育館は、安中市体育施設条例（平成１８年安中市条例第１０１号）に基づき、スポーツの普及及び振興に資するために設置された体育施設です。 施設は、バスケットボールコートであれば最大１面分、バレーボールコートであれば最大１面分、バドミントンコートであれば最大２面分として利用することができる広さがあり、施設の設備として卓球台２台を備えています。 施設は、市内外の利用者に幅広く利用されているため、引き続き市民の健康及び体力の増進並びにスポーツの普及及び振興を図るため、今後も施設としての機能を維持していきます。								
			坂本体育館は、昭和５４年３月に建物が建築されてから４２年が経過していますが、平成２４年に耐震改修を実施していますので、今後も必要な改修等を計画的に行うことにより、施設を安全に利用することができるように施設の長寿命化を図ります。								
			現時点において、大きな課題はありません。								
	参考施設データ		H29年度	H30年度	R1年度	特記事項					
	利用者数 （人）	999	1,152	2,718							

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）										
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	
18	原体育館											
	機能の方向性	維持	原体育館は、安中市体育施設条例（平成１８年安中市条例第１０１号）に基づき、スポーツの普及及び振興に資するために設置された体育施設です。 施設は、バスケットボールコートであれば最大１面分、バレーボールコートであれば最大１面分、バドミントンコートであれば最大２面分として利用することができる広さがあり、施設の設備として卓球台２台を備えています。 施設は、市内の利用者に利用されているため、引き続き市民の健康及び体力の増進並びにスポーツの普及及び振興を図るため、今後も施設としての機能を維持していきます。									
	施設の方向性	長寿命化	原体育館は、昭和５１年２月に建物が建築されてから４５年が経過し、施設の法定耐用年数である３４年を大幅に超えて老朽化が進んでいますので、引き続き施設を安全に利用するためには、必要な改修等を今後計画的に行う必要があります。									
	管理上の課題	床面が損耗しているため、今後、床の張り替えが必要です。 現在使用している照明（水銀灯）の製造が終了しているため、今後、照明設備の更新を行う必要があります。 建物の耐震基準が旧耐震基準であるため、今後も施設を継続的に使用する場合は、大規模な耐震改修を行う必要があります。										
	参考施設データ		H29年度	H30年度	R1年度	特記事項						
	利用者数 （人）	1,120	516	288								

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）										
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	
19	安中格技場			屋根・外壁防水工事、内装工事、照明LED化、防火設備設置等								
				50								
	機能の方向性	維持	安中格技場は、安中市体育施設条例（平成18年安中市条例第101号）に基づき、スポーツの普及及び振興に資するために設置された体育施設です。 施設は、柔道場及び剣道場があり、市内外の利用者に幅広く利用されていることから、引き続き市民の健康及び体力の増進並びにスポーツの普及及び振興を図るため、今後も施設としての機能を維持していきます。									
	施設の方向性	長寿命化	安中格技場は、平成3年に建物が建築されてから30年が経過しており、建物の法定耐用年数である34年には達していませんが、老朽化が進行している施設です。 今後も施設としての機能を維持する方針であることから、令和15年までの42年を使用目標年数とします。 使用目標年数まで施設を安全に利用できるようにするため、屋根・外壁の防水工事、内装工事、照明のLED化、防火設備の設置など必要な改修等を計画的に行います。									
	管理上の課題	現在使用している照明（蛍光灯）の製造が終了しているため、今後、照明設備の更新を行う必要があります。 屋根から雨漏りがしている箇所があるため、大規模な屋根の改修を行う必要があります。 畳が劣化しているため、更新を行う必要があります。										
	参考施設データ		H29年度	H30年度	R1年度	特記事項						
		利用者数（人）	3,716	4,198	4,651							

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）										
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	
20	秋間梅林休憩所											
	機能の方向性	維持	秋間梅林休憩所は、安中市観光施設条例（平成１８年安中市条例第１６９号）に基づき、観光の振興を図るために設置された観光施設です。 施設では、物産販売、餅つき大会、モデル撮影会、陶芸体験、ウォーキング、芋煮会等のイベントが開催され、市内外の観光客に幅広く利用されているため、今後も施設としての機能を維持していきます。									
	施設の方向性	長寿命化	秋間梅林休憩所は、昭和４５年に建物が建築されてから５１年が経過し、施設の法定耐用年数である１７年を大幅に超えて老朽化が進んでいますので、今後、必要な改修等を計画的に行うことにより、施設を安全に利用することができるように施設の長寿命化を図ります。									
	管理上の課題											
	参考施設データ		H29年度	H30年度	R1年度	特記事項	利用者数は、秋間梅林の入り込み客数です。					
	利用者数 （人）	210,883	221,685	66,901								

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
21	碓氷川熱帯植物園		柱上PAS交換								
			1								
		ボイラー点検		ボイラー点検		ボイラー点検		ボイラー点検		ボイラー点検	
	機能の方向性	維持	碓氷川熱帯植物園は、安中市余熱利用植物温室条例（平成１８年安中市条例第１３３号）に基づき、廃棄物処理施設の必要性を広く理解してもらうための環境教育の場として設置された施設であり、さらに、廃棄物処理施設から発生する余熱の地元への還元及び周辺地域の活性化を目的としています。 施設では、ごみ焼却熱を利用した温室内での熱帯植物の育成管理を行っており、熱帯植物を鑑賞することができるため、今後も施設としての機能を維持していきます。								
	施設の方向性	長寿命化	碓氷川熱帯植物園は、平成１５年５月に建物が建築されてから１８年が経過していますが、施設の法定耐用年数である２４年を超えていないため、今後、必要な改修等を計画的に行うことにより、施設を安全に利用することができるように施設の長寿命化を図ります。								
	管理上の課題	電気設備の柱上PASの耐用年数が経過するため、交換が必要となります。									
	参考施設データ		H29年度	H30年度	R1年度	特記事項					
		利用者数 （人）	4,054	5,325	5,263						

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
22	生涯学習施設 （学習の森）										
	機能の方向性	維持	生涯学習施設は、安中市学習の森条例（平成１８年安中市条例第９３号）に基づいて市民福祉の向上並びに生涯学習の場の確保及び推進を図るとともに、教育文化の振興に寄与するために設置された施設です。 施設には、様々な体験学習を行うことができる「つどいの間」及び「創作工房」、宿泊を行うための「バンガロー」及び「テントサイト」、施設の利用者が無料で使用することができる「バーベキュー棟」があり、市内外の利用者の生涯学習の場として広く活用されています。 上記のことから、施設としての位置付けは重要であるため、今後も引き続き施設の機能を維持していきます。								
	施設の方向性	長寿命化	生涯学習施設は、平成１４年１０月に建物が建築されてから１８年が経過していますが、施設の法定耐用年数である２４年を超えていないため、今後、必要な改修等を計画的に行うことにより、引き続き施設を安全に利用することができるように施設の長寿命化を図ります。								
	管理上の課題	最近では、建物躯体、給排水設備、電気設備、外構等に経年劣化が目立ち始め、修繕を行う機会が増えてきています。									
	参考施設データ		H29年度	H30年度	R1年度	特記事項					
	利用者数 （人）	17,552	18,099	10,750							

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
23	八風平キャンプ場										
	機能の方向性	維持	八風平キャンプ場は、八風平キャンプ場条例（平成３１年安中市条例第３号）に基づき、住民の福祉の増進及び一般利用者への健全な休養施設の提供を目的として設置された施設です。 施設は、施設の効用を最大限発揮し、管理経費の削減を図るため、令和元年度からキャンプ場経営のノウハウを持つ民間事業者を指定管理者として採用し、オートキャンプ場としてリニューアルしました。 リニューアル後、市内外からの利用者も多いため、今後も引き続き観光施設としての機能を維持していきます。								
	施設の方向性	長寿命化	八風平キャンプ場は、昭和５７年４月に建物が建築されてから３９年が経過し、施設の法定耐用年数である２４年を大幅に超えているため、今後、必要な改修等を計画的に行うことにより、施設を安全に利用することができるように施設の長寿命化を図ります。								
	管理上の課題										
	参考施設データ		H29年度	H30年度	R1年度	特記事項					
		利用者数 （人）	525	397	788						

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
24	くつろぎの郷 （碓氷峠の森公園）	オート キャンプ場 用地の取得	洗浄機付き トイレへの 更新								
		7	2								
	機能の方向性	維持	くつろぎの郷は、碓氷峠の森公園条例（平成１８年安中市条例第１７５号）に基づいて設置された碓氷峠の森公園を構成する施設の１つで、宿泊施設としてのログハウスのコテージ、バーベキースペース、室内スポーツを楽しむことができる屋内交流広場、調理室、多目的室等により構成されています。 妙義・荒船固定公園の中で自然や文化に触れることができる施設であり、市内外からの利用者も多いため、今後も引き続き観光施設としての機能を維持していきます。								
	施設の方向性	長寿命化	くつろぎの郷は、平成１０年に建物が建築されてから２３年が経過していますが、施設の法定耐用年数である３４年を超えていないため、今後も必要な改修等を計画的に行うことにより、引き続き施設を安全かつ快適に利用することができるように施設の長寿命化を図ります。								
	管理上の課題	コテージが木造であり、前回の塗装の実施から１０年を経過しているため、劣化防止の観点から外壁の塗装を計画的に進める必要があります。 また、空調等の設備も更新の時期を迎えており、順次更新が必要です。									
	参考施設データ		H29年度	H30年度	R1年度	特記事項					
		利用者数 （人）	8,487	8,435	11,035						

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
25	碓氷峠鉄道文化むら	屋外展示車両 (4台)塗装修繕	鉄道歴史 ジオラマ改修	2フィート機関 車・客車全般 検査							
		13	20	22							
	機能の方向性	維持	碓氷峠鉄道文化むらは、碓氷峠の森公園条例（平成18年安中市条例第175号）に基づいて設置された碓氷峠の森公園を構成する施設の1つで、鉄道資料館、トロッキ列車、鉄道車両の屋外展示等があり、碓氷峠の鉄道の歴史を今に伝える鉄道テーマパークとして、市内外の多くの鉄道ファンから愛されています。 施設については、市内外からの観光客も多く訪れるため、今後も引き続き観光施設としての機能を維持していきます。								
	施設の方向性	長寿命化	碓氷峠鉄道文化むらは、平成11年4月に開園してから22年が経過し、施設の開園に伴って新たに建築した建物については、特段の問題はありませんが、施設の開園前においてJR東日本から寄附を受けた鉄道資料館等の建物については、老朽化が進んでいるため、今後も必要な改修等を計画的に行うことにより、引き続き施設を安全かつ快適に利用することができるように施設の長寿命化を図ります。								
	管理上の課題	開園から時間が経過したことによって施設の魅力が薄れてきていること、観光客のニーズが多様化して移り変わっていることが要因により、入場客数が減少傾向にある中、既存の施設の有効活用を図ることを優先し、園内の施設の整備を行う必要があります。									
	参考施設データ		H29年度	H30年度	R1年度	特記事項					
		利用者数 (人)	124,771	123,581	119,760						

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
26	磯部温泉会館										
	目視による点検										
	機能の方向性	維持	磯部温泉会館は、安中市磯部温泉会館条例（平成１８年安中市条例第１７０号）に基づいて市民の福祉の増進及び文化活動に資するために設置された施設です。 施設は、大会議室、小会議室及び和室を備えており、地元の祭り等のイベント時に貸館を行っています。 磯部温泉会館は、災害（水害を除く。）発生時の指定避難所及び選挙時の投票所として指定されているため、今後も施設としての機能を引き続き維持していく必要があります。								
	施設の方向性	長寿命化	磯部温泉会館は、平成８年３月に建築されてから、２５年が経過していますが、構造が鉄筋コンクリートであり、法定耐用年数の４７年を超えていないため、今後も必要な改修等を計画的に行うことにより、引き続き施設を安全かつ快適に利用することができるように施設の長寿命化を図ります。								
	管理上の課題	現時点において、大きな課題はありません。									

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
27	碓氷峠の森公園 交流館（峠の湯）		機械室制御用 シーセンサー 更新工事、 ボイラー更新 工事	個室及び広間 畳替工事	ロッカー取替						
			18	1	4						
	機能の方向性	維持	碓氷峠の森公園交流館（峠の湯）は、碓氷峠の森公園条例（平成１８年安中市条例第１７５号）に基づいて設置された碓氷峠の森公園を構成する日帰り温泉施設です。 施設は、妙義・荒船国定公園の中で自然や文化に触れることができる温泉施設として、碓氷峠の森公園を訪れる市内外の観光客から人気があるため、今後も引き続き観光施設としての機能を維持していきます。								
	施設の方向性	長寿命化	碓氷峠の森公園交流館（峠の湯）は、平成１３年２月に建物が建築された後、平成２５年７月に発生した火災により一部の建物が焼失したため、焼失した箇所の補修等を行い、平成２７年１２月にリニューアルオープンしました。火災の焼失から逃れた施設については、老朽化が進んでいる箇所があるため、今後、必要な改修等を計画的に行うことにより、施設を安全に利用することができるように施設の長寿命化を図ります。								
	管理上の課題	平成２５年７月の火災を逃れた施設の一部については、老朽化による設備の劣化が見られ、ボイラー等の機械設備については、更新の時期を迎えるため、当該設備の更新が必要となります。									
	参考施設データ		H29年度	H30年度	R1年度	特記事項					
		利用者数 （人）	125,766	128,631	125,322						

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）										
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	
28	峠の横丁 （麻苧茶屋）											
	機能の方向性	維持	峠の横丁（麻苧茶屋）は、碓氷峠の森公園条例（平成１８年安中市条例第１７５号）に基づいて設置された碓氷峠の森公園を構成する施設の１つで、安中市観光機構のオフィス及び関所資料館が併設されています。 碓氷峠の森公園の玄関口の案内所としての機能もあり、市内外からの利用者も多いため、今後も引き続き観光施設としての機能を維持していきます。									
	施設の方向性	長寿命化	峠の横丁（麻苧茶屋）は、平成１３年３月に建築されてから２０年が経過していますが、安中市観光機構及び関所資料館の移転に伴う改修が平成２９年度に実施されたため、今後も必要な改修等を計画的に行うことにより、引き続き施設を安全かつ快適に利用することができるように施設の長寿命化を図ります。									
	管理上の課題	現時点において、大きな課題はありません。										
	参考施設データ		H29年度	H30年度	R1年度	特記事項	利用客数は、麻苧茶屋資料館の入り込み客数です。					
	利用者数 （人）	-	8,596	8,703								

(4) 産業系施設

施設情報			代表建物情報									
No.	施設名称	延床面積 (㎡)	構造	建築 年度	法定耐 用年数	耐震 基準	耐震 性能	老朽化 状況	構造 性能	大規模 改修状況	福祉 性能	総合 評価
1	勤労者会館安中館	476.94	R C	1989	47	新耐震	A	C	A	E	C	C
2	勤労者会館松井田館	198.74	木造	2000	22	新耐震	A	D	E	E	B	C
3	安中市農産物直売所	188.80	木造	1995	24	新耐震	A	E	E	E	C	C
4	安中市舞茸等生産施設	1348.97	鉄骨造	1985	34	新耐震	A	E	C	E	E	C

【産業系施設における対策の優先順位の考え方】

産業系施設における対策の優先順位の考え方は、次のとおりです。

(1) 勤労者会館

対策の優先順位の考え方については、施設の健全性、老朽化状況、利用状況、維持管理コスト、集約化の方針等を総合的に勘案して判断していきます。

その場合、対策の優先順位が高いのは、勤労者会館安中館となり、続いて勤労者会館松井田館となります。

(2) 産業施設

産業施設に対する対策の優先順位の考え方については、今後の維持管理の方向性、建物性能及び利用状況を踏まえて総合的に判断していきます。

【個別施設の表中の長寿命化対策等に係る対策費用について】

個別施設の表中の長寿命化対策等に係る対策費用については、百万円単位で記載しており、百万円に満たない金額について、50万円以上の場合は切上げを行い、50万円未満の場合は切下げを行って記載しています。また、全体の対策費用が50万円未満の場合は、切下げを行い、「0」と記載しています。

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
1	勤労者会館安中館		室内床補修 屋上防水補修	トイレ洋式化 （2基）	トイレ洋式化 （2基）	トイレ洋式化 （2基）	照明等更新	照明等更新	外壁塗装補修		
			5	1	1	1	1	1	3		
										点検	
	機能の方向性	維持	勤労者会館については、安中市勤労者会館条例（平成18年安中市条例第162号）により「勤労者の福祉の増進、資質の向上及び民主的労使関係の確立並びに地域住民の情報交換の場」として位置付けられており、具体的には、館内の会議室等の貸出しを行い、勤労者団体の情報交換及び会議、市民によるサークル活動、市が関与する事業の実施等の目的に利用されています。 人口が減少傾向にある近年においても施設の利用率は高く、市民及び勤労者の交流活動の拠点として広く利用されているため、今後の利用状況を見ながら、必要な補修を計画的に行い、利用者の利便性の向上を図ります。								
	施設の方向性	長寿命化	平成元年に建築され、現在までに屋外の防水工事（平成13年5月実施）、エアコンの更新（2階研修室（平成28年6月実施）、2階和室（平成30年6月実施）、1階事務室（平成30年7月実施）、1階研修室（令和元年6月実施））、畳の修繕（平成30年7月実施）等の中規模な修繕を実施してきましたが、今後も施設の長寿命化を図るための①各室の床面の補修、②屋上の防水、③外壁の補修等の大規模な修繕が見込まれています。 また、利用者の利便性の向上を図る観点からトイレの洋式化等の施設のユニバーサルデザイン化を推進し、維持管理コストの縮減の観点から照明のLED化等の省エネ改修の取組を推進していく必要があります。								
	管理上の課題	現在、建物の主体構造の問題は生じていませんが、床及び外壁については経年劣化が生じているため、補修が必要な状態です。 屋上は、過去に防水補修を行っていますが、当該補修の耐用年数が経過しているため、時期を見計らって補修を行う必要があります。 室内外の照明設備については、設置後の耐用年数が経過しているため、LED照明に切り替える等の省エネルギー対策を踏まえた更新が必要と考えます。									
	参考施設データ		H29年度	H30年度	R1年度	特記事項					
		利用団体数 （団体）	1,013	928	874						
		利用者数 （人）	9,712	9,443	8,688						

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
2	勤労者会館松井田館		エアコン更新	エアコン更新	エアコン更新	畳更新	照明等更新	照明等更新			
		1	1	1	1	0	0				
	点検										
	機能の方向性	維持	勤労者会館については、安中市勤労者会館条例（平成18年安中市条例第162号）により「勤労者の福祉の増進、資質の向上及び民主的労使関係の確立並びに地域住民の情報交換の場」として位置付けられており、具体的には、館内の会議室等の貸出しを行い、勤労者団体の情報交換及び会議、市民によるサークル活動、市が関与する事業の実施等の目的に利用されています。 人口が減少傾向にある近年においても施設の利用率は高く、市民及び勤労者の交流活動の拠点として広く利用されているため、今後の利用状況を見ながら、必要な補修を計画的に行い、利用者の利便性の向上を図ります。								
	施設の方向性	長寿命化	平成12年に建築され、以降現在に至るまでに大規模な修繕は行われていませんが、今後、設備の経年劣化に伴う所要の修繕（①各室のエアコンの更新、②和室の畳の入れ替え、③外壁の補修等）を行う必要があります。 また、勤労者会館安中館と同様に維持管理コストの縮減の観点から照明のLED化等の省エネ改修の取組を推進していく必要があります。								
	管理上の課題	現在、建物の主体構造の問題は生じていませんが、床及び外壁については経年劣化が生じているため、補修が必要な状態です。 設備（エアコン、照明設備及び畳）については、設置後の耐用年数が経過しているため、時期を見計らって更新することが必要と考えます。 外壁について、目立った劣化はありませんが、時期を見計らって更新することが必要と考えます。									
	参考施設データ		H29年度	H30年度	R1年度	特記事項					
		利用団体数 （団体）	636	677	576						
		利用者数 （人）	6,643	7,428	5,580						

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
3	安中市 農産物直売所										
	目視による点検										
	機能の方向性	維持	安中市農産物直売所は、平成８年に旧松井田町において、新鮮な農産物の提供及び農業の振興を図ることを目的として設置された施設であり、現在も新鮮な野菜を求めて市内外から訪れる人で賑わっています。 現在の運営は、安中市農産物直売所条例（平成１８年安中市条例第１５６号）の規定に基づき、指定管理者が行っています。 安中市農産物直売所は、引き続き新鮮な野菜の提供を行い、及び地元の農業の振興を促進するための施設として、今後も施設としての機能を維持していきます。								
	施設の方向性	長寿命化	現時点において、建物が建築されてからの経過年数が当該建物の法定耐用年数を経過し、老朽化が進行していますが、耐震性について現行の耐震基準を満たしているため、今後、計画的に改修等を実施することにより、法定耐用年数を超え、５０年間施設を利用することができるよう施設の長寿命化を行っています。								
	管理上の課題	今後、施設の維持管理の方向性、利用状況等によって、大規模改修の必要性、他の施設との統廃合の可能性、地元又は民間事業者への有償又は無償による譲渡の可能性等を検討していく必要があります。									

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）										
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	
4	安中市 舞茸等生産施設											
	目視による点検											
	機能の方向性	維持	安中市舞茸等生産施設は、昭和６０年に旧松井田町において、農林業の振興、菌床きのこ栽培技術の向上及び普及を図ることを目的として下増田地区に設置された施設です。 現在の運営は、安中市舞茸等生産施設条例（平成１８年安中市条例第１５５号）の規定に基づき、指定管理者が行っています。 安中市舞茸等生産施設は、引き続き農林業の振興を促進するための施設として、今後も施設としての機能を維持していきます。									
	施設の方向性	長寿命化	現時点において、建物が建築されてから３６年が経過し、当該建物の法定耐用年数（３４年）を超えて老朽化が進行していますが、耐震性について現行の耐震基準を満たしているため、今後、計画的に改修等を実施することにより、法定耐用年数を超え、５０年間施設を利用することができるように施設の長寿命化を行っていきます。									
	管理上の課題	今後の施設の維持管理の方向性、利用状況等によって、大規模改修の必要性、他の施設との統廃合の可能性、地元又は民間事業者への有償又は無償による譲渡の可能性を検討していく必要があります。										

(5) 学校教育系施設

施設情報			代表建物情報									
No.	施設名称	延床面積 (㎡)	構造	建築 年度	法定耐 用年数	耐震 基準	耐震 性能	老朽化 状況	構造 性能	大規模 改修状況	福祉 性能	総合 評価
1	安中小学校	8165.00	R C	1978	47	旧耐震	A	D	A	B	D	B
2	安中小学校給食室	163.00	鉄骨造	1985	31	新耐震	A	E	C	E	E	C
3	原市小学校	7922.00	R C	1975	47	旧耐震	A	D	A	B	D	B
4	原市小学校給食室	170.00	鉄骨造	1987	31	新耐震	A	E	C	E	E	C
5	磯部小学校	5024.00	R C	1978	47	旧耐震	A	D	A	C	E	C
6	磯部小学校給食室	125.00	鉄骨造	1986	31	新耐震	A	E	C	E	E	C
7	東横野小学校	4179.00	R C	1983	47	旧耐震	A	D	A	B	C	A
8	東横野小学校給食室	101.00	鉄骨造	1986	31	新耐震	A	E	C	E	E	C
9	碓東小学校	4463.00	R C	1979	47	旧耐震	A	D	A	B	E	B
10	碓東小学校給食室	148.00	鉄骨造	1987	31	新耐震	A	E	C	E	E	C
11	秋間小学校	4027.00	R C	1984	47	新耐震	A	D	A	C	D	C
12	秋間小学校給食室	90.00	鉄骨造	1985	31	新耐震	A	E	C	E	E	C
13	後閑小学校	2942.00	R C	1984	47	新耐震	A	D	A	C	E	C
14	後閑小学校給食室	90.00	鉄骨造	1986	31	新耐震	A	E	C	E	E	C
15	松井田小学校	5089.00	R C	1975	47	旧耐震	A	D	A	B	C	A
16	臼井小学校	3216.00	R C	1993	47	新耐震	A	C	A	E	E	C
17	西横野小学校	5089.00	R C	1982	47	新耐震	A	D	A	C	C	C
18	九十九小学校	3237.00	木造	2005	22	新耐震	A	C	E	C	B	C
19	細野小学校	3562.00	R C	1996	47	新耐震	A	C	A	E	B	C
20	第一中学校	11309.00	R C	1971	47	旧耐震	A	E	A	B	B	A
21	第一中学校給食室	193.00	鉄骨造	1988	31	新耐震	A	E	C	E	E	C
22	第二中学校	9630.00	R C	1970	47	旧耐震	A	E	A	B	C	A
23	第二中学校給食室	228.00	鉄骨造	1988	31	新耐震	A	E	C	E	E	C
24	松井田東中学校	5485.00	R C	1965	47	旧耐震	A	E	A	B	E	B
25	松井田南中学校	4614.00	R C	1978	47	旧耐震	A	D	A	B	C	A
26	松井田北中学校	3182.00	R C	1985	47	新耐震	A	D	A	C	E	C
27	松井田学校給食センター	1148.00	鉄骨造	2001	31	新耐震	A	C	C	E	E	C

【学校教育系施設における対策の優先順位の考え方】

学校教育系施設における対策の優先順位は、施設の日常点検調査の結果を踏まえ、財政状況、社会構造の変化等を勘案して総合的に判断していきます。

【個別施設の表中の長寿命化対策等に係る対策費用について】

個別施設の表中の長寿命化対策等に係る対策費用については、百万円単位で記載しており、百万円に満たない金額について、50万円以上の場合は切上げを行い、50万円未満の場合は切下げを行って記載しています。また、全体の対策費用が50万円未満の場合は、切下げを行い、「0」と記載しています。

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
1	安中小学校										
		防火・消防用設備、昇降機、屋内外体育設備点検									
	機能の方向性	維持	安中小学校は、安中市立学校設置条例（平成１８年安中市条例第８４号）に基づいて設置された小学校で、安中市の東部に位置し、学区は、安中地区（高別当１００番地を除く。）、磯部地区第５区１９組から３２組、岩野谷地区第４区７組及び秋間地区第５区で構成されています。 安中小学校は、安中市において、児童数が２番目に多い小学校であり、安中小学校体育館は、災害時の指定避難所としての機能もあるため、今後も小学校としての機能を維持していきます。								
	施設の方向性	長寿命化	安中小学校は、昭和５３年５月に建物が建築されてから４３年が経過し、当該建物の法定耐用年数である４７年を超えていませんが、校舎について、平成２２年に改築、平成２６年及び平成２７年に大規模改修を行いました。また、耐震性について旧耐震基準であったため、耐震補強を実施しています。 施設については、今後も計画的に改修等を実施することにより、法定耐用年数を超えて施設を利用することができるように施設の長寿命化を行っていきます。								
	管理上の課題	現時点において、大きな課題はありません。									

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）										
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	
2	安中小学校給食室					ドライシステム化設計委託	ドライシステム化改修工事					
						11	110					
			厨房機器点検									
	機能の方向性	維持	安中市教育委員会が令和元年度に策定した「安中市学校給食事業の実施方針と運営方針について」において、「安中地域は、自校方式（単独調理場方式）を継続していく。」と記載されているため、引き続き安中小学校給食室としての機能を維持していきます。									
	施設の方向性	長寿命化	安中小学校給食室は、昭和６０年度に建物が建築されてから３６年が経過し、屋根、外壁、床、内装、給排水設備等に経年劣化が生じています。 現在、安中小学校給食室は、ウェットシステム（調理の際に使用する水が床に落ちる方式）を採用していますが、国の衛生管理基準では、ドライシステム（調理の際に使用する水が床に落ちない方式）を導入するよう努めることとされているため、今後、ドライシステムへの転換を含めて計画的に改修等を実施することにより、施設の長寿命化を行っていきます。									
	管理上の課題	屋根、外壁、床、内装、給排水設備等に経年劣化が生じていること。 給食の調理業務は、高温多湿の中で行うため、厨房機器が壊れやすい環境であること。 衛生管理上、ウェットシステムからドライシステムへの切り替えが望ましいこと。										

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
3	原市小学校			屋根改修工事等 （体育館）							
				111							
	防火・消防用設備、昇降機、屋内外体育器具点検										
	機能の方向性	維持	原市小学校は、安中市立学校設置条例（平成18年安中市条例第84号）に基づいて設置された小学校で、安中市の中部に位置し、学区は、原市地区及び安中地区高別当100番地で構成されています。 原市小学校は、安中市において、児童数が最も多い小学校であり、原市小学校体育館は、災害時の指定避難所としての機能もあるため、今後も小学校としての機能を維持していきます。								
	施設の方向性	長寿命化	原市小学校は、昭和51年2月に建物が建築されてから45年が経過し、当該建物の法定耐用年数である47年を超えていませんが、校舎について、平成11年に大規模改修を行いました。また、耐震性について旧耐震基準であったため、耐震補強を実施していますが、一部の建物について耐震補強が未実施の箇所があります。 原市小学校体育館は、昭和61年3月に建築されてから35年が経過し、当該建物の法定耐用年数である34年を超えて老朽化が進行している施設です。今後も小学校体育館としての機能を維持する方針であることから、令和20年までの52年を使用目標年数とします。使用目標年数まで施設を安全に利用できるようにするため、屋根の防水工事など必要な改修等を計画的に行います。 各施設については、今後も計画的に改修等を実施することにより、法定耐用年数を超えて施設を利用することができるよう施設の長寿命化を行っていきます。								
	管理上の課題	耐震補強が未実施の箇所については、速やかに耐震補強を行う必要があります。 技術系職員の専門的知見を入れ、施設設備の現状に則した具体的な改修計画を作成する必要があります。 現在使用している照明（蛍光灯・水銀灯）の製造が終了しているため、今後、照明設備の更新を行う必要があります。									

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
4	原市小学校給食室	ドライシステム化設計委託	ドライシステム化改修工事								
		11	110								
		厨房機器点検									
	機能の方向性	維持	安中市教育委員会が令和元年度に策定した「安中市学校給食事業の実施方針と運営方針について」において、「安中地域は、自校方式（単独調理場方式）を継続していく。」と記載されているため、引き続き原市小学校給食室としての機能を維持していきます。								
	施設の方向性	長寿命化	原市小学校給食室は、昭和62年度に建物が建築されてから34年が経過し、屋根、外壁、床、内装、給排水設備等に経年劣化が生じています。 現在、原市小学校給食室は、ウェットシステム（調理の際に使用する水が床に落ちる方式）を採用していますが、国の衛生管理基準では、ドライシステム（調理の際に使用する水が床に落ちない方式）を導入するよう努めることとされているため、今後、ドライシステムへの転換を実施し、施設の長寿命化を行っていきます。								
管理上の課題	屋根、外壁、床、内装、給排水設備等に経年劣化が生じていること。 給食の調理業務は、高温多湿の中で行うため、厨房機器が壊れやすい環境であること。 衛生管理上、ウェットシステムからドライシステムへの切り替えが望ましいこと。										

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
5	磯部小学校										
	防火・消防用設備、屋内外体育器具設備点検										
	機能の方向性	維持	磯部小学校は、安中市立学校設置条例（平成１８年安中市条例第８４号）に基づいて設置された小学校で、安中市の中部の南側に位置し、学区は、磯部地区（磯部地区第５区１９組から３２組までを除く。）で構成されています。 磯部小学校は、安中市において、児童数が中規模の小学校であり、磯部小学校体育館は、災害時の指定避難所としての機能もあるため、今後も小学校としての機能を維持していきます。								
	施設の方向性	長寿命化	磯部小学校は、昭和５４年３月に建物が建築されてから４２年が経過し、今後５年程度で当該建物の法定耐用年数に達することから、建物の機能維持に必要な修繕等を実施することにより、法定耐用年数を超えて施設を利用することができるように施設の長寿命化を行っていきます。								
	管理上の課題	耐震補強が未実施の箇所については、速やかに耐震補強を行う必要があります。 技術系職員の専門的知見を入れ、施設設備の現状に則した具体的な改修計画を作成する必要があります。									

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
6	磯部小学校給食室										
			厨房機器 点検								
	機能の方向性	維持	安中市教育委員会が令和元年度に策定した「安中市学校給食事業の実施方針と運営方針について」において、「安中地域は、自校方式（単独調理場方式）を継続していく。」と記載されているため、引き続き磯部小学校給食室としての機能を維持していきます。								
施設の方向性	長寿命化	磯部小学校給食室は、昭和61年度に建物が建築されてから35年が経過し、屋根、外壁、床、内装、給排水設備等に経年劣化が生じています。 現在、磯部小学校給食室は、ウェットシステム（調理の際に使用する水が床に落ちる方式）を採用していますが、国の衛生管理基準では、ドライシステム（調理の際に使用する水が床に落ちない方式）を導入するよう努めることとされているため、今後、学校の適正規模に関する審議経過などを踏まえて整備を進めます。									
管理上の課題	屋根、外壁、床、内装、給排水設備等に経年劣化が生じていること。 給食の調理業務は、高温多湿の中で行うため、厨房機器が壊れやすい環境であること。 衛生管理上、ウェットシステムからドライシステムへの切り替えが望ましいこと。										

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）										
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	
7	東横野小学校											
	防火・消防用設備、屋内外体育器具設備点検											
	機能の方向性	維持	東横野小学校は、安中市立学校設置条例（平成１８年安中市条例第８４号）に基づいて設置された小学校で、安中市の中部の南側に位置し、学区は、東横野地区で構成されています。 東横野小学校は、安中市において、児童数が中規模の小学校であり、東横野小学校体育館は、災害時の指定避難所としての機能もあるため、今後も小学校としての機能を維持していきます。									
	施設の方向性	長寿命化	東横野小学校は、昭和５９年２月に建物が建築されてから３６年が経過し、当該建物の法定耐用年数である４７年を超えていませんが、校舎について、平成２４年に大規模改修を行いました。また、耐震性について旧耐震基準であった箇所については、耐震補強を実施しています。 施設については、今後も計画的に改修等を実施することにより、法定耐用年数を超えて施設を利用することができるように施設の長寿命化を行っていきます。									
	管理上の課題	現時点において、大きな課題はありません。										

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
8	東横野小学校給食室										
		厨房機器 点検									
	機能の方向性	維持	安中市教育委員会が令和元年度に策定した「安中市学校給食事業の実施方針と運営方針について」において、「安中地域は、自校方式（単独調理場方式）を継続していく。」と記載されているため、引き続き東横野小学校給食室としての機能を維持していきます。								
	施設の方向性	長寿命化	東横野小学校給食室は、昭和61年度に建物が建築されてから35年が経過し、屋根、外壁、床、内装、給排水設備等に経年劣化が生じています。 現在、東横野小学校給食室は、ウェットシステム（調理の際に使用する水が床に落ちる方式）を採用していますが、国の衛生管理基準では、ドライシステム（調理の際に使用する水が床に落ちない方式）を導入するよう努めることとされているため、今後、学校の適正規模に関する審議経過などを踏まえて整備を進めます。								
	管理上の課題	屋根、外壁、床、内装、給排水設備等に経年劣化が生じていること。 給食の調理業務は、高温多湿の中で行うため、厨房機器が壊れやすい環境であること。 衛生管理上、ウェットシステムからドライシステムへの切り替えが望ましいこと。									

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
9	碓東小学校										
	防火・消防用設備、昇降機、屋内外体育器具設備点検										
	機能の方向性	維持	碓東小学校は、安中市立学校設置条例（平成１８年安中市条例第８４号）に基づいて設置された小学校で、安中市の東部に位置し、学校区は、岩野谷地区（第４区７組を除く。）及び板鼻地区で構成されています。 碓東小学校は、安中市において、児童数が３番目に多い小学校であり、碓東小学校体育館は、災害時の指定避難所としての機能もあるため、今後も小学校としての機能を維持していきます。								
	施設の方向性	長寿命化	碓東小学校は、昭和５５年３月に建物が建築されてから４１年が経過し、当該建物の法定耐用年数である４７年を超えていませんが、校舎について、平成２４年及び平成２７年に大規模改修を行いました。また、耐震性について旧耐震基準であったため、耐震補強を実施しています。 施設については、今後も計画的に改修等を実施することにより、法定耐用年数を超えて施設を利用することができるように施設の長寿命化を行っていきます。								
	管理上の課題	現時点において、大きな課題はありません。									

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
10	碓東小学校給食室										
		厨房機器 点検									
	機能の方向性	維持	安中市教育委員会が令和元年度に策定した「安中市学校給食事業の実施方針と運営方針について」において、「安中地域は、自校方式（単独調理場方式）を継続していく。」と記載されているため、引き続き碓東小学校給食室としての機能を維持していきます。								
施設の方向性	長寿命化	碓東小学校給食室は、昭和６２年度に建物が建築されてから３４年が経過し、屋根、外壁、床、内装、給排水設備等に経年劣化が生じています。 現在、碓東小学校給食室は、ウェットシステム（調理の際に使用する水が床に落ちる方式）を採用していますが、国の衛生管理基準では、ドライシステム（調理の際に使用する水が床に落ちない方式）を導入するよう努めることとされているため、今後、ドライシステムへの転換を含めて計画的に改修等を実施することにより、施設の長寿命化を行っていきます。									
	管理上の課題	屋根、外壁、床、内装、給排水設備等に経年劣化が生じていること。 給食の調理業務は、高温多湿の中で行うため、厨房機器が壊れやすい環境であること。 衛生管理上、ウェットシステムからドライシステムへの切り替えが望ましいこと。									

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
11	秋間小学校										
	防火・消防用設備、屋内外体育器具設備点検										
	機能の方向性	維持	秋間小学校は、安中市立学校設置条例（平成１８年安中市条例第８４号）に基づいて設置された小学校で、安中市の中部の北側に位置し、学校区は、秋間地区（第５区を除く。）で構成されています。 秋間小学校は、安中市において、児童数が中規模の小学校であり、秋間小学校体育館は、災害時の指定避難所としての機能もあるため、今後も小学校としての機能を維持していきます。								
	施設の方向性	長寿命化	秋間小学校は、昭和６０年２月に建物が建築されてから３６年が経過し、当該建物の法定耐用年数である４７年を超えていませんが、平成２３年に体育館の改築を行いました。また、耐震性については、新耐震基準を満たしています。 施設については、今後も計画的に改修等を実施することにより、法定耐用年数を超えて施設を利用することができるように施設の長寿命化を行っていきます。								
	管理上の課題	現時点において、大きな課題はありません。									

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
12	秋間小学校給食室										
		厨房機器 点検									
	機能の方向性	維持	安中市教育委員会が令和元年度に策定した「安中市学校給食事業の実施方針と運営方針について」において、「安中地域は、自校方式（単独調理場方式）を継続していく。」と記載されているため、引き続き秋間小学校給食室としての機能を維持していきます。								
	施設の方向性	長寿命化	秋間小学校給食室は、昭和６０年度に建物が建築されてから３６年が経過し、屋根、外壁、床、内装、給排水設備等に経年劣化が生じています。 現在、秋間小学校給食室は、ウェットシステム（調理の際に使用する水が床に落ちる方式）を採用していますが、国の衛生管理基準では、ドライシステム（調理の際に使用する水が床に落ちない方式）を導入するよう努めることとされているため、今後、ドライシステムへの転換を含めて計画的に改修等を実施することにより、施設の長寿命化を行っていきます。								
管理上の課題	屋根、外壁、床、内装、給排水設備等に経年劣化が生じていること。 給食の調理業務は、高温多湿の中で行うため、厨房機器が壊れやすい環境であること。 衛生管理上、ウェットシステムからドライシステムへの切り替えが望ましいこと。										

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
13	後閑小学校										
	防火・消防用設備、屋内外体育器具設備点検										
	機能の方向性	維持	後閑小学校は、安中市立学校設置条例（平成１８年安中市条例第８４号）に基づいて設置された小学校で、安中市の中部に位置し、学校区は、後閑地区で構成されています。 後閑小学校は、安中市において、児童数が小規模の小学校であり、後閑小学校体育館は、災害時の指定避難所としての機能もあるため、今後も小学校としての機能を維持していきます。								
	施設の方向性	長寿命化	後閑小学校は、昭和６０年２月に建物が建築されてから３６年が経過し、当該建物の法定耐用年数である４７年を超えていませんが、平成２３年に体育館の大規模改修を行いました。また、耐震性について旧耐震基準であった箇所については、耐震補強を実施しています。 施設については、今後、学校の適正規模に関する審議経過などを踏まえ維持管理を行います。								
	管理上の課題	現時点において、大きな課題はありません。									

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
14	後閑小学校給食室										
		厨房機器 点検									
	機能の方向性	維持	安中市教育委員会が令和元年度に策定した「安中市学校給食事業の実施方針と運営方針について」において、「安中地域は、自校方式（単独調理場方式）を継続していく。」と記載されているため、引き続き後閑小学校給食室としての機能を維持していきます。								
	施設の方向性	長寿命化	後閑小学校給食室は、昭和６１年度に建物が建築されてから３５年が経過し、屋根、外壁、床、内装、給排水設備等に経年劣化が生じています。 現在、後閑小学校給食室は、ウェットシステム（調理の際に使用する水が床に落ちる方式）を採用していますが、国の衛生管理基準では、ドライシステム（調理の際に使用する水が床に落ちない方式）を導入するよう努めることとされているため、今後、学校の適正規模に関する審議経過などを踏まえて維持管理を行います。								
	管理上の課題	屋根、外壁、床、内装、給排水設備等に経年劣化が生じていること。 給食の調理業務は、高温多湿の中で行うため、厨房機器が壊れやすい環境であること。 衛生管理上、ウェットシステムからドライシステムへの切り替えが望ましいこと。									

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
15	松井田小学校		九十九小学校 及び臼井小学 校と統合								
	防火・消防用設備、昇降機、屋内外体育器具設備点検										
	機能の方向性	統合及び 検討	松井田小学校は、安中市立学校設置条例（平成１８年安中市条例第８４号）に基づいて設置された小学校で、安中市の西部に位置し、学校区は、松井田地区及び西横野地区八城西区（中瀬）で構成されています。 安中市小中学校適正規模及び配置に関する審議会による令和２年１１月４日付けの第１次中間答申において、松井田小学校と九十九小学校を令和４年４月１日から統合することが望ましいとされ、さらに令和３年１月２０日付けの第２次中間答申において松井田小学校、九十九小学校及び臼井小学校を統合することが望ましいとされたため、令和４年４月１日から松井田小学校、九十九小学校及び臼井小学校を統合して新たな松井田小学校となることが予定されています。 統合後、新たな松井田小学校として、小学校としての機能を引き続き維持していきます。								
	施設の方向性	統合及び 検討	松井田小学校は、昭和５１年３月に建物が建築されてから４５年が経過し、当該建物の法定耐用年数である４７年を超えていませんが、校舎について、平成２４年に大規模改修を行いました。また、耐震性について旧耐震基準であった箇所については、耐震補強を実施しています。 今後、松井田小学校、九十九小学校及び臼井小学校を統合して新たな松井田小学校となることが予定されているため、統合後の施設については、今後も計画的に改修等を実施することにより、法定耐用年数を超えて施設を利用することができるように施設の長寿命化を行っていきます。								
	管理上の課題	統合後は、小学校としての規模が大きくなるため、施設の規模に合わせた適切な維持管理を行う必要があります。									

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
16	臼井小学校		松井田小学校 及び九十九小 学校と統合	統合後の施設の活用について検討							
		防火・消防 用設備、屋 内体育器具 設備点検									
	機能の方向性	統合及び 検討	臼井小学校は、安中市立学校設置条例（平成１８年安中市条例第８４号）に基づいて設置された小学校で、安中市の最も西部に位置し、学校区は、臼井地区及び坂本地区で構成されています。 安中市小中学校適正規模及び配置に関する審議会による令和３年１月２０日付けの第２次中間答申において松井田小学校、九十九小学校及び臼井小学校を統合することが望ましいとされたため、令和４年４月１日から松井田小学校、九十九小学校及び臼井小学校を統合して新たな松井田小学校となることが予定されています。 臼井小学校の建物のうち、臼井小学校体育館は、災害時の指定避難所としての機能もあるため、統合後の臼井小学校の建物の機能については、今後検討していきます。								
	施設の方向性	統合及び 検討	臼井小学校は、平成６年３月に建物が建築されてから２７年が経過し、当該建物の法定耐用年数である４７年を超えていませんが、平成２４年に体育館の大規模改修を行い、旧耐震基準であった箇所について、耐震補強を実施しています。 今後、松井田小学校、九十九小学校及び臼井小学校を統合して新たな松井田小学校となることが予定されているため、統合後の臼井小学校の施設の利活用については、今後検討していきます。								
	管理上の課題	利用しなくなった建物については、老朽化の進行が早まるため、統合後の臼井小学校の施設の有効な利活用について今後検討していく必要があります。									

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
17	西横野小学校										
	防火・消防用設備、昇降機、屋内外体育器具設備点検										
	機能の方向性	維持	西横野小学校は、安中市立学校設置条例（平成１８年安中市条例第８４号）に基づいて設置された小学校で、安中市の南西に位置し、校区は、西横野地区（八城西区（中瀬）を除く。）で構成されています。 西横野小学校は、安中市において、児童数が中規模の小学校であり、西横野小学校体育館は、災害時の指定避難所としての機能もあるため、今後も小学校としての機能を維持していきます。								
	施設の方向性	長寿命化	西横野小学校は、昭和５７年１１月に建物が建築されてから３８年が経過し、当該建物の法定耐用年数である４７年を超えていませんが、平成１１年に体育館の改築を行いました。 施設については、今後も計画的に改修等を実施することにより、法定耐用年数を超えて施設を利用することができるように施設の長寿命化を行っていきます。								
	管理上の課題	安中市小中学校適正規模及び配置に関する審議会による令和２年１１月４日付けの第１次中間答申及び令和３年１月２０日付けの第２次中間答申の附帯意見において、西横野小学校の適正規模及び配置については、引き続き討議を重ねていくことが望ましいとされたため、適正規模及び配置に関する審議の経過を踏まえながら、適正に維持管理を行っていきます。									

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
18	九十九小学校		松井田小学校 及び臼井小 学校と統合	統合後の施設の活用について検討							
		防火・消防 用設備、昇 降機、屋内 体育器具 点検									
	機能の方向性	統合及び 検討	九十九小学校は、安中市立学校設置条例（平成１８年安中市条例第８４号）に基づいて設置された小学校で、安中市の西部に位置し、校区は、九十九地区で構成されています。 安中市小中学校適正規模及び配置に関する審議会による令和２年１１月４日付けの第１次中間答申において、松井田小学校と九十九小学校を令和４年４月１日から統合することが望ましいとされ、さらに令和３年１月２０日付けの第２次中間答申において松井田小学校、九十九小学校及び臼井小学校を統合することが望ましいとされたため、令和４年４月１日から松井田小学校、九十九小学校及び臼井小学校を統合して新たな松井田小学校となることが予定されています。 九十九小学校の建物のうち、九十九小学校体育館は、災害時の指定避難所としての機能もあるため、統合後の九十九小学校の建物の機能については、今後検討していきます。								
	施設の方向性	統合及び 検討	九十九小学校は、平成１８年３月に建物が建築されてから１５年が経過し、当該建物の法定耐用年数である２２年を超えていませんが、平成２１年に体育館の大規模改修を行い、耐震補強を実施しています。 今後、松井田小学校、九十九小学校及び臼井小学校を統合して新たな松井田小学校となることが予定されているため、統合後の九十九小学校の施設の利活用については、今後検討していきます。								
管理上の課題	利用しなくなった建物については、老朽化の進行が早まるため、統合後の九十九小学校の施設の有効な利活用について今後検討していく必要があります。										

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
19	細野小学校										
	防火・消防用、屋内外体育用具設備点検										
	機能の方向性	維持	細野小学校は、安中市立学校設置条例（平成１８年安中市条例第８４号）に基づいて設置された小学校で、安中市の北西に位置し、学区は、細野地区で構成されています。 細野小学校は、安中市において、児童数が小規模の小学校であり、細野小学校体育館は、災害時の指定避難所としての機能もあるため、今後も小学校としての機能を維持していきます。								
	施設の方向性	長寿命化	細野小学校は、平成８年１２月に建物が建築されてから２４年が経過し、当該建物の法定耐用年数である４７年を超えていないため、施設については、今後も計画的に改修等を実施することにより、法定耐用年数を超えて施設を利用することができるように施設の長寿命化を行っていきます。								
	管理上の課題	安中市小中学校適正規模及び配置に関する審議会による令和２年１１月４日付けの第１次中間答申及び令和３年１月２０日付けの第２次中間答申の附帯意見において、細野小学校の適正規模及び配置については、引き続き討議を重ねていくことが望ましいとされたため、適正規模及び配置に関する審議の経過を踏まえながら、適正に維持管理を行っていきます。									

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
20	第一中学校	駐輪場修繕工事									
		2									
	防火・消防用設備、昇降機、屋内外体育用具点検										
	機能の方向性	維持	第一中学校は、安中市立学校設置条例（平成１８年安中市条例第８４号）に基づいて設置された中学校で、安中市の東部に位置し、学区は、安中小学校、碓東小学校、秋間小学校の通学区及び東横野地区第３区５組から第６区までで構成されています。 第一中学校は、安中市において、生徒数が大規模の中学校であり、第一中学校体育館は、水害を除いた災害時の指定避難所としての機能もあるため、今後も中学校としての機能を維持していきます。								
施設の方向性	長寿命化	第一中学校は、昭和４７年３月に建物が建築されてから４９年が経過し、当該建物の法定耐用年数である４７年を超えているため、校舎について、平成２５年及び平成２７年に大規模改修を行い、旧耐震基準だった箇所の耐震補強を実施しています。 施設については、今後も計画的に改修等を実施することにより、法定耐用年数を超えて施設を利用することができるように施設の長寿命化を行っていきます。									
	管理上の課題	現時点において、大きな課題はありません。									

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
21	第一中学校給食室							ドライシステム化設計委託	ドライシステム化改修工事		
								11	110		
			厨房機器点検		厨房機器点検		厨房機器点検		厨房機器点検		厨房機器点検
	機能の方向性	維持	安中市教育委員会が令和元年度に策定した「安中市学校給食事業の実施方針と運営方針について」において、「安中地域は、自校方式（単独調理場方式）を継続していく。」と記載されているため、引き続き第一中学校給食室としての機能を維持していきます。								
施設の方向性	長寿命化	第一中学校給食室は、昭和63年度に建物が建築されてから33年が経過し、屋根、外壁、床、内装、給排水設備等に経年劣化が生じています。 現在、第一中学校給食室は、ウェットシステム（調理の際に使用する水が床に落ちる方式）を採用していますが、国の衛生管理基準では、ドライシステム（調理の際に使用する水が床に落ちない方式）を導入するよう努めることとされているため、今後、ドライシステムへの転換を含めて計画的に改修等を実施することにより、施設の長寿命化を行っていきます。									
管理上の課題	屋根、外壁、床、内装、給排水設備等に経年劣化が生じていること。 給食の調理業務は、高温多湿の中で行うため、厨房機器が壊れやすい環境であること。 衛生管理上、ウェットシステムからドライシステムへの切り替えが望ましいこと。										

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
22	第二中学校										
	防火・消防用設備、昇降機、屋内外体育用具点検										
	機能の方向性	維持	第二中学校は、安中市立学校設置条例（平成１８年安中市条例第８４号）に基づいて設置された中学校で、安中市の中部に位置し、学校区は、原市小学校、磯部小学校、後閑小学校の通学区域及び東横野地区第１区から第３区４組までで構成されています。 第二中学校は、安中市において、生徒数が大規模の中学校であり、第二中学校体育館は、災害時の指定避難所としての機能もあるため、今後も中学校としての機能を維持していきます。								
	施設の方向性	長寿命化	第二中学校は、昭和４６年３月に建物が建築されてから５０年が経過し、当該建物の法定耐用年数である４７年を超えているため、校舎について、平成２５年に大規模改修を行い、旧耐震基準だった箇所の耐震補強を実施しています。 施設については、今後も計画的に改修等を実施することにより、法定耐用年数を超えて施設を利用することができるよう施設の長寿命化を行っていきます。								
	管理上の課題	現時点において、大きな課題はありません。									

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
23	第二中学校給食室	ガス回転釜更新		ドライシステム化設計委託	ドライシステム化改修工事						
		1		11	110						
		厨房機器点検		厨房機器点検		厨房機器点検		厨房機器点検		厨房機器点検	
	機能の方向性	維持	安中市教育委員会が令和元年度に策定した「安中市学校給食事業の実施方針と運営方針について」において、「安中地域は、自校方式（単独調理場方式）を継続していく。」と記載されているため、引き続き第二中学校給食室としての機能を維持していきます。								
	施設の方向性	長寿命化	第二中学校給食室は、昭和63年度に建物が建築されてから33年が経過し、屋根、外壁、床、内装、給排水設備等に経年劣化が生じています。 現在、第二中学校給食室は、ウェットシステム（調理の際に使用する水が床に落ちる方式）を採用していますが、国の衛生管理基準では、ドライシステム（調理の際に使用する水が床に落ちない方式）を導入するよう努めることとされているため、今後、ドライシステムへの転換を含めて計画的に改修等を実施することにより、施設の長寿命化を行っていきます。								
	管理上の課題	屋根、外壁、床、内装、給排水設備等に経年劣化が生じていること。 給食の調理業務は、高温多湿の中で行うため、厨房機器が壊れやすい環境であること。 衛生管理上、ウェットシステムからドライシステムへの切り替えが望ましいこと。									

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）										
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	
24	松井田東中学校		松井田南中学校と統合									
		防火・消防用設備、昇降機、屋内外体育用具点検										
	機能の方向性	統合及び維持	松井田東中学校は、安中市立学校設置条例（平成１８年安中市条例第８４号）に基づいて設置された中学校で、安中市の西部に位置し、学区は、松井田小学校、臼井小学校、九十九小学校の通学区で構成されています。 令和２年１１月４日付けの安中市小中学校適正規模及び配置に関する審議会による第１次中間答申において、松井田東中学校と松井田南中学校を令和４年４月１日から統合することが望ましいとされたため、令和４年４月１日から松井田東中学校と松井田南中学校を統合して新たに松井田中学校となることが予定されています。 統合後、新たな松井田中学校として、中学校としての機能を引き続き維持していきます。									
	施設の方向性	統合及び長寿命化	松井田東中学校は、昭和４０年８月に建物が建築されてから５５年が経過し、当該建物の法定耐用年数である４７年を超えていますが、平成２６年及び平成２７年に大規模改修を行い、旧耐震基準だった箇所の耐震補強を実施しています。 今後、松井田東中学校と松井田南中学校を統合して新たに松井田中学校となることが予定されているため、統合後の施設については、今後も計画的に改修等を実施することにより、法定耐用年数を超えて施設を利用することができるように施設の長寿命化を行っていきます。									
	管理上の課題	統合後は、中学校としての規模が大きくなるため、施設の規模に合わせた適切な維持管理を行う必要があります。										

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
25	松井田南中学校		松井田東中学校と統合	統合後の施設の活用について検討							
		防火・消防用設備、昇降機、屋内体育用具点検									
	機能の方向性	統合及び検討	松井田南中学校は、安中市立学校設置条例（平成１８年安中市条例第８４号）に基づいて設置された中学校で、安中市の南西部に位置し、学区は、西横野小学校の通学区で構成されています。 令和２年１１月４日付けの安中市小中学校適正規模及び配置に関する審議会による第１次中間答申において、松井田南中学校と松井田東中学校を令和４年４月１日から統合することが望ましいとされたため、令和４年４月１日から松井田南中学校と松井田東中学校を統合して新たに松井田中学校となることが予定されています。 松井田南中学校の建物のうち、体育館は、災害時の指定避難所としての機能もあるため、統合後の建物の機能については、今後検討していきます。								
	施設の方向性	統合及び検討	松井田南中学校は、昭和５４年３月に建物が建築されてから４２年が経過し、当該建物の法定耐用年数である４７年を超えていませんが、平成２５年及び平成２６年に大規模改修を行い、旧耐震基準だった箇所の耐震補強を実施しています。 今後、松井田南中学校と松井田東中学校を統合して新たに松井田中学校となることが予定されているため、統合後の松井田南中学校の施設の利活用については、今後検討していきます。								
	管理上の課題	利用しなくなった建物については、老朽化の進行が早まるため、統合後の松井田南中学校の施設の有効な利活用について今後検討していく必要があります。									

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
26	松井田北中学校										
	防火・消防用設備、屋内外体育用具点検										
	機能の方向性	維持	松井田北中学校は、安中市立学校設置条例（平成１８年安中市条例第８４号）に基づいて設置された中学校で、安中市の北西に位置し、学区は、細野小学校の通学区で構成されています。 松井田北中学校は、安中市において、生徒数が小規模の中学校であり、松井田北中学校体育館は、災害時の指定避難所としての機能もあるため、今後も中学校としての機能を維持していきます。								
	施設の方向性	長寿命化	松井田北中学校は、昭和６１年２月に建物が建築されてから３５年が経過し、当該建物の法定耐用年数である４７年を超えていませんが、平成２１年に体育館の大規模改修を行い、旧耐震基準だった箇所の耐震補強を実施しています。 施設については、今後も計画的に改修等を実施することにより、法定耐用年数を超えて施設を利用することができるように施設の長寿命化を行っていきます。								
	管理上の課題	安中市小中学校適正規模及び配置に関する審議会による令和２年１１月４日付けの第１次中間答申及び令和３年１月２０日付けの第２次中間答申の附帯意見において、松井田北中学校の適正規模及び配置については、引き続き討議を重ねていくことが望ましいとされたため、適正規模及び配置に関する審議の経過を踏まえながら、適正に維持管理について検討を行っていきます。									

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
27	松井田 学校給食センター	各種設備修繕	ボイラー1号機更新工事 防水シート張替工事	ボイラー2号機更新工事	連続フライヤー機更新	スチームコンベクション更新	真空冷却器更新	付帯設備の更新			
		5	7	7	5	4	6				
			点検		点検		点検		点検		点検
	機能の方向性	維持	松井田学校給食センターは、安中市松井田学校給食センター条例（平成18年安中市条例第208号）に基づいて合併前の松井田町の小学校及び中学校の学校給食を行うため、その調理等の業務を処理する施設として設置されました。 現在、松井田地区の小学校5校及び中学校3校の学校給食の調理を担っており、安中市教育委員会が令和元年度に策定した「安中市学校給食事業の実施方針と運営方針について」において、「松井田地域は、給食センター方式（共同調理場方式）を継続していく。」と記載されているため、引き続き松井田学校給食センターとしての機能を維持していきます。								
	施設の方向性	長寿命化	松井田学校給食センターは、平成14年3月に建物が建築されてから19年が経過していますが、当該建物の法定耐用年数である31年を超えていないため、建物としての安全性は確保されています。 しかし、機器類や設備等については、更新の時期を迎えているため、今後、計画的に改修を実施して、法定耐用年数を超えても施設を利用することができるよう、施設の長寿命化を行っていきます。								
	管理上の課題	給排水設備や調理機器等において、経年劣化に伴う修繕費が増加の傾向にあります。技術系職員の専門的知見を入れ、施設設備の現状に則した具体的な改修計画を作成する必要があります。									

(6) 子育て支援施設

施設情報			代表建物情報									
No.	施設名称	延床面積 (㎡)	構造	建築 年度	法定耐 用年数	耐震 基準	耐震 性能	老朽化 状況	構造 性能	大規模 改修状況	福祉 性能	総合 評価
1	原市保育園	829.27	鉄骨造	2010	34	新耐震	A	B	A	A	C	A
2	まついだ保育園	996.55	鉄骨造	2015	34	新耐震	A	A	C	A	B	A
3	あんなか第二・第三学童クラブ	241.09	木造	2019	22	新耐震	A	A	E	E	C	A
4	原市第一学童クラブ	171.26	木造	2005	22	新耐震	A	C	E	E	B	C
5	原市第二学童クラブ	89.44	軽量鉄骨造	2008	27	新耐震	A	B	C	A	E	B
6	ごうばら学童クラブ	755.00	R C	1979	47	旧耐震	E	D	A	E	E	E
7	磯部学童クラブ	178.04	木造	2008	22	新耐震	A	C	E	E	B	C
8	東横野学童クラブ	144.91	木造	2015	22	新耐震	A	B	E	A	B	A
9	たいとう学童クラブ	170.58	木造	2013	22	新耐震	A	B	E	A	B	A
10	秋間学童クラブ	143.66	木造	2009	22	新耐震	A	C	E	E	B	C
11	臼井・坂本児童クラブ	115.39	鉄骨造	1979	38	旧耐震	E	E	C	E	E	E
12	西横野第二児童クラブ	64.99	軽量鉄骨造	2010	27	新耐震	A	B	C	A	E	B
13	西横野第三児童クラブ	64.99	軽量鉄骨造	2012	27	新耐震	A	B	C	A	E	B
14	細野児童クラブ	67.08	木造	2004	22	新耐震	A	D	E	E	E	C
15	スマイル棟（あんなかスマイルパーク）	683.67	木造	2020	22	新耐震	A	A	E	A	A	A

【子育て支援施設における対策の優先順位の考え方】

子育て支援施設における対策の優先順位の考え方は、次のとおりです。

(1) 保育園

原市保育園及びまついだ保育園ともに他の施設に比較して新しい施設であるため、今後の建物の老朽化状況を勘案して今後の対策の優先順位を判断していきます。

(2) 学童クラブ

学童クラブについては、比較的建築年数が新しい施設が多い中、廃校となった原市小学校郷原分校の校舎を利用しているごうばら学童クラブ及び農業研修集会施設である農業研修センターの2階部分を利用している臼井・坂本児童クラブについては、それぞれの建物の老朽化が進んでいるため、今後の建物の老朽化状況及び施設の利用状況を勘案して今後の対策の優先順位を判断していきます。

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
1	原市保育園										
		点検									
	機能の方向性	維持	原市保育園は、安中市立保育所条例（平成２７年安中市条例第５号）に基づいて設置された保育所です。 通常の保育のほか、病気やケガの回復期にある児童に対して看護師と保育士が保育を行う病後児保育を実施しています。 保護者の就労機会の増加に伴って、今後も保育に対する一定のニーズが見込まれるため、引き続き原市保育園としての機能を維持していきます。								
	施設の方向性	長寿命化	原市保育園は、平成２３年２月に現在の位置に建て替えを行い、１０年が経過していますが、建物の法定耐用年数である３４年を超えていないため、今後、計画的に改修等を実施することにより、法定耐用年数を超えて利用することができるように施設の長寿命化を行っていきます。								
	管理上の課題	現時点において、管理上の特段の課題はありませんが、今後も軽微な補修等の実施による必要最低限の維持管理を行う必要があります。									
	参考施設データ		H29年度	H30年度	R1年度	特記事項					
		利用者数 （人）	104	99	97						

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
2	まついだ保育園										
		点検									
	機能の方向性	維持	まついだ保育園は、安中市立保育所条例（平成２７年安中市条例第５号）に基づいて設置された保育所です。 通常の保育のほか、保護者の傷病等の緊急時の際に利用することができる一時保育を実施しています。 保護者の就労機会の増加に伴って、今後も保育に対する一定のニーズが見込まれるため、引き続きまついだ保育園としての機能を維持していきます。								
	施設の方向性	長寿命化	まついだ保育園は、平成２７年７月に現在の場所に建て替えを行い、５年が経過していますが、建物の法定耐用年数である３４年を超えていないため、今後、計画的に改修等を実施することにより、法定耐用年数を超えて利用することができるように施設の長寿命化を行っていきます。								
	管理上の課題	現時点において、管理上の特段の課題はありませんが、今後も軽微な補修等の実施による必要最低限の維持管理を行う必要があります。									
	参考施設データ		H29年度	H30年度	R1年度	特記事項					
		利用者数 （人）	64	64	66						

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）										
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	
3	あんなか第二・第三学童クラブ											
	機能の方向性	維持	あんなか第二・第三学童クラブは、安中市放課後児童クラブ条例（平成20年安中市条例第38号）に基づいて設置された放課後児童健全育成事業（小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいいます。）を行うための施設です。 保護者の就労機会の増加に伴って、放課後児童クラブに対するニーズは増加傾向にあるため、引き続き放課後児童クラブとしての機能を維持していきます。									
	施設の方向性	長寿命化	あんなか第二・第三学童クラブは、令和2年3月に建物が完成した施設であるため、当面大規模な施設改修の必要はありません。 今後、計画的に改修等を実施することにより、法定耐用年数を超えて利用することができるように施設の長寿命化を行っていきます。 施設の管理及び運営を指定管理者が行っている施設であるため、定期的な点検等については、指定管理者が実施します。									
	管理上の課題	現時点において、大きな課題はありません。										
	参考施設データ 利用者数（人）		H29年度	H30年度	R1年度	特記事項						
	第二学童クラブ	52	43	45								
	第三学童クラブ	—	34	38								

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
4	原市第一学童クラブ										
	機能の方向性	維持	原市第一学童クラブは、安中市放課後児童クラブ条例（平成20年安中市条例第38号）に基づいて設置された放課後児童健全育成事業（小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいいます。）を行うための施設です。 保護者の就労機会の増加に伴って、放課後児童クラブに対するニーズは増加傾向にあるため、引き続き放課後児童クラブとしての機能を維持していきます。								
	施設の方向性	長寿命化	原市第一学童クラブは、平成18年2月に建物を建築してから15年が経過していますが、建物の法定耐用年数である22年を経過していないため、当面大規模な施設改修の必要はありません。 今後、計画的に改修等を実施することにより、法定耐用年数を超えて利用できるように施設の長寿命化を行っていきます。 施設の管理及び運営を指定管理者が行っている施設であるため、定期的な点検等については、指定管理者が実施します。								
	管理上の課題	現時点において、大きな課題はありません。									
	参考施設データ		H29年度	H30年度	R1年度	特記事項					
		利用者数 （人）	55	67	65						

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
5	原市第二学童クラブ										
	機能の方向性	維持	原市第二学童クラブは、安中市放課後児童クラブ条例（平成20年安中市条例第38号）に基づいて設置された放課後児童健全育成事業（小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいいます。）を行うための施設です。 保護者の就労機会の増加に伴って、放課後児童クラブに対するニーズは増加傾向にあるため、引き続き放課後児童クラブとしての機能を維持していきます。								
	施設の方向性	長寿命化	原市第二学童クラブは、平成20年7月に建物を建築してから12年が経過し、エアコンの更新を1箇所行っていますが、建物の法定耐用年数である27年を経過していないため、当面大規模な施設改修の必要はありません。 今後、計画的に改修等を実施することにより、法定耐用年数を超えて利用することができるように施設の長寿命化を行っていきます。 施設の管理及び運営を指定管理者が行っている施設であるため、定期的な点検等については、指定管理者が実施します。								
	管理上の課題	現時点において、大きな課題はありません。									
	参考施設データ		H29年度	H30年度	R1年度	特記事項					
	利用者数 （人）	48	51	48							

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）										
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	
6	ごうばら学童クラブ											
	機能の方向性	維持	ごうばら学童クラブは、安中市放課後児童クラブ条例（平成20年安中市条例第38号）に基づいて設置された放課後児童健全育成事業（小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいいます。）を行うための施設です。 保護者の就労機会の増加に伴って、放課後児童クラブに対するニーズは増加傾向にあるため、引き続き放課後児童クラブとしての機能を維持していきます。									
	施設の方向性	長寿命化	ごうばら学童クラブは、廃校となった原市小学校郷原分校（昭和54年度建設）の校舎を利用しており、建物の構造自体は、鉄筋コンクリートで耐震性能は高いものの、旧耐震基準の建物であるため、新耐震基準に基づく耐震補強を行う必要があります。 また、平成30年度には、屋上の防水シートの劣化による雨漏りが発生し、修繕を行いました。 施設の管理及び運営を指定管理者が行っている施設であるため、定期的な点検等については、指定管理者が実施します。									
	管理上の課題	利用児童数に比べて施設の規模が大きいため、今後、修繕に掛かる費用が多額になることが懸念されます。 自動火災報知設備が動作不良となっていますが、現在の規模において放課後児童クラブとして利用していく場合は、自動火災報知設備の設置の義務がないため、今後の施設の活用について検討していく必要があります。										
	参考施設データ		H29年度	H30年度	R1年度	特記事項						
	利用者数 （人）	43	36	25								

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）										
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	
7	磯部学童クラブ											
	機能の方向性	維持	磯部学童クラブは、安中市放課後児童クラブ条例（平成20年安中市条例第38号）に基づいて設置された放課後児童健全育成事業（小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいいます。）を行うための施設です。 保護者の就労機会の増加に伴って、放課後児童クラブに対するニーズは増加傾向にあるため、引き続き放課後児童クラブとしての機能を維持していきます。									
	施設の方向性	長寿命化	磯部学童クラブは、平成21年3月に建物を建築してから12年が経過していますが、建物の法定耐用年数である22年を経過していないため、当面大規模な施設改修の必要はありません。 今後、計画的に改修等を実施することにより、法定耐用年数を超えて利用することができるように施設の長寿命化を行っていきます。 施設の管理及び運営を指定管理者が行っている施設であるため、定期的な点検等については、指定管理者が実施します。									
	管理上の課題	現時点において、大きな課題はありません。										
	参考施設データ		H29年度	H30年度	R1年度	特記事項						
	利用者数 （人）	46	47	47								

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）										
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	
8	東横野学童クラブ											
	機能の方向性	維持	東横野学童クラブは、安中市放課後児童クラブ条例（平成２０年安中市条例第３８号）に基づいて設置された放課後児童健全育成事業（小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいいます。）を行うための施設です。 保護者の就労機会の増加に伴って、放課後児童クラブに対するニーズは増加傾向にあるため、引き続き放課後児童クラブとしての機能を維持していきます。									
	施設の方向性	長寿命化	東横野学童クラブは、平成２８年２月に建物を建築してから５年が経過していますが、建物の法定耐用年数である２２年を経過していないため、当面大規模な施設改修の必要はありません。 今後、計画的に改修等を実施することにより、法定耐用年数を超えて利用することができるように施設の長寿命化を行っていきます。 施設の管理及び運営を指定管理者が行っている施設であるため、定期的な点検等については、指定管理者が実施します。									
	管理上の課題	現時点において、大きな課題はありません。										
	参考施設データ		H29年度	H30年度	R1年度	特記事項						
	利用者数 （人）	43	50	50								

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）										
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	
9	たいとう学童クラブ											
	機能の方向性	維持	たいとう学童クラブは、安中市放課後児童クラブ条例（平成20年安中市条例第38号）に基づいて設置された放課後児童健全育成事業（小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいいます。）を行うための施設です。 保護者の就労機会の増加に伴って、放課後児童クラブに対するニーズは増加傾向にあるため、引き続き放課後児童クラブとしての機能を維持していきます。									
	施設の方向性	長寿命化	たいとう学童クラブは、平成26年2月に建物を建築してから7年が経過していますが、建物の法定耐用年数である22年を経過していないため、当面大規模な施設改修の必要はありません。 今後、計画的に改修等を実施することにより、法定耐用年数を超えて利用することができるように施設の長寿命化を行っていきます。 施設の管理及び運営を指定管理者が行っている施設であるため、定期的な点検等については、指定管理者が実施します。									
	管理上の課題	現時点において、大きな課題はありません。										
	参考施設データ		H29年度	H30年度	R1年度	特記事項						
	利用者数 （人）	50	50	46								

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）										
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	
10	秋間学童クラブ											
	機能の方向性	維持	秋間学童クラブは、安中市放課後児童クラブ条例（平成２０年安中市条例第３８号）に基づいて設置された放課後児童健全育成事業（小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいいます。）を行うための施設です。 保護者の就労機会の増加に伴って、放課後児童クラブに対するニーズは増加傾向にあるため、引き続き放課後児童クラブとしての機能を維持していきます。									
	施設の方向性	長寿命化	秋間学童クラブは、平成２２年３月に建物を建築してから１１年が経過していますが、建物の法定耐用年数である２２年を経過していないため、当面大規模な施設改修の必要はありません。 今後、計画的に改修等を実施することにより、法定耐用年数を超えて利用することができるよう施設の長寿命化を行っていきます。 施設の管理及び運営を指定管理者が行っている施設であるため、定期的な点検等については、指定管理者が実施します。									
	管理上の課題	現時点において、大きな課題はありません。										
	参考施設データ		H29年度	H30年度	R1年度	特記事項						
	利用者数 （人）	50	50	39								

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）											
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度		
11	臼井・坂本 児童クラブ												
	機能の方向性	維持	臼井・坂本児童クラブは、安中市放課後児童クラブ条例（平成20年安中市条例第38号）に基づいて設置された放課後児童健全育成事業（小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいいます。）を行うための施設です。 保護者の就労機会の増加に伴って、放課後児童クラブに対するニーズは増加傾向にあるため、引き続き放課後児童クラブとしての機能を維持していきます。										
			施設の方向性	維持及び 検討	臼井・坂本児童クラブが設置されている農業研修センターは、建物が昭和55年に建築されてから現時点までに41年が経過し、建物の法定耐用年数である38年を超過しているため、今後も施設を維持する場合は、建物の大規模改修又は建て替えを行う必要があります。 今後の施設の位置付けを踏まえて、実際に建物の大規模改修又は建て替えを行うかどうかを検討していく予定です。								
					管理上の課題	臼井・坂本児童クラブが設置されている農業研修センターは、築年数が30年以上経過した旧耐震基準に基づく建物であるため、新耐震基準を満たすための耐震改修を行う必要があります。							
	参考施設データ		H29年度	H30年度	R1年度	特記事項	小学校の統合に伴って放課後児童クラブの統合を行う可能性があります。						
	利用者数 （人）	8	10	10									

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
12	西横野第二児童クラブ										
	機能の方向性	維持	西横野第二児童クラブは、安中市放課後児童クラブ条例（平成20年安中市条例第38号）に基づいて設置された放課後児童健全育成事業（小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいいます。）を行うための施設です。 保護者の就労機会の増加に伴って、放課後児童クラブに対するニーズは増加傾向にあるため、引き続き放課後児童クラブとしての機能を維持していきます。								
	施設の方向性	長寿命化	西横野第二児童クラブは、平成22年に建物を建築してから11年が経過していますが、建物の法定耐用年数である27年を超えていないため、今後、計画的に改修等を実施することにより、法定耐用年数を超えて利用することができるように施設の長寿命化を行っていきます。								
	管理上の課題	現時点において、大きな課題はありません。									
	参考施設データ		H29年度	H30年度	R1年度	特記事項					
	利用者数（人）	28	21	25							

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）										
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	
13	西横野 第三児童クラブ											
	機能の方向性	維持	西横野第三児童クラブは、安中市放課後児童クラブ条例（平成20年安中市条例第38号）に基づいて設置された放課後児童健全育成事業（小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいいます。）を行うための施設です。 保護者の就労機会の増加に伴って、放課後児童クラブに対するニーズは増加傾向にあるため、引き続き放課後児童クラブとしての機能を維持していきます。									
	施設の方向性	長寿命化	西横野第三児童クラブは、平成24年に建物を建築してから9年が経過していますが、建物の法定耐用年数である27年を超えていないため、今後、計画的に改修等を実施することにより、法定耐用年数を超えて利用することができるように施設の長寿命化を行っていきます。									
	管理上の課題	現時点において、大きな課題はありません。										
	参考施設データ		H29年度	H30年度	R1年度	特記事項						
	利用者数 （人）	—	20	24								

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）										
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	
14	細野児童クラブ											
	機能の方向性	維持	細野児童クラブは、安中市放課後児童クラブ条例（平成20年安中市条例第38号）に基づいて設置された放課後児童健全育成事業（小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいいます。）を行うための施設です。 保護者の就労機会の増加に伴って、放課後児童クラブに対するニーズは増加傾向にあるため、引き続き放課後児童クラブとしての機能を維持していきます。									
	施設の方向性	長寿命化	細野児童クラブは、平成16年に建物を建築してから17年が経過していますが、建物の法定耐用年数である22年を超えていないため、今後、計画的に改修等を実施することにより、法定耐用年数を超えて利用することができるように施設の長寿命化を行っていきます。									
	管理上の課題	現時点において、大きな課題はありません。										
	参考施設データ		H29年度	H30年度	R1年度	特記事項	既存の施設では申込児童を全て受け入れることが困難となったため、令和2年に増築（床面積14.91㎡増）を行っています。					
	利用者数（人）	21	25	27								

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）										
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	
15	スマイル棟 （あんなかスマイルパーク）											
	機能の方向性	維持	スマイル棟は、あんなかスマイルパーク条例（令和２年安中市条例第３０号）に基づいて設置された子育て支援の推進や多世代交流の場を提供することにより、地域福祉の向上を図ることを目的とした施設です。 子育て中の人々が家庭で孤立することなく、多世代交流を図ることによりお互いに助け合い、支え合える関係を構築し、子育てしやすく住みやすい活気あるまちづくりに繋がるための施設としての機能を今後も維持していきます。									
	施設の方向性	長寿命化	スマイル棟は、令和２年１２月に建物が完成した施設であるため、当面大規模な施設改修の必要はありません。 今後、計画的に改修等を実施することにより、法定耐用年数を超えて利用することができるように施設の長寿命化を行っていきます。 施設の管理及び運営を委託事業者が行っている施設であるため、定期的な点検等については、委託事業者が実施します。									
	管理上の課題	現時点において、大きな課題はありません。										
	参考施設データ		H29年度	H30年度	R1年度	特記事項						
利用者数 （人）	—	—	—									

(7) 保健・福祉施設

施設情報			代表建物情報									
No.	施設名称	延床面積 (㎡)	構造	建築 年度	法定耐 用年数	耐震 基準	耐震 性能	老朽化 状況	構造 性能	大規模 改修状況	福祉 性能	総合 評価
1	老人福祉センター	1107.82	R C	1977	47	旧耐震	E	D	A	B	C	D
2	坂本・原生きがいのセンター	324.71	鉄骨造	1979	31	旧耐震	E	E	C	E	E	E
3	入牧生きがいのセンター	131.14	鉄骨造	2014	31	新耐震	A	A	C	A	B	A
4	ふれあいの家	165.62	木造	2005	15	新耐震	A	E	E	C	B	C
5	ふくしの家	215.5	鉄骨造	1985	31	新耐震	A	E	C	E	D	C
6	障害児者生活サポートセンター	399.68	鉄骨造	2011	31	新耐震	A	B	C	A	B	A
7	障害者支援センター	964.25	木造	2015	15	新耐震	A	B	E	A	B	A
8	保健センター	918.42	R C	1985	50	新耐震	A	C	A	E	D	C
9	松井田保健センター	625.25	R C	1986	50	新耐震	A	C	A	E	A	C
10	地域福祉支援センター	1215	鉄骨造	2002	31	新耐震	A	C	C	E	A	C
11	光陽館	276.68	鉄骨造	1981	31	旧耐震	E	E	C	B	D	D
12	ゆうあい館	283.74	鉄骨造	1985	31	新耐震	A	E	C	B	C	A
13	恵みの湯	2866.61	R C	2001	47	新耐震	A	B	A	C	A	A

【保健・福祉施設における対策の優先順位の考え方】

保健・福祉施設における対策の優先順位の考え方は、次のとおりです。

(1) 高齢福祉施設

高齢福祉施設のうち、老人福祉センター及び坂本・原生きがいのセンターは、老朽化が進んでおり、特に坂本・原生きがいのセンターについては、建物の法定耐用年数を経過している状態であるため、建物の老朽化状況並びに施設が果たしている役割及び機能並びに施設の利用状況を勘案して今後の対策の優先順位を判断していきます。

(2) 障害福祉施設

障害児者生活サポートセンター及び障害者支援センターの2施設については、比較的新しい施設であるため、対策の優先順位は高くありませんが、ふれあいの家及びふくしの家については、老朽化が進んでいる状態であり、特にふくしの家は、建物の法定耐用年数を経過しているため、自主点検を行いながら修繕が必要な箇所を把握し、今後の対策の優先順位を判断していきます。

(3) 保健センター及び松井田保健センター

どちらの建物もほぼ同じ時期に建築されており、建物の法定耐用年数である50年を経過していないため、今後の老朽化状況を勘案して対策の優先順位を判断していきます。

(4) その他福祉施設

ア 光陽館及びゆうあい館

対策の優先順位について、次に掲げる要素を踏まえて総合的に判断していきます。

(ア) 建物の健全度

(イ) 施設の利用状況

(ウ) 避難所の指定の有無

イ 地域福祉支援センター及び恵みの湯

地域福祉支援センターは、建物の法定耐用年数を経過していませんが、防火スクリーン及び防火シャッターに不具合が生じているため、安全確保のために対策を講じる必要があります。

恵みの湯も建物の法定耐用年数を経過していませんが、空調設備、給湯用膨張タンク及び温泉水槽という施設の機能維持に係る設備について、老朽化が進んでいるため、当該設備の更新について早急に対応する必要があります。

【個別施設の表中の長寿命化対策等に係る対策費用について】

個別施設の表中の長寿命化対策等に係る対策費用については、百万円単位で記載しており、百万円に満たない金額について、50万円以上の場合は切上げを行い、50万円未満の場合は切下げを行って記載しています。また、全体の対策費用が50万円未満の場合は、切下げを行い、「0」と記載しています。

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
1	老人福祉センター	玄関屋根防水 改修工事			ボイラー改修 工事						
		1			15						
	職員による目視点検・消防設備点検										
	機能の方向性	維持	老人福祉センター（愛称：いきいき長寿センター）は、安中市老人福祉センター条例（平成１８年安中市条例第１２８号）に基づいて設置された施設で、高齢者が生きがいを持って健康で明るい生活を送ることができることを目的として、各種相談、機能回復訓練、教養レクリエーション及び入浴に関するサービスを提供しているため、今後も施設の機能を維持していきます。								
	施設の方向性	長寿命化	老人福祉センターは、昭和５３年２月に建物が建築されてから４３年が経過して老朽化が進行していますが、建物自体の法定耐用年数である４７年を経過していないため、今後も計画的に改修等を実施することにより、法定耐用年数を超えて施設を利用することができるように施設の長寿命化を行っていきます。								
管理上の課題	設備については、経年劣化が進んでおり、中でも入浴設備に係るボイラーは、平成１３年に改修を工事を行ってから、既に耐用年数を経過している状態であるため、今後改修が必要な状態です。										
参考施設データ		H29年度	H30年度	R1年度	特記事項						
	収入（千円）	229	247	163							
	利用者数（人）	24,275	23,653	29,905							

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
2	坂本・原生きがいセンター		漏水修繕			消火器交換・廃棄					
			0			0					
					消火器内部点検						
	機能の方向性	維持及び検討	坂本・原生きがいセンターは、坂本・原生きがいセンター条例（平成１８年安中市条例第１１３号）に基づき、地域の高齢者の生きがいづくりの場として設置された施設です。 利用者数は、令和元年度に地元の団体が利用を始めたことで増加に転じていますが、利用団体数としては引き続き減少傾向であるため、現在の施設の機能を維持しつつ、類似の機能を持つ近隣他施設への利用集約を含めて地元住民と協議しながら施設の今後の方向性を検討していきます。								
	施設の方向性	長寿命化及び検討	坂本・原生きがいセンターは、昭和５５年３月に建物が建築されてから４１年が経過し、建物自体の法定耐用年数である３１年を超えているため、今後も法定耐用年数を超えて施設を利用するためには、計画的に改修等を実施する必要があります。 利用者数は、令和元年度に地元の団体が利用を始めたことで増加に転じていますが、利用団体数としては引き続き減少傾向であるため、現在の施設を可能な範囲で維持しつつ、類似の機能を持つ近隣他施設への利用集約を含めて地元住民と協議しながら施設の今後の方向性を検討していきます。								
管理上の課題	施設の老朽化に伴い設備の故障が発生している状態であり、活動に支障が生じる場合には他施設を利用していただく旨の対応を依頼している状況です。										
参考施設データ		H29年度	H30年度	R1年度	特記事項						
	利用者数（人）	228	229	462							

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
3	入牧 生きがいセンター		消火器交換・ 廃棄		漏水修繕					消火器交換・ 廃棄	
			0		0					0	
		消火器内部点検							消火器内部点検		
	機能の方向性	維持	入牧生きがいセンターは、入牧生きがいセンター条例（平成18年安中市条例第112号）に基づき、地域の高齢者の生きがいづくりの場として設置された施設で、公立碓氷病院の入山出張診療所としての機能がある複合施設でもあります。 年間1,700人から2,000人の利用があるため、現在の施設の機能を引き続き維持していきます。								
	施設の方向性	長寿命化	入牧生きがいセンターは、平成27年3月に、現在の位置に建物を建て直してから6年が経過していますが、市の公共施設の中でも比較的新しい建物であるため、今後も計画的に改修等を実施することにより、法定耐用年数を超えて施設を利用することができるように施設の長寿命化を行っていきます。								
	管理上の課題	現時点において、大きな課題はありません。									
参考施設データ			H29年度	H30年度	R1年度	特記事項	入牧生きがいセンターは、公立碓氷病院入山出張診療所の機能を併せ持った複合施設です。				
		利用者数 （人）	2,003	1,681	1,322						

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）										
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	
4	ふれあいの家											
	自主点検											
	機能の方向性	維持	ふれあいの家は、安中市在宅重度心身障害者等デイサービスふれあいの家条例（平成18年安中市条例第121号）に基づき、在宅の重度心身障害者等の日常生活訓練、機能訓練等を行うことにより福祉の推進を図るために設置された施設です。 現在、施設の管理及び運営は、指定管理者が行っており、引き続き施設としての機能を維持していきます。									
	施設の方向性	長寿命化	ふれあいの家は、平成18年1月に建物が建築されてから15年が経過し、建物の法定耐用年数である15年を経過することとなるため、今後も計画的な改修等を実施することにより、法定耐用年数を超えて施設を利用することができるように施設の長寿命化を行っていきます。									
	管理上の課題	施設の設備としての浴槽が10年以上経過しているため、浴槽の修繕を行う必要があります。										
参考施設データ			H29年度	H30年度	R1年度	特記事項						
		利用者数 （人）	1,363	1,344	1,534							

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
5	ふくしの家										
	自主点検										
	機能の方向性	維持	ふくしの家は、安中市ふくしの家条例（平成１８年安中市条例第１０８号）に基づき、市民の福祉の増進を図り、福祉活動の拠点として市民の会議、研修等の利用に供するために設置された施設です。 施設は、現在、子育てサロン、ひきこもり支援、学習支援、会議等に活用されているため、引き続き施設としての機能を維持していきます。								
	施設の方向性	長寿命化	ふくしの家は、昭和６０年に建物が建築されてから３６年が経過し、当該建物の法定耐用年数（３１年）を超えて老朽化が進行していますが、耐震性について現行の耐震基準を満たしているため、今後、計画的に改修等を実施することにより、引き続き法定耐用年数を超えて施設を利用することができるように施設の長寿命化を行っていきます。								
	管理上の課題	建物が法定耐用年数を超えて、経年劣化が生じており、特に屋根からの雨漏りにより雨水の浸食が生じている箇所があるため、屋根の修繕を行う必要があります。 また、畳の表替え等の設備の更新を計画的に行う必要があります。									
	参考施設データ		H29年度	H30年度	R1年度	特記事項					
		利用者数 （人）	1,164	1,164	1,164						

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
6	障害児者生活サポートセンター	ウッドデッキ修繕									
		1									
	自主点検										
	機能の方向性	維持	障害児者生活サポートセンターは、安中市障害児者生活サポートセンター条例（平成２４年安中市条例第１号）に基づき、障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援するために設置された施設です。 現在、施設の管理及び運営は、指定管理者が行っており、引き続き施設としての機能を維持していきます。								
	施設の方向性	長寿命化	障害児者生活サポートセンターは、平成２４年３月に建物が建築されてから９年が経過していますが、市の公共施設の中でも比較的新しい建物であるため、今後も計画的に改修等を実施することにより、法定耐用年数を超えて施設を利用することができるように施設の長寿命化を行っていきます。								
管理上の課題	現時点において、大きな課題はありません。										
参考施設データ		H29年度	H30年度	R1年度	特記事項						
	利用者数（人）	3,563	3,429	3,439							

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）										
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	
7	障害者支援センター	床の張替え										
		0										
		自主点検										
	機能の方向性	維持	障害者支援センターは、安中市障害者支援センター条例（平成２８年安中市条例第４号）に基づき、障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援するために設置された施設です。 現在、施設の管理及び運営は、指定管理者が行っており、引き続き施設としての機能を維持していきます。									
	施設の方向性	長寿命化	障害者支援センターは、平成２８年２月に建物が建築されてから５年が経過していますが、市の公共施設の中でも比較的新しい建物であるため、今後も計画的に改修等を実施することにより、法定耐用年数を超えて施設を利用することができるように施設の長寿命化を行っていきます。									
	管理上の課題	現時点において、大きな課題はありません。										
参考施設データ			H29年度	H30年度	R1年度	特記事項						
		利用者数 （人）	9,896	10,191	9,689							

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
8	保健センター										
	各種点検										
	機能の方向性	維持及び方向性検討	保健センターは、安中市保健センター条例（平成１８年安中市条例第１２９号）に基づき、住民の健康の保持及び増進を図るために設置された施設です。 施設は、乳幼児及び成人の各種の健康診査の際に利用されるため、引き続き施設の機能を維持していきます。								
	施設の方向性	長寿命化及び方向性検討	保健センターは、昭和６１年３月に建物が建築されてから３５年が経過し、老朽化が進んでいますが、建物の法定耐用年数である５０年を経過していないため、今後も計画的に改修等を実施することにより、法定耐用年数を超えて施設を利用することができるように施設の長寿命化を行っていきます。								
	管理上の課題	保健センターの機能及び施設の方向性は、市役所庁舎の今後の方向性の検討を行う中で併せて検討していきます。									

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
9	松井田保健センター										
	各種点検										
	機能の方向性	維持	松井田保健センターは、安中市保健センター条例（平成１８年安中市条例第１２９号）に基づき、住民の健康の保持及び増進を図るために設置された施設です。 施設は、乳幼児及び成人の各種の健康診査の際に利用されるため、引き続き施設の機能を維持していきます。								
	施設の方向性	長寿命化	松井田保健センターは、昭和６２年３月に建物が建築されてから３４年が経過し、老朽化が進んでいますが、建物の法定耐用年数である５０年を経過していないため、今後も計画的に改修等を実施することにより、法定耐用年数を超えて施設を利用することができるように施設の長寿命化を行っていきます。								
	管理上の課題	空調設備については、松井田庁舎と併用しているため、松井田庁舎の更新の時期に合わせて更新を行う必要があります。 照明器具については、蛍光灯の安定器が生産されていないため、計画的にＬＥＤ照明に切り替える必要があります。									

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
10	地域福祉支援センター										
	各種点検										
	機能の方向性	維持	地域福祉支援センターは、安中市地域福祉支援センター条例（平成１８年安中市条例第１０７号）に基づき、高齢者及び障害者の生きがいつくり並びに自立促進等による地域住民の福祉を増進し、もって総合的な市民福祉サービスの向上を図るため、地域福祉支援の拠点として設置された施設です。 施設では、安中市社会福祉協議会による社会福祉事業及び介護保険事業、安中市シルバー人材センターによる職業紹介事業及び一般労働者派遣事業、ワークショップきぼう及びプラム作業所による障害福祉サービス事業を実施しており、引き続き施設の機能を維持していきます。								
	施設の方向性	長寿命化	地域福祉支援センターは、平成１４年１２月に建物が建築されてから１８年が経過し、老朽化が進んでいますが、建物の法定耐用年数である３１年を経過していないため、今後も計画的に改修等を実施することにより、法定耐用年数を超えて施設を利用することができるように施設の長寿命化を行っていきます。								
	管理上の課題	１階エレベーター前の防火スクリーンの手動開閉装置内の復旧装置及び２階防火シャッターの降下機能に不良が生じているため、修繕が必要です。 屋外の鉄骨階段がサビ等により劣化しています。									

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
11	光陽館										
	職員による目視点検										
	機能の方向性	維持	光陽館は、安中市光陽館及びゆうあい館条例（平成１８年安中市条例第１２４号）に基づき、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして総合的な活動を行い、更なる啓発活動を推進するために設置された施設です。 施設は、貸館事業についても積極的にを行い、幅広い年齢層に利用されており、災害時における指定避難所としても指定されているため、引き続き施設の機能を維持していきます。								
	施設の方向性	長寿命化	光陽館は、昭和５６年４月に建物が建築されてから４０年が経過し、建物の法定耐用年数である３１年を超えている状態ですが、平成２１年度に建物の大規模改修を行いましたので、今後、目視により施設の外部及び内部を点検することにより、劣化の度合いを把握して施設の安全性の確保に努めます。 また、建物の耐震基準は、旧耐震基準に基づいているため、引き続き施設を維持していくためには、耐震補強を行う必要性があります。								
	管理上の課題	エレベーター及び自動ドアの設置並びに施設内の段差の解消を目的としたバリアフリー化を実施する必要があります。									
	参考施設データ		H29年度	H30年度	R1年度	特記事項					
		利用者数 （人）	11,673	11,509	10,736						

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
12	ゆうあい館										
	職員による目視点検										
	機能の方向性	維持	ゆうあい館は、安中市光陽館及びゆうあい館条例（平成１８年安中市条例第１２４号）に基づき、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして総合的な活動を行い、更なる啓発活動を推進するために設置された施設です。 施設は、貸館事業についても積極的に行い、幅広い年齢層に利用されているため、引き続き施設の機能を維持していきます。								
	施設の方向性	長寿命化	ゆうあい館は、昭和６１年３月に建物が建築されてから３５年が経過し、建物の法定耐用年数である３１年を超過している状態ですが、平成１６年度に建物の大規模改修を行いましたので、今後、目視により施設の外部及び内部を点検することにより、劣化の度合いを把握して施設の安全性の確保に努めます。 また、建物の耐震基準は、新耐震基準に基づいていますが、今後、施設の老朽化が進んだ場合に当該施設を維持するために大規模な改修を行う必要性があります。								
	管理上の課題	エレベーターの設置並びに施設内の段差の解消を目的としたバリアフリー化を実施する必要があります。									
	参考施設データ		H29年度	H30年度	R1年度	特記事項	2階の屋根の雨漏りの修理について、令和４年度中の実施を予定しています。				
		利用者数 （人）	5,095	4,981	4,539						

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
13	恵みの湯	空調設備更新等	西側脱衣室全熱交換器更新	駐車場照明LED化	非常用発電機更新						温泉水槽更新
		54	1	1	4						12
		定期点検									
	機能の方向性	維持	恵みの湯については、安中市健康増進施設恵みの湯条例（平成18年条例第109号）により「市民等の健康増進及び福祉の向上を図るとともに、地域間交流を促進すること」を目的として設置され、市内外問わず多くの利用客から利用されています。 平成13年の開館以降、年間利用客はおおむね20万人程度であり人口が減少傾向にある近年においても施設の利用率は高く、市民等の健康増進及び交流活動の拠点として広く利用されています。今後も施設を安定的に利用することができる状態にする必要があるため、必要な補修を計画的に行い、利用者の利便性の向上を図ります。								
	施設の方向性	長寿命化	平成13年に建築され、現在までに真空式温水器（ボイラー）更新工事（平成28年度）、脱衣室エアコン更新工事（平成30年度）、スチームサウナ用電気ボイラー更新工事、厨房エアコン更新工事（令和元年度）等の大規模な修繕を実施してきました。 今後も施設の長寿命化及び利用者の利便性向上、維持管理コストの削減を図るため、空調設備全体の更新、温泉水槽更新、駐車場照明LED化、非常用発電機更新といった大規模な修繕・更新工事が必要です。空調設備は、現在使用している冷媒が国により令和2年以降補充用途も含めて全廃することから、早急に更新工事を行う必要があります。 他の設備等に関しても計画的な改修等を行い施設の長寿命化を図ります。								
管理上の課題	現在、建物の主体構造の問題は生じていませんが、平成13年に施設が開館して以来、設備の耐用年数が大幅に超過していることから各設備の計画的な更新が必要です。既に耐用年数を超過している施設内の各設備を計画的に更新していくことで突然の休館による減収を避けることができます。 特に空調設備については、空調設備に不可欠の冷媒が補充用途に限っても全廃という国の方針が変わらないことから早急な設備更新が迫られています。 給湯用膨張タンクについては、ダイヤフラムが破損し、給湯圧力の上昇を吸収できていない状態です。不具合があるとボイラーが破損する恐れがあり危険です。 駐車場の照明設備については、設置後の耐用年数が超過しているため、LED照明に切り替える等の省エネルギー対策を踏まえた更新が必要と考えます。 非常用発電機及び全熱交換器については、開館から20年が経過するため、耐用年数の超過による緊急時の不具合が発生しないように予防保全の観点から更新する必要があると考えます。 温泉水槽の更新については、将来的に耐用年数を超過するため、今後更新を行う必要があります。 今後も経年劣化に伴う大規模な設備の更新や建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条に基づく定期検査により指摘された天井、床、外壁、内装等の補修を計画的に行っていく必要があります。										
参考施設データ		H29年度	H30年度	R1年度	特記事項						
	利用者数（人）	211,398	198,777	196,414							

(8) 行政系施設

施設情報			代表建物情報									
No.	施設名称	延床面積 (㎡)	構造	建築 年度	法定耐 用年数	耐震 基準	耐震 性能	老朽化 状況	構造 性能	大規模 改修状況	福祉 性能	総合 評価
1	市役所庁舎（新庁舎）	-	-	-	-	新耐震	A	A	A	A	A	A
2	市役所庁舎	6,947.75	RC	1959	50	旧耐震	E	E	A	E	B	E
3	谷津庁舎	1,687.95	RC	1983	50	新耐震	A	D	A	E	B	C
4	松井田庁舎	5,657.06	RC	1991	50	新耐震	A	C	A	D	A	C
5	旧建設部分室（行政財産分）	131.29	RC	1958	50	旧耐震	E	E	A	E	E	E
6	消防詰所（1-1）	107.35	木造	2001	24	新耐震	A	D	E	E	E	C
7	消防詰所（1-2）	82.50	木造	2014	24	新耐震	A	B	E	E	E	B
8	消防詰所（2-1）	88.59	木造	1988	24	新耐震	A	E	E	E	E	C
9	消防詰所（2-2）	88.59	木造	1990	24	新耐震	A	E	E	E	E	C
10	消防詰所（2-3）	88.59	木造	1988	24	新耐震	A	E	E	E	E	C
11	消防詰所（2-4）	46.37	木造	1979	24	旧耐震	E	E	E	E	E	E
12	消防詰所（3-1）	107.33	木造	2013	24	新耐震	A	B	E	A	E	B
13	消防詰所（3-2）	107.35	木造	2002	24	新耐震	A	D	E	E	E	C
14	消防詰所（4-1）	107.33	木造	2012	24	新耐震	A	B	E	A	E	B
15	消防詰所（4-2）	88.59	木造	1988	24	新耐震	A	E	E	E	E	C
16	消防詰所（4-3）	92.43	木造	2007	24	新耐震	A	C	E	A	E	B
17	消防詰所（4-4）	88.59	木造	1990	24	新耐震	A	E	E	E	E	C
18	消防詰所（5-1）	88.60	木造	1994	24	新耐震	A	E	E	E	E	C
19	消防詰所（5-2）	88.59	木造	1990	24	新耐震	A	E	E	E	E	C
20	消防詰所（5-3）	107.33	木造	2010	24	新耐震	A	B	E	A	D	B
21	消防詰所（6-1）	99.63	木造	1988	24	新耐震	A	E	E	E	E	C
22	消防詰所（7-1）	107.33	木造	1998	24	新耐震	A	D	E	E	E	C
23	消防詰所（7-2）	95.23	木造	1997	24	新耐震	A	E	E	E	E	C
24	消防詰所（7-3）	82.50	木造	2016	24	新耐震	A	A	E	E	E	B
25	消防詰所（旧7-3）	46.37	木造	1977	24	旧耐震	E	E	E	E	E	E
26	消防詰所（8-1）	107.33	木造	2000	24	新耐震	A	D	E	E	E	C
27	消防詰所（8-2）	88.60	木造	1995	24	新耐震	A	E	E	E	E	C
28	消防詰所（8-3）	102.38	木造	1998	24	新耐震	A	D	E	E	E	C
29	消防詰所（9-1）	92.43	木造	2015	24	新耐震	A	B	E	A	E	B
30	消防詰所（旧9-1）	60.63	鉄骨造	不明	38	旧耐震	E	E	C	E	E	E
31	消防詰所（9-2）	87.04	木造	2017	24	新耐震	A	A	E	E	E	B
32	消防詰所（10-1）	92.43	木造	2006	24	新耐震	A	C	E	A	E	B
33	消防詰所（旧10-1）	22.50	CB	不明	41	旧耐震	E	E	E	E	E	E
34	消防詰所（10-2）	53.00	CB	1978	41	旧耐震	E	D	E	E	E	E
35	消防詰所（11-1）	107.33	木造	2008	24	新耐震	A	C	E	A	E	B
36	消防詰所（11-2）	82.50	木造	2013	24	新耐震	A	B	E	A	E	B
37	消防詰所（旧11-2）	54.76	CB	不明	41	旧耐震	E	E	E	E	E	E
38	消防詰所（12-1）上人見	43.81	木造	1978	24	旧耐震	E	E	E	E	E	E
39	消防詰所（12-1）下人見	72.00	鉄骨造	1983	38	新耐震	A	E	C	E	E	C
40	消防詰所（12-2）	51.84	鉄骨造	1975	38	旧耐震	E	E	C	E	E	E
41	消防詰所（12-3）	107.33	木造	2011	24	新耐震	A	B	E	A	E	B
42	消防詰所（13-1）下増田	54.23	木造	1988	24	新耐震	A	E	E	E	E	C
43	消防詰所（13-1）高梨子	70.03	鉄骨造	1990	38	新耐震	A	D	C	E	E	C
44	消防詰所（13-2）小日向	48.70	木造	1979	24	旧耐震	E	E	E	E	E	E
45	消防詰所（13-2）国衛	102.68	木造	不明	24	旧耐震	E	E	E	E	E	E
46	消防詰所（14-1）	72.86	木造	1993	24	新耐震	A	E	E	E	E	C
47	消防詰所（14-2）	72.87	木造	1992	24	新耐震	A	E	E	E	E	C
48	下後閑水防倉庫	34.01	CB	2001	34	新耐震	A	C	E	E	E	C
49	消費生活センター	227.90	鉄骨造	2010	38	新耐震	A	B	C	A	B	A
50	野生動物監視センター	52.44	木造	2002	24	新耐震	A	D	E	E	E	C
51	松井田野生動物監視センター	49.68	木造	2006	24	新耐震	A	C	E	A	E	B

【行政系施設における対策の優先順位の考え方】

行政系施設における対策の優先順位の考え方は、次のとおりです。

(1) 庁舎

庁舎のうち、市役所庁舎については、老朽化が進んでおり、更に耐震強度不足も指摘されているため、災害時の拠点機能並びに市民の生命及び財産を守る機能を果たす必要があります。そのため、令和7年度に新たな庁舎に建て替える予定です。

(2) 消防施設

消防施設については、災害時の救助・復旧活動の拠点となることを踏まえ、普段からの点検及び維持管理を重視し、予防保全を踏まえた計画的な修繕等を実施し、長寿命化を図ります。

また、各部に整備されている消防詰所については、厳しい財政状況を考慮し、施設の集約、建て替え、大規模改修等の必要性を総合的に判断した上で対策を講じていきます。

施設の集約等に当たっては、消防団組織の統合等と併せて実施する必要があるため、別に定める安中市消防団再編計画に基づき、次のアからウまでの内容について優先順位を設定して対策を行います。

ア 合併以降、部の統合が停滞していた分団について、施設の更新が進められないため、分団の集約を行い、適正な部の配置を目指します。

イ 施設の築年数、現在の団員数及び今後の人口減少を考慮し、適正な消防団の配置を検討し、集約が必要な分団については、必要な対策を講じていきます。

ウ 建物の耐震性能が旧耐震基準となっている施設については、地域における消防防災活動の拠点としての機能を果たしつつ、効率的な消防団の運用を目指して、適切な対策を講じていきます。

(3) その他行政系施設

その他行政系施設（消費生活センター、野生動物監視センター及び松井田野生動物監視センター）に対する対策の優先順位の考え方については、今後の維持管理の方向性、建物性能及び利用状況を踏まえて総合的に判断していきます。

【個別施設の表中の長寿命化対策等に係る対策費用について】

個別施設の表中の長寿命化対策等に係る対策費用については、百万円単位で記載して

おり、百万円に満たない金額について、50万円以上の場合は切上げを行い、50万円未満の場合は切下げを行って記載しています。また、全体の対策費用が50万円未満の場合は、切下げを行い、「0」と記載しています。

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
1	市役所庁舎 （新庁舎）		基本設計	実施設計	建設工事	建設工事	供用開始				
				186	2,206	2,592					
							空調設備、消防設備、自動ドア、エレベーター等の各種点検				
	機能の方向性	維持	現在の市役所庁舎は老朽化が進んでおり、耐震化も未実施であることから、令和7年度に新たな庁舎に建て替える予定です。新庁舎は、機能的でありながらも、可能な限り建設費を抑えられるシンプルでコンパクトな建設規模や構造を採用し、将来の財政負担を減らすことを最優先としつつ、環境に配慮し、既存庁舎も活かした、新しいまちづくりの核となる庁舎を目指します。 新庁舎のコンセプト 大きな方向性 既存庁舎を活かした機能的で「シンプル・コンパクト」なSDGs型庁舎 方向性① 将来の財政負担の軽減が図れるシンプルでコンパクトな庁舎 方向性② 使いやすい（バリアフリーやユニバーサルデザイン）・わかりやすい（駐車場からの動線や部署配置をわかりやすくする）・動かしやすい（オープンフロアオフィス）庁舎 方向性③ 人と環境にやさしいSDGs型庁舎 方向性④ 既存庁舎を活かした新しいまちづくりの核となる庁舎 【窓口機能】 市民の利便性の向上を図り、誰もが快適で安全に利用できるよう機能的な窓口環境の整備、バリアフリーやユニバーサルデザインを積極的に導入します。 【行政事務機能】 業務の関連が深い部局を集約しながら、適切な会議室や収納スペース等を配置し、効率の良い執務環境空間を目指すとともに、施設の延床面積を縮減します。 【環境負荷低減機能】 SDGsの理念や脱炭素等の環境に配慮した機能を整備します。環境負荷の低減を図り、一次エネルギー消費量を50%以上削減する「ZEB Ready」の達成を目指します。 【ユニバーサルデザイン】 シンプルな平面計画など、ユニバーサルデザインを導入し、高齢者や障がい者をはじめ、来庁者や職員の誰もが快適で安全に利用できる庁舎にします。 【議会機能】 議場の雰囲気明るく開放的で、気軽に足を運べるような動線とし、議場を使用しない時期については、市民がホール等として活用できるようにします。 【維持管理機能】 建物の長寿命化、維持管理費用、修繕や更新費用などのライフサイクルコストの縮減を考慮した経済効率の高い庁舎にします。 【セキュリティ機能】 執務スペースや通路等のゾーニングを明確にするとともに、カウンター形状や配置を工夫することでセキュリティ機能を高めます。 【DXシステム機能】 マイナンバーカードやスマートフォンなどを活用した申請手続の簡素化、窓口予約ができるシステム等の導入を検討します。 【感染症対策機能】 感染を拡大するリスクが高い状況避けるため、「非密閉」、「非交差」、「非接触」を最大限考慮した設えとします。 【防災機能】 災害発生時に災害対策本部を速やかに設置し、関係機関と連携した円滑な災害対策活動や情報の収集・共有・発信ができるよう、必要な設備・機器類に対応できる災害対策本部室等を設置します。災害対策本部室等は、防災担当課の近隣に配置することにより、迅速な初動対応や応急対策が実施できる体制を構築します。また、災害対策本部が指揮系統の中枢として機能を発揮できるよう、無線室等の機能上重要な諸室を災害対策本部室等に近接させて配置します。								
施設の方向性	長寿命化及び維持	現在の市役所庁舎は、①旧庁舎、②中庁舎、③保健センター、④西庁舎、⑤南庁舎の主に5つの建物で構成されています。そのうち、①旧庁舎は昭和34年に建築されてから60年以上が経過し、②中庁舎は昭和44年、④西庁舎は昭和39年に建築されてからそれぞれ50年以上が経過しています。老朽化が進んでいますが、耐震化は未実施となっており、上記のとおり市役所庁舎が担うべき機能を確保するため、令和7年度に新たな庁舎に建て替える予定です。 新庁舎は、建物の長寿命化、維持管理費用、修繕や更新費用などのライフサイクルコストの縮減を考慮した経済効率の高い庁舎にします。									
管理上の課題	なし										

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
2	市役所庁舎			南庁舎空調設備リース	南庁舎空調設備リース	南庁舎空調設備リース	南庁舎空調設備リース	南庁舎空調設備リース	南庁舎空調設備リース	南庁舎空調設備リース	南庁舎空調設備リース
				1	6	6	6	6	6	6	6
		空調設備、消防設備、自動ドア、エレベーター等の各種点検									
	機能の方向性	維持及び検討	令和7年度に、旧安中高校跡地に完成する予定の新しい庁舎へ移転するまでの間、市役所庁舎として機能の維持に努めていきます。 新しい庁舎へ庁舎機能が移転した後、既存の南庁舎部分を活用しつつ、庁舎機能の一部を維持するかどうか、近隣商業施設との相乗効果を図った商業施設のモール化や公園、文化活動の場、市民参加型のイベント広場として整備を行うなど、西毛広域幹線道路沿線の賑わいを創出することを目的として、今後、様々な可能性を検討していきます。								
	施設の方向性	維持及び検討並びに廃止	市役所庁舎については、①旧庁舎、②中庁舎、③保健センター、④西庁舎、⑤南庁舎の主に5つの建物で構成されており、そのうち、旧庁舎は昭和34年に建築されてから60年以上が経過し、中庁舎は昭和44年、西庁舎は昭和39年に建築されてからそれぞれ50年以上が経過し、建物の老朽化が進んでいます。 令和7年度に、旧安中高校跡地に完成する予定の新しい庁舎へ移転するまでの間、市役所庁舎としての施設を維持していきます。 新しい庁舎へ移転した後、旧庁舎、中庁舎、保健センター及び西庁舎については順次解体を進めていく予定で、南庁舎については西毛広域幹線道路沿線の賑わいを創出することを目的として、民間企業への貸付けを含めて、今後の活用の方向性を検討していきます。								
	管理上の課題	旧庁舎、中庁舎、保健センター及び西庁舎については、建物の経年劣化に伴う老朽化が進行し、空調、水道及び電気等の施設の基盤に係る部分の故障が増え、また、建物の外壁の一部が剥がれる等の建物自体の劣化が顕在化しているため、市役所庁舎としての本来の機能を維持することができるように必要な改修等を行う必要があります。									

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
3	谷津庁舎										
	自動ドア、エレベーター等の各種点検										
	機能の方向性	維持	平成19年に東京電力安中営業所として使用されていた建物を購入し、現時点において、1階部分には上下水道部に属する3つの課（上水道事務課、上水道工務課及び下水道課）が配置されており、2階部分には一般社団法人安中市医師会が事業として設置している在宅医療相談室及び福祉課が事業として設置していることと発達相談室があり、それ以外のスペースは、会議室及び倉庫として活用しています。 谷津庁舎については、現時点における上下水道部の拠点としての機能を引き続き維持していきます。								
	施設の方向性	維持	建物については、昭和59年に建設され、築年数が30年以上経過していますが、建物の法定耐用年数（50年）を経過していないため、今後も計画的な改修等を行い施設の長寿命化を図ります。								
	管理上の課題	今後、市役所庁舎の整備に係る検討の中で、谷津庁舎の施設としての位置付けが変わる場合は、機能及び施設の方向性について改めて検討を行う可能性があります。									

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
4	松井田庁舎		空調設計委託	空調更新、劣化診断・保全計画	受変電設備	エレベーター更新	送風機ユニット更新				
			4	35	16	16	1				
	自動ドア、エレベーター等の各種点検										
	機能の方向性	維持	松井田庁舎については、1階に松井田支所に属する2つの課（総務管理課及び住民福祉課）、産業環境部に属する2つの課（農林課及び観光経済課）及び建設部に属する1つの係（土木課工務2係）並びに松義台地土地改良区の事務所が配置され、2階に教育部に属する3つの課（総務課、学校教育課及び生涯学習課）及び安中市社会福祉協議会松井田支所が配置されています。 松井田庁舎については、松井田地区の市民に対する行政サービスを提供する拠点として、現時点における上記の機能を引き続き維持していきます。								
	施設の方向性	維持	松井田庁舎は、平成3年度に建築され、建築後30年が経過していますが、建物の法定耐用年数である50年を経過しておらず、建物が著しく老朽化している訳ではありません。 屋根、外壁等については、現在までに大きな損耗は見受けられませんが、経年に伴う老朽化が進んでいますので、施設の点検を行う中で、必要な予防安全措置を行い、施設としての長寿命化を図っていきます。また、今後、大規模改修を行うタイミングの指標となる建築後30年を経過するに当たり、大規模改修を行う必要があるかどうかを具体的に検討していきます。								
	管理上の課題	空調設備、受変電設備、エレベーター設備等の大規模設備について、今後、経年に伴う更新を計画的に行っていく必要があります。 2階の天井の複数の場所で雨漏りが発生しているため、原因の調査と対策が必要になっています。 照明器具について、蛍光灯の安定器が生産されていないため、計画的にLED照明に切り替える必要があります。									

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
5	旧建設部分室 （行政財産分）	維持管理及び検討									
	目視による点検										
	機能の方向性	維持	旧建設部分室は、平成17年3月25日付けで前橋地方法務局安中出張所が廃止されたことに伴って、市が買い受けた建物であり、建物の部屋の区分に応じて行政財産の位置付けとしての倉庫部分と普通財産の位置付けとしての空きスペースに分かれています。 行政財産の位置付けとしての倉庫部分については、引き続き倉庫としての機能を維持していきます。								
	施設の方向性	長寿命化 及び検討	旧建設部分室は、昭和44年3月に建築されてから52年が経過し、現時点における建物の築年数が建物の法定耐用年数である50年を経過しているため、安全に施設を使用するために日頃から施設の点検を行う必要があります。当面の間は、施設の維持管理をしながら、今後、法定耐用年数を超えて使用するための修繕等を行うかどうかについての検討を行っていきます。								
	管理上の課題	現時点において建物の築年数が法定耐用年数を超えているため、施設を安全に使用するために日頃から建物に異状がないかどうかを確認しておく必要があります。 施設の利用目的が限定的であるため、今後、施設の長寿命化のための修繕等を行うかどうかについて検討を行う必要があります。									

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
6	消防詰所 (1-1)	維持管理									
		目視による点検									
	機能の方向性	維持	安中市消防団では、各分団に設置された1つの部に対して1つの消防詰所を整備しています。 消防施設については、災害時の救助・復旧活動の拠点としての役割があるため、安中地区を担当する安中市消防団第1分団第1部の消防詰所としての機能を維持していきます。								
	施設の方向性	維持	現時点における建物の築年数が法定耐用年数を経過していないため、日頃から施設の点検を行うことにより引き続き建物の適切な維持管理を行い、今後、法定耐用年数を超えて使用することができるよう計画的に修繕等を実施することにより施設の長寿命化を図ります。								
管理上の課題	現時点において建物の築年数が法定耐用年数を経過していませんが、老朽化が進行しつつあるため、今後、修繕、大規模改修又は建て替えが必要となる可能性があります。また、消防団員の数が減少傾向にあるため、所属する消防団員の数等の状況を見ながら、必要に応じて施設の統合又は廃止を検討する可能性があります。										

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
7	消防詰所 (1－2)	維持管理									
		目視による点検									
	機能の方向性	維持	安中市消防団では、各分団に設置された1つの部に対して1つの消防詰所を整備しています。 消防施設については、災害時の救助・復旧活動の拠点としての役割があるため、安中地区を担当する安中市消防団第1分団第2部の消防詰所としての機能を維持していきます。								
	施設の方向性	維持	現時点における建物の築年数が法定耐用年数を経過していないため、日頃から施設の点検を行うことにより引き続き建物の適切な維持管理を行い、今後、法定耐用年数を超えて使用することができるよう計画的に修繕等を実施することにより施設の長寿命化を図ります。								
管理上の課題	耐震性及び老朽化に問題はありますが、消防団員の数が減少傾向にあるため、所属する消防団員の数等の状況を見ながら、必要に応じて施設の統合又は廃止を検討する可能性があります。										

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
8	消防詰所 （2－1）	維持管理									
		目視による点検									
	機能の方向性	維持	安中市消防団では、各分団に設置された1つの部に対して1つの消防詰所を整備しています。 消防施設については、災害時の救助・復旧活動の拠点としての役割があるため、原市地区を担当する安中市消防団第2分団第1部の消防詰所としての機能を維持していきます。								
	施設の方向性	維持	現時点において建物の築年数が法定耐用年数を経過しているため、今後も法定耐用年数を超えて使用することができるよう計画的に修繕等を実施することにより施設の長寿命化を図ります。								
	管理上の課題	現時点において建物の築年数が法定耐用年数を経過し、老朽化が進行しているため、今後、修繕、大規模改修又は建て替えが必要となる可能性があります。また、消防団員の数が減少傾向にあるため、所属する消防団員の数等の状況を見ながら、必要に応じて施設の統合又は廃止を検討する可能性があります。									

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
9	消防詰所 （2－2）	維持管理									
		目視による点検									
	機能の方向性	維持	安中市消防団では、各分団に設置された1つの部に対して1つの消防詰所を整備しています。 消防施設については、災害時の救助・復旧活動の拠点としての役割があるため、原市地区を担当する安中市消防団第2分団第2部の消防詰所としての機能を維持していきます。								
	施設の方向性	維持	現時点において建物の築年数が法定耐用年数を経過しているため、今後も法定耐用年数を超えて使用することができるよう計画的に修繕等を実施することにより施設の長寿命化を図ります。								
	管理上の課題	現時点において建物の築年数が法定耐用年数を経過し、老朽化が進行しているため、今後、修繕、大規模改修又は建て替えが必要となる可能性があります。また、消防団員の数が減少傾向にあるため、所属する消防団員の数等の状況を見ながら、必要に応じて施設の統合又は廃止を検討する可能性があります。									

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
10	消防詰所 （2－3）	維持管理（旧施設）		候補地調査	用地取得等	統合施設建設	旧施設解体	維持管理（新施設）			
					金額未定	31	2				
		目視による点検									
	機能の方向性	統合 （集約）	建物の法定耐用年数の超過及び消防団員数の減少を受け、原市地区を担当する安中市消防団第2分団第3部及び第4部を統合し、統合後の新たな安中市消防団第2分団第3部の消防詰所を令和7年度に建て替える予定です。また、建て替え後、現在の施設については、令和8年度に解体する予定です。								
	施設の方向性	統合 （集約）									
管理上の課題	現時点において建物の築年数が法定耐用年数を経過し、老朽化が進行しているため、今後、統合後の新たな安中市消防団第2分団第3部の消防詰所を建設するまでの間に修繕、大規模改修又は建て替えが必要となる可能性があります。また、消防団員の数が減少傾向にあるため、所属する消防団員の数等の状況を見ながら、必要に応じて施設の統合又は廃止を検討する可能性があります。										

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
11	消防詰所 （2－4）	維持管理				統合施設建設	旧施設解体				
							2				
		目視による点検									
	機能の方向性	統合 （集約）	建物の法定耐用年数の超過及び消防団員数の減少を受け、原市地区を担当する安中市消防団第2分団第3部及び第4部を統合し、統合後の新たな安中市消防団第2分団第3部の消防詰所を令和7年度に建て替える予定です。また、建て替え後、現在の施設については、令和8年度に解体する予定です。								
	施設の方向性	統合 （廃止）									
	管理上の課題	建物が旧耐震基準（昭和56年の建築基準法の改正前の基準に基づく耐震基準をいいます。）に基づいて建築されており、現時点において、建物の築年数が法定耐用年数を経過し、老朽化が進行しているため、今後、統合後の新たな安中市消防団第2分団第3部の消防詰所を建設するまでの間に修繕、大規模改修又は建て替えが必要となる可能性があります。また、消防団員の数が減少傾向にあるため、所属する消防団員の数等の状況を見ながら、必要に応じて施設の統合又は廃止を検討する可能性があります。									

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
12	消防詰所 （3－1）	維持管理									
	目視による点検										
	機能の方向性	維持	安中市消防団では、各分団に設置された1つの部に対して1つの消防詰所を整備しています。 消防施設については、災害時の救助・復旧活動の拠点としての役割があるため、磯部地区を担当する安中市消防団第3分団第1部の消防詰所としての機能を維持していきます。								
	施設の方向性	維持	現時点における建物の築年数が法定耐用年数を経過していないため、日頃から施設の点検を行うことにより引き続き建物の適切な維持管理を行い、今後、法定耐用年数を超えて使用することができるよう計画的に修繕等を実施することにより施設の長寿命化を図ります。								
	管理上の課題	耐震性及び老朽化に問題はありませんが、消防団員の数が減少傾向にあるため、所属する消防団員の数等の状況を見ながら、必要に応じて施設の統合又は廃止を検討する可能性があります。									

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
13	消防詰所 （3－2）	維持管理									
		目視による点検									
	機能の方向性	維持	安中市消防団では、各分団に設置された1つの部に対して1つの消防詰所を整備しています。 消防施設については、災害時の救助・復旧活動の拠点としての役割があるため、磯部地区を担当する安中市消防団第3分団第2部の消防詰所としての機能を維持していきます。								
	施設の方向性	維持	現時点における建物の築年数が法定耐用年数を経過していないため、日頃から施設の点検を行うことにより引き続き建物の適切な維持管理を行い、今後、法定耐用年数を超えて使用することができるよう計画的に修繕等を実施することにより施設の長寿命化を図ります。								
	管理上の課題	現時点において建物の築年数が法定耐用年数を経過していませんが、老朽化が進行しつつあるため、今後、修繕、大規模改修又は建て替えが必要となる可能性があります。また、消防団員の数が減少傾向にあるため、所属する消防団員の数等の状況を見ながら、必要に応じて施設の統合又は廃止を検討する可能性があります。									

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
14	消防詰所 （４－１）	維持管理									
		目視による点検									
	機能の方向性	維持	安中市消防団では、各分団に設置された１つの部に対して１つの消防詰所を整備しています。 消防施設については、災害時の救助・復旧活動の拠点としての役割があるため、東横野地区を担当する安中市消防団第４分団第１部の消防詰所としての機能を維持していきます。								
	施設の方向性	維持	現時点における建物の築年数が法定耐用年数を経過していないため、日頃から施設の点検を行うことにより引き続き建物の適切な維持管理を行い、今後、法定耐用年数を超えて使用することができるよう計画的に修繕等を実施することにより施設の長寿命化を図ります。								
管理上の課題	耐震性及び老朽化に問題はありませんが、消防団員の数が減少傾向にあるため、所属する消防団員の数等の状況を見ながら、必要に応じて施設の統合又は廃止を検討する可能性があります。										

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
15	消防詰所 （4－2）	維持管理									
		目視による点検									
	機能の方向性	維持	安中市消防団では、各分団に設置された1つの部に対して1つの消防詰所を整備しています。 消防施設については、災害時の救助・復旧活動の拠点としての役割があるため、東横野地区を担当する安中市消防団第4分団第2部の消防詰所としての機能を維持していきます。								
	施設の方向性	維持	現時点において建物の築年数が法定耐用年数を経過しているため、今後も法定耐用年数を超えて使用することができるよう計画的に修繕等を実施することにより施設の長寿命化を図ります。								
	管理上の課題	現時点において建物の築年数が法定耐用年数を経過し、老朽化が進行しているため、今後、修繕、大規模改修又は建て替えが必要となる可能性があります。また、消防団員の数は、減少傾向にあるため、所属する消防団員の数等の状況を見ながら、必要に応じて施設の統合又は廃止を検討する可能性があります。									

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
16	消防詰所 （4－3）	維持管理									
	目視による点検										
	機能の方向性	維持	安中市消防団では、各分団に設置された1つの部に対して1つの消防詰所を整備しています。 消防施設については、災害時の救助・復旧活動の拠点としての役割があるため、東横野地区を担当する安中市消防団第4分団第3部の消防詰所としての機能を維持していきます。								
	施設の方向性	維持	現時点における建物の築年数が法定耐用年数を経過していないため、日頃から施設の点検を行うことにより引き続き建物の適切な維持管理を行い、今後、法定耐用年数を超えて使用できるように計画的に修繕等を実施することにより施設の長寿命化を図ります。								
	管理上の課題	耐震性及び老朽化に問題はありませんが、消防団員の数が減少傾向にあるため、所属する消防団員の数等の状況を見ながら、必要に応じて施設の統合又は廃止を検討する可能性があります。									

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
17	消防詰所 （４－４）	維持管理									
	目視による点検										
	機能の方向性	維持	安中市消防団では、各分団に設置された１つの部に対して１つの消防詰所を整備しています。 消防施設については、災害時の救助・復旧活動の拠点としての役割があるため、東横野地区を担当する安中市消防団第４分団第４部の消防詰所としての機能を維持していきます。								
	施設の方向性	維持	現時点において建物の築年数が法定耐用年数を経過しているため、今後も法定耐用年数を超えて使用することができるよう計画的に修繕等を実施することにより施設の長寿命化を図ります。								
	管理上の課題	現時点において建物の築年数が法定耐用年数を経過し、老朽化が進行しているため、今後、修繕、大規模改修又は建て替えが必要となる可能性があります。また、消防団員の数が減少傾向にあるため、所属する消防団員の数等の状況を見ながら、必要に応じて施設の統合又は廃止を検討する可能性があります。									

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
18	消防詰所 （5－1）	維持管理									
		目視による点検									
	機能の方向性	維持	安中市消防団では、各分団に設置された1つの部に対して1つの消防詰所を整備しています。 消防施設については、災害時の救助・復旧活動の拠点としての役割があるため、岩野谷地区を担当する安中市消防団第5分団第1部の消防詰所としての機能を維持していきます。								
	施設の方向性	維持	現時点において建物の築年数が法定耐用年数を経過しているため、今後も法定耐用年数を超えて使用することができるよう計画的に修繕等を実施することにより施設の長寿命化を図ります。								
	管理上の課題	現時点において建物の築年数が法定耐用年数を経過し、老朽化が進行しているため、今後、修繕、大規模改修又は建て替えが必要となる可能性があります。また、消防団員の数が減少傾向にあるため、所属する消防団員の数等の状況を見ながら、必要に応じて施設の統合又は廃止を検討する可能性があります。									

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
19	消防詰所 （5－2）	維持管理									
		目視による点検									
	機能の方向性	維持	安中市消防団では、各分団に設置された1つの部に対して1つの消防詰所を整備しています。 消防施設については、災害時の救助・復旧活動の拠点としての役割があるため、岩野谷地区を担当する安中市消防団第5分団第2部の消防詰所としての機能を維持していきます。								
	施設の方向性	維持	現時点において建物の築年数が法定耐用年数を経過しているため、今後も法定耐用年数を超えて使用することができるよう計画的に修繕等を実施することにより施設の長寿命化を図ります。								
	管理上の課題	現時点において建物の築年数が法定耐用年数を経過し、老朽化が進行しているため、今後、修繕、大規模改修又は建て替えが必要となる可能性があります。また、消防団員の数が減少傾向にあるため、所属する消防団員の数等の状況を見ながら、必要に応じて施設の統合又は廃止を検討する可能性があります。									

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
20	消防詰所 （5－3）	維持管理									
		目視による点検									
	機能の方向性	維持	安中市消防団では、各分団に設置された1つの部に対して1つの消防詰所を整備しています。 消防施設については、災害時の救助・復旧活動の拠点としての役割があるため、岩野谷地区を担当する安中市消防団第5分団第3部の消防詰所としての機能を維持していきます。								
	施設の方向性	維持	現時点における建物の築年数が法定耐用年数を経過していないため、日頃から施設の点検を行うことにより引き続き建物の適切な維持管理を行い、今後、法定耐用年数を超えて使用することができるよう計画的に修繕等を実施することにより施設の長寿命化を図ります。								
管理上の課題	耐震性及び老朽化に問題はありませんが、消防団員の数が減少傾向にあるため、所属する消防団員の数等の状況を見ながら、必要に応じて施設の統合又は廃止を検討する可能性があります。										

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
21	消防詰所 （6－1）	維持管理									
		目視による点検									
	機能の方向性	維持	安中市消防団では、各分団に設置された１つの部に対して１つの消防詰所を整備しています。 消防施設については、災害時の救助・復旧活動の拠点としての役割があるため、板鼻地区を担当する安中市消防団第６分団第１部の消防詰所としての機能を維持していきます。								
	施設の方向性	維持	現時点において建物の築年数が法定耐用年数を経過しているため、今後も法定耐用年数を超えて使用することができるよう計画的に修繕等を実施することにより施設の長寿命化を図ります。								
	管理上の課題	現時点において建物の築年数が法定耐用年数を経過し、老朽化が進行しているため、今後、修繕、大規模改修又は建て替えが必要となる可能性があります。また、消防団員の数が減少傾向にあるため、所属する消防団員の数等の状況を見ながら、必要に応じて施設の統合又は廃止を検討する可能性があります。									

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
22	消防詰所 （7－1）	維持管理									
		目視による点検									
	機能の方向性	維持	安中市消防団では、各分団に設置された1つの部に対して1つの消防詰所を整備しています。 消防施設については、災害時の救助・復旧活動の拠点としての役割があるため、秋間地区を担当する安中市消防団第7分団第1部の消防詰所としての機能を維持していきます。								
	施設の方向性	維持	現時点における建物の築年数が法定耐用年数を経過していないため、日頃から施設の点検を行うことにより引き続き建物の適切な維持管理を行い、今後、法定耐用年数を超えて使用することができるよう計画的に修繕等を実施することにより施設の長寿命化を図ります。								
	管理上の課題	現時点において建物の築年数が法定耐用年数を経過していませんが、老朽化が進行しつつあるため、今後、修繕、大規模改修又は建て替えが必要となる可能性があります。また、消防団員の数が減少傾向にあるため、所属する消防団員の数等の状況を見ながら、必要に応じて施設の統合又は廃止を検討する可能性があります。									

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
23	消防詰所 （7－2）	維持管理									
		目視による点検									
	機能の方向性	維持	安中市消防団では、各分団に設置された1つの部に対して1つの消防詰所を整備しています。 消防施設については、災害時の救助・復旧活動の拠点としての役割があるため、秋間地区を担当する安中市消防団第7分団第2部の消防詰所としての機能を維持していきます。								
	施設の方向性	維持	現時点において建物の築年数が法定耐用年数を経過しているため、今後も法定耐用年数を超えて使用することができるよう計画的な修繕等を実施することにより施設の長寿命化を図ります。								
	管理上の課題	現時点において建物の築年数が法定耐用年数を経過し、老朽化が進行しているため、今後、修繕、大規模改修又は建て替えが必要となる可能性があります。また、消防団員の数が減少傾向にあるため、所属する消防団員の数等の状況を見ながら、必要に応じて施設の統合又は廃止を検討する可能性があります。									

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
24	消防詰所 （7－3）	維持管理									
		目視による点検									
	機能の方向性	維持	安中市消防団では、各分団に設置された1つの部に対して1つの消防詰所を整備しています。 消防施設については、災害時の救助・復旧活動の拠点としての役割があるため、秋間地区を担当する安中市消防団第7分団第3部の消防詰所としての機能を維持していきます。								
	施設の方向性	維持	現時点における建物の築年数が法定耐用年数を経過していないため、日頃から施設の点検を行うことにより引き続き建物の適切な維持管理を行い、今後、法定耐用年数を超過して使用することができるよう計画的に修繕等を実施することにより施設の長寿命化を図ります。								
	管理上の課題	耐震性及び老朽化に問題はありませんが、消防団員の数が減少傾向にあるため、所属する消防団員の数等の状況を見ながら、必要に応じて施設の統合又は廃止を検討する可能性があります。									

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
25	消防詰所 (旧7－3)	維持管理及び解体時期の調整									
		目視による点検									
	機能の方向性	廃止	秋間地区を担当する安中市消防団第7分団第3部の消防詰所の建て替えに伴い、消防詰所としての役目を終えた施設であり、現時点では他の用途に活用する予定がないため、消防詰所としての機能を廃止しています。								
	施設の方向性	廃止	秋間地区を担当する安中市消防団第7分団第3部の消防詰所の建て替えに伴い、消防詰所としての役目を終えた施設であり、今後、他の同様の消防詰所と比較して解体の優先度を考えながら、計画的に建物の解体を行います。								
管理上の課題	現在、別段の施設の管理に伴う経費が発生しているわけではありませんが、建物として空き家の状態が継続しており、防犯上、防災上の観点から問題が発生する可能性があるため、早期に建物を解体する必要があります。										

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
26	消防詰所 （8－1）	維持管理									
		目視による点検									
	機能の方向性	維持	安中市消防団では、各分団に設置された1つの部に対して1つの消防詰所を整備しています。 消防施設については、災害時の救助・復旧活動の拠点としての役割があるため、後閑地区を担当する安中市消防団第8分団第1部の消防詰所としての機能を維持していきます。								
	施設の方向性	維持	現時点における建物の築年数が法定耐用年数を経過していないため、日頃から施設の点検を行うことにより引き続き建物の適切な維持管理を行い、今後、法定耐用年数を超えて使用することができるよう計画的に修繕等を実施することにより施設の長寿命化を図ります。								
	管理上の課題	現時点において建物の築年数が法定耐用年数を経過していませんが、老朽化が進行しつつあるため、今後、修繕、大規模改修又は建て替えが必要となる可能性があります。また、消防団員の数が減少傾向にあるため、所属する消防団員の数等の状況を見ながら、必要に応じて施設の統合又は廃止を検討する可能性があります。									

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
27	消防詰所 （8－2）	維持管理									
		目視による点検									
	機能の方向性	維持	安中市消防団では、各分団に設置された1つの部に対して1つの消防詰所を整備しています。 消防施設については、災害時の救助・復旧活動の拠点としての役割があるため、後閑地区を担当する安中市消防団第8分団第2部の消防詰所としての機能を維持していきます。								
	施設の方向性	維持	現時点において建物の築年数が法定耐用年数を経過しているため、今後も法定耐用年数を超えて使用することができるよう計画的に修繕等を実施することにより施設の長寿命化を図ります。								
	管理上の課題	現時点において建物の築年数が法定耐用年数を経過し、老朽化が進行しているため、今後、修繕、大規模改修又は建て替えが必要となる可能性があります。また、消防団員の数が減少傾向にあるため、所属する消防団員の数等の状況を見ながら、必要に応じて施設の統合又は廃止を検討する可能性があります。									

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
28	消防詰所 (8-3)	維持管理									
	目視による点検										
	機能の方向性	維持	安中市消防団では、各分団に設置された1つの部に対して1つの消防詰所を整備しています。 消防施設については、災害時の救助・復旧活動の拠点としての役割があるため、後閑地区を担当する安中市消防団第8分団第3部の消防詰所としての機能を維持していきます。								
	施設の方向性	維持	現時点における建物の築年数が法定耐用年数を経過していないため、日頃から施設の点検を行うことにより引き続き建物の適切な維持管理を行い、今後、法定耐用年数を超えて使用することができるよう計画的に修繕等を実施することにより施設の長寿命化を図ります。								
	管理上の課題	現時点において建物の築年数が法定耐用年数を経過していませんが、老朽化が進行しつつあるため、今後、修繕、大規模改修又は建て替えが必要となる可能性があります。また、消防団員の数が減少傾向にあるため、所属する消防団員の数等の状況を見ながら、必要に応じて施設の統合又は廃止を検討する可能性があります。									

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
29	消防詰所 (9－1)	維持管理									
		目視による点検									
	機能の方向性	維持	安中市消防団では、各分団に設置された1つの部に対して1つの消防詰所を整備しています。 消防施設については、災害時の救助・復旧活動の拠点としての役割があるため、松井田地区を担当する安中市消防団第9分団第1部の消防詰所としての機能を維持していきます。								
	施設の方向性	維持	現時点における建物の築年数が法定耐用年数を経過していないため、日頃から施設の点検を行うことにより引き続き建物の適切な維持管理を行い、今後、法定耐用年数を超えて使用することができるよう計画的に修繕等を実施することにより施設の長寿命化を図ります。								
	管理上の課題	耐震性及び老朽化に問題はありませんが、消防団員の数が減少傾向にあるため、所属する消防団員の数等の状況を見ながら、必要に応じて施設の統合又は廃止を検討する可能性があります。									

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
30	消防詰所 (旧9－1)	維持管理及び解体時期の調整									
		目視による点検									
	機能の方向性	廃止	松井田地区を担当する安中市消防団第9分団第1部の消防詰所の建て替えに伴い、消防詰所としての役目を終えた施設であり、現時点では他の用途に活用する予定がないため、消防詰所としての機能を廃止しています。								
	施設の方向性	廃止	松井田地区を担当する安中市消防団第9分団第1部の消防詰所の建て替えに伴い、消防詰所としての役目を終えた施設であり、今後、他の同様の消防詰所と比較して解体の優先度を考えながら、計画的に建物の解体を行います。								
管理上の課題	現在、別段の施設の管理に伴う経費が発生しているわけではありませんが、建物として空き家の状態が継続しており、防犯上、防災上の観点から問題が発生する可能性があるため、早期に建物を解体する必要があります。										

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
31	消防詰所 （9－2）	維持管理									
		目視による点検									
	機能の方向性	維持	安中市消防団では、各分団に設置された1つの部に対して1つの消防詰所を整備しています。 消防施設については、災害時の救助・復旧活動の拠点としての役割があるため、松井田地区を担当する安中市消防団第9分団第2部の消防詰所としての機能を維持していきます。								
	施設の方向性	維持	現時点における建物の築年数が法定耐用年数を経過していないため、日頃から施設の点検を行うことにより引き続き建物の適切な維持管理を行い、今後、法定耐用年数を超えて使用することができるよう計画的に修繕等を実施することにより施設の長寿命化を図ります。								
	管理上の課題	耐震性及び老朽化に問題はありませんが、消防団員の数が減少傾向にあるため、所属する消防団員の数等の状況を見ながら、必要に応じて施設の統合又は廃止を検討する可能性があります。									

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
32	消防詰所 (10-1)	維持管理									
	目視による点検										
	機能の方向性	維持	安中市消防団では、各分団に設置された1つの部に対して1つの消防詰所を整備しています。 消防施設については、災害時の救助・復旧活動の拠点としての役割があるため、臼井地区を担当する安中市消防団第10分団第1部の消防詰所としての機能を維持していきます。								
	施設の方向性	維持	現時点における建物の築年数が法定耐用年数を経過していないため、日頃から施設の点検を行うことにより引き続き建物の適切な維持管理を行い、今後、法定耐用年数を超えて使用することができるよう計画的に修繕等を実施することにより施設の長寿命化を図ります。								
	管理上の課題	耐震性及び老朽化に問題はありませんが、消防団員の数が減少傾向にあるため、所属する消防団員の数等の状況を見ながら、必要に応じて施設の統合又は廃止を検討する可能性があります。									

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
33	消防詰所 (旧10-1)	維持管理及び解体時期の調整									
	目視による点検										
	機能の方向性	廃止	臼井地区を担当する安中市消防団第10分団第1部の消防詰所の建て替えに伴い、消防詰所としての役目を終えた施設であり、現時点では他の用途に活用する予定がないため、消防詰所としての機能を廃止しています。								
	施設の方向性	廃止	臼井地区を担当する安中市消防団第10分団第1部の消防詰所の建て替えに伴い、消防詰所としての役目を終えた施設であり、今後、他の同様の消防詰所と比較して解体の優先度を考えながら、計画的に建物の解体を行います。								
	管理上の課題	現在、別段の施設の管理に伴う経費が発生しているわけではありませんが、建物として空き家の状態が継続しており、防犯上、防災上の観点から問題が発生する可能性があるため、早期に建物を解体する必要があります。									

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
34	消防詰所 (10-2)	維持管理					候補地調査	用地取得等	新施設建設	旧施設解体	
							金額未定	31	2		
	目視による点検										
	機能の方向性	維持	安中市消防団では、各分団に設置された1つの部に対して1つの消防詰所を整備しています。 消防施設については、災害時の救助・復旧活動の拠点としての役割があるため、臼井地区を担当する安中市消防団第10分団第2部の消防詰所としての機能を維持していきます。								
	施設の方向性	建て替え	建物が旧耐震基準（昭和56年の建築基準法の改正前の基準に基づく耐震基準をいいます。）に基づいて建築されており、今後も消防詰所としての機能を維持するに当たって不安が残るため、令和10年度に施設の建て替えを行う予定です。								
	管理上の課題	建物が旧耐震基準に基づいて建築されており、現時点において、建物の築年数が法定耐用年数を経過し、老朽化が進行しているため、今後、新たな安中市消防団第10分団第2部の消防詰所を建て替えるまでの間に修繕又は大規模改修又は必要となる可能性があります。また、消防団員の数が減少傾向にあるため、所属する消防団員の数等の状況を見ながら、必要に応じて施設の統合又は廃止を検討する可能性があります。									

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
35	消防詰所 （11-1）	維持管理									
		目視による点検									
	機能の方向性	維持	安中市消防団では、各分団に設置された1つの部に対して1つの消防詰所を整備しています。 消防施設については、災害時の救助・復旧活動の拠点としての役割があるため、坂本地区を担当する安中市消防団第11分団第1部の消防詰所としての機能を維持していきます。								
	施設の方向性	維持	現時点における建物の築年数が法定耐用年数を経過していないため、日頃から施設の点検を行うことにより引き続き建物の適切な維持管理を行い、今後、法定耐用年数を超えて使用することができるよう計画的に修繕等を実施することにより施設の長寿命化を図ります。								
	管理上の課題	耐震性及び老朽化に問題はありませんが、消防団員の数が減少傾向にあるため、所属する消防団員の数等の状況を見ながら、必要に応じて施設の統合又は廃止を検討する可能性があります。									

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
36	消防詰所 （１１－２）	維持管理									
		目視による点検									
	機能の方向性	維持	安中市消防団では、各分団に設置された１つの部に対して１つの消防詰所を整備しています。 消防施設については、災害時の救助・復旧活動の拠点としての役割があるため、坂本地区を担当する安中市消防団第１１分団第２部の消防詰所としての機能を維持していきます。								
	施設の方向性	維持	現時点における建物の築年数が法定耐用年数を経過していないため、日頃から施設の点検を行うことにより引き続き建物の適切な維持管理を行い、今後、法定耐用年数を超えて使用することができるよう計画的に修繕等を実施することにより施設の長寿命化を図ります。								
	管理上の課題	耐震性及び老朽化に問題はありませんが、消防団員の数が減少傾向にあるため、所属する消防団員の数等の状況を見ながら、必要に応じて施設の統合又は廃止を検討する可能性があります。									

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
37	消防詰所 (旧11-2)	維持管理及び解体時期の調整									
	目視による点検										
	機能の方向性	廃止	坂本地区を担当する安中市消防団第11分団第2部の消防詰所の建て替えに伴い、消防詰所としての役目を終えた施設であり、現時点では他の用途に活用する予定がないため、消防詰所としての機能を廃止しています。								
	施設の方向性	廃止	坂本地区を担当する安中市消防団第11分団第2部の消防詰所の建て替えに伴い、消防詰所としての役目を終えた施設であり、今後、他の同様の消防詰所と比較して解体の優先度を考えながら、計画的に建物の解体を行います。								
	管理上の課題	現在、別段の施設の管理に伴う経費が発生しているわけではありませんが、建物として空き家の状態が継続しており、防犯上、防災上の観点から問題が発生する可能性があるため、早期に建物を解体する必要があります。									

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
38	消防詰所 （12-1） 上人見	候補地調査	用地取得等	統合施設建設	旧施設解体	維持管理（新施設）					
		金額未定	47	2							
	目視による点検										
	機能の方向性	統合 （集約）	安中市消防団では、各分団に設置された1つの部に対して1つの消防詰所を整備しています。 消防施設については、災害時の救助・復旧活動の拠点としての役割があるため、西横野地区を担当する安中市消防団第12分団第1部の消防詰所としての機能を維持していきます。 現在、安中市消防団第12分団第1部は、上人見地区及び下人見地区を所管する2つの消防詰所が配備されており、他の消防詰所との均衡を図るため、令和5年度に2つの消防詰所の機能を1つに統合する予定です。								
	施設の方向性	統合 （集約）	安中市消防団第12分団第1部については、1つの部に対して2つの消防詰所が配備されており、1つの部に対して1つの消防詰所を原則とする現状に合っていないため、上人見地区と下人見地区を所管するそれぞれの消防詰所を統合し、新たな安中市消防団第12分団第1部の消防詰所として、令和5年度に建て替える予定です。 建て替え後、現在の施設については、令和6年度に解体する予定です。								
	管理上の課題	建物が旧耐震基準（昭和56年の建築基準法の改正前の基準に基づく耐震基準をいいます。）に基づいて建築されており、現時点において、建物の築年数が法定耐用年数を経過し、老朽化が進行しているため、今後、統合後の新たな安中市消防団第12分団第1部の消防詰所を建設するまでの間に修繕、大規模改修又は建て替えが必要となる可能性があります。また、消防団員の数が減少傾向にあるため、所属する消防団員の数等の状況を見ながら、必要に応じて施設の統合又は廃止を検討する可能性があります。									

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
39	消防詰所 (12-1) 下人見	候補地調査	用地取得等	統合施設建設	旧施設解体						
				2							
	目視による点検										
	機能の方向性	統合 (集約)	安中市消防団では、各分団に設置された1つの部に対して1つの消防詰所を整備しています。 消防施設については、災害時の救助・復旧活動の拠点としての役割があるため、西横野地区を担当する安中市消防団第12分団第1部の消防詰所としての機能を維持していきます。 現在、安中市消防団第12分団第1部は、上人見地区及び下人見地区を所管する2つの消防詰所が配備されており、他の消防詰所との均衡を図るため、令和5年度に2つの消防詰所の機能を1つに統合する予定です。								
	施設の方向性	統合 (廃止)	安中市消防団第12分団第1部については、1つの部に対して2つの消防詰所が配備されており、1つの部に対して1つの消防詰所を原則とする現状に合っていないため、上人見地区と下人見地区を所管するそれぞれの消防詰所を統合し、新たな安中市消防団第12分団第1部の消防詰所として、令和5年度に建て替える予定です。 建て替え後、現在の施設については、令和6年度に解体する予定です。								
	管理上の課題	現時点において、建物の築年数が法定耐用年数を経過し、老朽化が進行しているため、今後、統合後の新たな安中市消防団第12分団第1部の消防詰所を建設するまでの間に修繕が必要となる可能性があります。									

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
40	消防詰所 (12-2)	維持管理（新施設）				候補地調査	用地取得等	新施設建設	旧施設解体	維持管理	
							金額未定	31	2		
		目視による点検									
	機能の方向性	維持	安中市消防団では、各分団に設置された1つの部に対して1つの消防詰所を整備しています。 消防施設については、災害時の救助・復旧活動の拠点としての役割があるため、西横野地区を担当する安中市消防団第12分団第2部の消防詰所としての機能を維持していきます。								
施設の方向性	建て替え	建物が旧耐震基準（昭和56年の建築基準法の改正前の基準に基づく耐震基準をいいます。）に基づいて建築されており、今後も消防詰所としての機能を維持するに当たって不安が残るため、令和9年度に施設の建て替えを行う予定です。									
	管理上の課題	建物が旧耐震基準に基づいて建築されており、現時点において、建物の築年数が法定耐用年数を経過し、老朽化が進行しているため、今後、新たな安中市消防団第12分団第2部の消防詰所を建て替えるまでの間に修繕又は大規模改修又は必要となる可能性があります。また、消防団員の数が減少傾向にあるため、所属する消防団員の数等の状況を見ながら、必要に応じて施設の統合又は廃止を検討する可能性があります。									

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
41	消防詰所 （12-3）	維持管理									
		目視による点検									
	機能の方向性	維持	安中市消防団では、各分団に設置された1つの部に対して1つの消防詰所を整備しています。 消防施設については、災害時の救助・復旧活動の拠点としての役割があるため、西横野地区を担当する安中市消防団第12分団第3部の消防詰所としての機能を維持していきます。								
	施設の方向性	維持	現時点における建物の築年数が法定耐用年数を経過していないため、日頃から施設の点検を行うことにより引き続き建物の適切な維持管理を行い、今後、法定耐用年数を超えて使用することができるよう計画的に修繕等を実施することにより施設の長寿命化を図ります。								
管理上の課題	耐震性及び老朽化に問題はありませんが、消防団員の数が減少傾向にあるため、所属する消防団員の数等の状況を見ながら、必要に応じて施設の統合又は廃止を検討する可能性があります。										

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
42	消防詰所 （13-1） 下増田	施設解体									
		1									
		目視による点検									
	機能の方向性	統合 （集約）	安中市消防団では、各分団に設置された1つの部に対して1つの消防詰所を整備しています。 消防施設については、災害時の救助・復旧活動の拠点としての役割があるため、九十九地区（下増田）を担当する安中市消防団第13分団第1部の消防詰所としての機能を維持していきます。 現在、安中市消防団第13分団第1部及び第2部は、それぞれ2つの消防詰所が配備されており、他の消防詰所との均衡を図るため、令和3年度に、現在4つある消防詰所の機能を1つに集約して新たな安中市消防団第13分団第1部・第2部の消防詰所として整備します。								
	施設の方向性	統合 （廃止）	安中市消防団第13分団第1部及び第2部については、1つの部に対して2つの消防詰所が配備されており、1つの部に対して1つの消防詰所を原則とする現状に合っていません。そのため、現行の第13分団第1部下増田、同部高梨子、第2部小日向及び同部国衛の消防詰所を1つに統合し、現在の国衛の消防詰所がある場所に統合後の新たな安中市消防団第13分団第1部・第2部の消防詰所を、令和3年度に整備します。 新たな消防詰所の建て替え後、現在の施設については、令和3年度に解体する予定です。								
	管理上の課題	現時点における建物の築年数が法定耐用年数を経過し、老朽化が進行しているため、今後、新たな安中市消防団第13分団第1部・第2部の消防詰所を建て替えるまでの間に修繕が必要となる可能性があります。									

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）										
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	
43	消防詰所 （13-1） 高梨子	施設解体										
		1										
		目視による点検										
	機能の方向性	統合 （集約）	安中市消防団では、各分団に設置された1つの部に対して1つの消防詰所を整備しています。 消防施設については、災害時の救助・復旧活動の拠点としての役割があるため、九十九地区（高梨子）を担当する安中市消防団第13分団第1部の消防詰所としての機能を維持していきます。 現在、安中市消防団第13分団第1部及び第2部は、それぞれ2つの消防詰所が配備されており、他の消防詰所との均衡を図るため、令和3年度に、現在4つある消防詰所の機能を1つに集約して新たな安中市消防団第13分団第1部・第2部の消防詰所として整備します。									
	施設の方向性	統合 （廃止）	安中市消防団第13分団第1部及び第2部については、1つの部に対して2つの消防詰所が配備されており、1つの部に対して1つの消防詰所を原則とする現状に合いません。そのため、現行の第13分団第1部下増田、同部高梨子、第2部小日向及び同部国衛の消防詰所を1つに統合し、現在の国衛の消防詰所がある場所に統合後の新たな安中市消防団第13分団第1部・第2部の消防詰所を、令和3年度に整備します。 新たな消防詰所の建て替え後、現在の施設については、令和3年度に解体する予定です。									
	管理上の課題	現時点において建物の築年数が法定耐用年数を経過していませんが、老朽化が進行しているため、今後、新たな安中市消防団第13分団第1部・第2部の消防詰所を建て替えるまでの間に修繕が必要となる可能性があります。										

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
44	消防詰所 (13-2) 小日向	施設解体									
		1									
		目視による点検									
	機能の方向性	統合 (集約)	安中市消防団では、各分団に設置された1つの部に対して1つの消防詰所を整備しています。 消防施設については、災害時の救助・復旧活動の拠点としての役割があるため、九十九地区（小日向）を担当する消防詰所としての機能を維持していきます。 現在、安中市消防団第13分団第1部及び第2部は、それぞれ2つの消防詰所が配備されており、他の消防詰所との均衡を図るため、令和3年度に、現在4つある消防詰所の機能を1つに集約して新たな安中市消防団第13分団第1部・第2部の消防詰所として整備します。								
	施設の方向性	統合 (廃止)	安中市消防団第13分団第1部及び第2部については、1つの部に対して2つの消防詰所が配備されており、1つの部に対して1つの消防詰所を原則とする現状に合っていない。そのため、現行の第13分団第1部下増田、同部高梨子、第2部小日向及び同部国衛の消防詰所を1つに統合し、現在の国衛の消防詰所がある場所に統合後の新たな安中市消防団第13分団第1部・第2部の消防詰所を、令和3年度に整備します。 新たな消防詰所の建て替え後、現在の施設については、令和3年度に解体する予定です。								
	管理上の課題	建物が旧耐震基準（昭和56年の建築基準法の改正前の基準に基づく耐震基準をいいます。）に基づいて建築されており、現時点において、建物の築年数が法定耐用年数を経過し、老朽化が進行しているため、今後、新たな安中市消防団第13分団第1部・第2部の消防詰所を建て替えるまでの間に修繕が必要となる可能性があります。									

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）										
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	
45	消防詰所 （13－2） 国衛	統合に伴う 建て替え	維持管理									
	28											
	目視による点検											
	機能の方向性	統合 （集約）	安中市消防団では、各分団に設置された1つの部に対して1つの消防詰所を整備しています。 消防施設については、災害時の救助・復旧活動の拠点としての役割があるため、九十九地区（国衛）を担当する消防詰所としての機能を維持していきます。 現在、安中市消防団第13分団第1部及び第2部は、それぞれ2つの消防詰所が配備されており、他の消防詰所との均衡を図るため、令和3年度に、現在4つある消防詰所の機能を1つに集約して新たな安中市消防団第13分団第1部・第2部の消防詰所として整備します。									
	施設の方向性	統合 （集約）	安中市消防団第13分団第1部及び第2部については、1つの部に対して2つの消防詰所が配備されており、1つの部に対して1つの消防詰所を原則とする現状に合っていない。そのため、現行の第13分団第1部下増田、同部高梨子、第2部小日向及び同部国衛の消防詰所を1つに統合し、現在の国衛の消防詰所がある場所に統合後の新たな安中市消防団第13分団第1部・第2部の消防詰所を、令和3年度に整備します。 現在の施設については、建て替えに伴って解体する予定です。									
	管理上の課題	建物が旧耐震基準（昭和56年の建築基準法の改正前の基準に基づく耐震基準をいいます。）に基づいて建築されており、現時点において、建物の築年数が法定耐用年数を経過し、老朽化が進行しているため、今後、新たな安中市消防団第13分団第1部・第2部の消防詰所を建て替えるまでの間に修繕が必要となる可能性があります。										

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
46	消防詰所 （14-1）	維持管理									
		目視による点検									
	機能の方向性	維持	安中市消防団では、各分団に設置された1つの部に対して1つの消防詰所を整備しています。 安中市消防団第14分団第1部の消防詰所は、令和2年度に2つある消防詰所の機能を1つに集約して新たな安中市消防団第14分団第1部の消防詰所として整備しました。 引き続き細野地区（上増田）を担当する安中市消防団第14分団第1部の消防詰所としての機能を維持していきます。								
	施設の方向性	長寿命化	安中市消防団第14分団第1部の消防詰所は、令和2年度に2つある消防詰所の機能を1つに集約して新たな安中市消防団第14分団第1部の消防詰所として整備しましたが、現時点において建物の築年数が法定耐用年数を経過し、老朽化が進行しているため、今後、建物の長寿命化を図るための修繕又は大規模改修が必要となる可能性があります。								
	管理上の課題	消防団員の数が減少傾向にあるため、所属する消防団員の数等の状況を見ながら、必要に応じて施設の統合又は廃止を検討する可能性があります。									

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
47	消防詰所 (14-2)	維持管理									
		目視による点検									
	機能の方向性	維持	安中市消防団では、各分団に設置された1つの部に対して1つの消防詰所を整備しています。 安中市消防団第14分団第2部の消防詰所は、令和2年度に2つある消防詰所の機能を1つに集約して新たな安中市消防団第14分団第2部の消防詰所として整備しました。 引き続き細野地区（土塩・新井）を担当する安中市消防団第14分団第2部の消防詰所としての機能を維持していきます。								
	施設の方向性	長寿命化	安中市消防団第14分団第2部の消防詰所は、令和2年度に2つある消防詰所の機能を1つに集約して新たな安中市消防団第14分団第2部の消防詰所として整備しましたが、現時点において建物の築年数が法定耐用年数を経過し、老朽化が進行しているため、今後、建物の長寿命化を図るための修繕又は大規模改修が必要となる可能性があります。								
	管理上の課題		消防団員の数が減少傾向にあるため、所属する消防団員の数等の状況を見ながら、必要に応じて施設の統合又は廃止を検討する可能性があります。								

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
48	下後閑水防倉庫	維持管理									
	目視による点検										
	機能の方向性	維持	消防施設については、災害時の救助・復旧活動の拠点としての役割があるため、引き続き下後閑水防倉庫としての機能を維持していきます。								
	施設の方向性	維持	現時点における建物の築年数が法定耐用年数を経過していないため、日頃から施設の点検を行うことにより引き続き建物の適切な維持管理を行い、今後、法定耐用年数を超過して使用することができるように計画的に修繕等を実施することにより施設の長寿命化を図ります。								
	管理上の課題	耐震性及び老朽化に関して問題はないため、安中市消防団第8分団第1部の消防詰所と同じ敷地内にあることから、同部所属の消防団員の協力を得ながら適切な維持管理を行い、法定耐用年数を超過して引き続き使用することができるように長寿命化を図ります。									

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
49	消費生活センター	長寿命化対策									
		目視による点検									
	機能の方向性	維持	消費者安全法（平成21年法律第50号）第10条第2項の規定により設置された施設であり、悪質商法、多重債務、架空請求、商品事故等の消費者問題に関する市民からの相談に応じて助言、あっせん等を行うとともに、消費者教育の拠点として、消費生活に関する情報の普及啓発を実施する役割を担っています。 消費者問題の複雑化及び高度化が進む中、消費生活センターは、今後も重要な役割を担う施設であるため、施設としての機能を引き続き維持していきます。								
	施設の方向性	維持	施設の主体構造は、鉄骨造であり、現時点における建物の法定耐用年数を十分に残しているため、日頃から施設の点検を行うことにより引き続き建物の適切な維持管理を行い、今後も法定耐用年数を超過して使用できるように計画的な修繕等を実施することにより施設の長寿命化を図ります。								
	管理上の課題	比較的新しい施設であるため、小規模な修繕以外に管理上の課題は特にありませんが、今後、経年劣化による建物及び設備の損傷等の懸念があります。 また、施設の長寿命化を図るに当たり、SDGs対応の観点から2030年までに従来の照明器具からLED照明への切替え及び太陽光発電設備の導入を検討する必要があります。									
参考施設データ		H29年度	H30年度	R1年度	特記事項						
	相談件数(件)	594	766	678							
	来所件数(件)	229	329	318							

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）										
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	
50	野生動物監視センター											
		目視による点検										
	機能の方向性	維持	野生鳥獣による農作物等への被害の増加を機に平成14年度に西上秋間地区に有害鳥獣の監視及び捕獲を目的とした野生動物監視センターを設置しました。 安中市において、有害鳥獣による農作物への被害については、依然として多い状況であること、また、野生動物監視センターは、有害鳥獣の捕獲を行う猟友会の物資保管場所及び会合場所としての機能もあるため、今後も引き続き野生動物監視センターとしての機能を維持していきます。									
	施設の方向性	維持	現時点における建物の築年数が法定耐用年数を経過していないため、日頃から施設の点検を行うことにより引き続き建物の適切な維持管理を行い、今後、法定耐用年数を超えて使用することができるように計画的に修繕等を実施することにより施設の長寿命化を図り、長寿命化後の施設の目標とする耐用年数を50年に設定します。									
	管理上の課題	今後、施設の維持管理の方向性、利用状況等を踏まえ、大規模改修の必要性、他施設との統廃合の可能性、地元への施設の譲渡等について検討することが課題です。										

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
51	松井田野生動物監視センター										
	目視による点検										
	機能の方向性	維持	野生鳥獣による農作物等への被害の増加を機に平成18年度に五料地区に有害鳥獣の監視及び捕獲を目的とした野生動物監視センターを設置しました。 安中市において、有害鳥獣による農作物への被害については、依然として多い状況であること、また、野生動物監視センターは、有害鳥獣の捕獲を行う猟友会の物資保管場所及び会合場所としての機能もあるため、今後も引き続き野生動物監視センターとしての機能を維持していきます。								
	施設の方向性	維持	現時点における建物の築年数が法定耐用年数を経過していないため、日頃から施設の点検を行うことにより引き続き建物の適切な維持管理を行い、今後、法定耐用年数を超えて使用することができるように計画的に修繕等を実施することにより施設の長寿命化を図り、長寿命化後の施設の目標とする耐用年数を50年に設定します。								
	管理上の課題	今後、施設の維持管理の方向性、利用状況等を踏まえ、大規模改修の必要性、他施設との統廃合の可能性、地元への施設の譲渡等について検討することが課題です。									

(9) 供給処理施設

施設情報			代表建物情報									
No.	施設名称	延床面積 (㎡)	構造	建築 年度	法定耐 用年数	耐震 基準	耐震 性能	老朽化 状況	構造 性能	大規模 改修状況	福祉 性能	総合 評価
1	安中・松井田一般廃棄物最終処分場	138.19	SRC	1986	38	新耐震	A	D	A	D	E	C

【個別施設の表中の長寿命化対策等に係る対策費用について】

個別施設の表中の長寿命化対策等に係る対策費用については、百万円単位で記載しており、百万円に満たない金額について、50万円以上の場合は切上げを行い、50万円未満の場合は切下げを行って記載しています。また、全体の対策費用が50万円未満の場合は、切下げを行い、「0」と記載しています。

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
1	安中・松井田 一般廃棄物 最終処分場				制御盤内 電気部品更新				屋根及び 外壁修繕		
					2				4		
	職員による施設点検										
	機能の方向性	維持	安中・松井田一般廃棄物最終処分場は、昭和61年度に建物が建設され、平成13年8月まで最終処分を行った廃棄物の埋立てを行っていましたが、現在は、埋め立てた焼却灰の浸出液の処理を行う施設となっています。 施設については、公害防止の観点から今後も施設としての機能を維持していきます。								
	施設の方向性	長寿命化	安中・松井田一般廃棄物最終処分場は、昭和61年9月に建物が建築されてから34年が経過していますが、施設の法定耐用年数である38年を超えていないため、今後、必要な改修等を計画的に行うことにより、施設を安全に使用することができるよう施設の長寿命化を図ります。								
	管理上の課題	最終処分場から発生する浸出水を処理し、公共用水域に排出する施設であるため、ポンプ類の交換等の小規模な修繕が毎年必要となります。									

(10) その他施設

施設情報			代表建物情報									
No.	施設名称	延床面積 (㎡)	構造	建築 年度	法定耐 用年数	耐震 基準	耐震 性能	老朽化 状況	構造 性能	大規模 改修状況	福祉 性能	総合 評価
1	すみれヶ丘聖苑	2666.65	R C	1985	50	新耐震	A	C	A	E	C	C
2	旧秋間小学校西分校	142.20	木造	1977	22	旧耐震	E	E	E	E	E	E
3	せせらぎの家	986.00	R C	1984	47	新耐震	A	D	A	E	D	C
4	旧坂本小学校	1302.00	木造	1960	22	旧耐震	E	E	E	E	E	E
5	旧松井田西中学校	2606.00	R C	1963	47	旧耐震	E	E	A	B	E	D
6	旧安中高等学校	7588.00	R C	1972	47	旧耐震	E	E	A	E	E	E
7	安中駅前トイレ	26.35	R C	1991	38	新耐震	A	D	A	E	C	C
8	中央体育館トイレ	28.26	R C	1992	38	新耐震	A	D	A	E	C	C
9	ログトイレ	5.67	木造	2001	15	新耐震	A	E	E	E	D	C
10	武家長屋公衆トイレ	26.49	木造	2013	15	新耐震	A	C	E	A	B	A
11	磯部駅前トイレ	27.09	R C	1990	38	新耐震	A	D	A	E	A	C
12	ゆうあい館駐車場トイレ	7.92	R C	2000	38	新耐震	A	C	A	E	B	C
13	裏妙義駐車場トイレ	18.00	木造	1993	15	新耐震	A	E	E	E	E	C
14	麻芋の滝駐車場トイレ	13.98	R C	1979	38	旧耐震	E	E	A	E	E	E
15	横川駅前トイレ	13.25	木造	2016	15	新耐震	A	B	E	A	E	B
16	峠の湯駅前快適トイレ	22.50	R C	2005	38	新耐震	A	B	A	E	B	A
17	坂本宿快適トイレ	22.50	木造	2005	15	新耐震	A	E	E	E	B	C
18	麻芋茶屋駐車場トイレ	19.80	木造	2006	15	新耐震	A	E	E	E	B	C
19	碓氷湖駐車場トイレ	35.19	木造	2015	15	新耐震	A	B	E	A	B	A
20	めがね橋駐車場トイレ	38.82	R C	2015	38	新耐震	A	A	A	A	C	A
21	中宿公民館倉庫	79.48	土蔵造	1977	14	旧耐震	E	E	E	E	E	E
22	岩野谷保育園（旧トラクター置場）	81.00	軽量鉄骨造	1987	31	旧耐震	E	E	C	E	E	E
23	寺山農機具保管庫	32.00	鉄骨造	1980	31	旧耐震	E	E	C	E	E	E
24	下秋間倉庫	158.71	鉄骨造	1995	31	新耐震	A	D	C	E	E	C
25	旧スクールバス車庫	133.44	鉄骨造	1974	31	旧耐震	E	E	C	E	E	E
26	原市4区住民センター倉庫	32.00	鉄骨造	1973	31	旧耐震	E	E	C	E	E	E
27	諏訪西農機具保管庫	32.00	鉄骨造	1979	31	旧耐震	E	E	C	E	E	E
28	旧建設部分室（普通財産分）	131.57	R C	1958	50	旧耐震	E	E	A	E	E	E
29	土木課作業場	199.18	鉄骨造	1986	31	新耐震	A	E	C	E	E	C
30	旧消防倉庫（12-3）	31.59	鉄骨造	1980	31	旧耐震	E	E	C	E	E	E
31	文化財資料保管庫	97.20	軽量鉄骨造	1986	24	新耐震	A	E	C	E	E	C
32	文化財資料室	32.00	軽量鉄骨造	1977	30	旧耐震	E	E	C	E	E	E
33	新堀車庫	108.50	鉄骨造	不明	31	旧耐震	E	E	C	E	E	E
34	松井田駅自転車置場	26.32	鉄骨造	1987	31	新耐震	A	E	C	E	E	C
35	西松井田駅自転車置場	82.50	軽量鉄骨造	1976	24	旧耐震	E	E	C	E	E	E
36	横川駅自転車置場	27.55	軽量鉄骨造	1985	24	新耐震	A	E	C	E	E	C
37	旧安中消防署庁舎	1651.96	R C	1971	50	旧耐震	E	E	A	E	D	E
38	天神小屋	16.20	木造	1998	17	新耐震	A	E	E	E	E	C
39	旧秋間みのりが丘コミュニティプラザ	516.91	鉄骨造	2003	38	新耐震	A	B	C	E	B	A
40	旧馬場集会所	106.82	木造	1976	22	旧耐震	E	E	E	E	E	E
41	源泉管理棟	18.00	C B	1996	34	新耐震	A	C	E	E	E	C
42	旧国民宿舎裏妙義	1085.76	R C	1973	47	旧耐震	E	E	A	B	D	D
43	旧松井田第一保育園	464.10	鉄骨造	1973	34	旧耐震	E	E	C	E	E	E
44	高速バス待合所	14.00	R C	1993	38	新耐震	A	C	A	E	E	C
45	旧いこいの家	400.52	R C	1974	47	旧耐震	B	E	A	B	D	B

【その他施設における対策の優先順位の考え方】

その他施設における対策の優先順位の考え方は、次のとおりです。

(1) 旧小中学校

廃校となった旧小中学校については、現在活用されているせせらぎの家につい

て優先的に対策を講じることとします。

(2) トイレ

トイレについては、施設の老朽化状況及び利用状況を踏まえて対策の優先順位を判断していきます。

(3) 倉庫・車庫

倉庫・車庫については、施設の老朽化状況及び利用状況を踏まえて対策の優先順位を判断していきます。

(4) その他

その他の施設のうち、旧秋間みのりが丘コミュニティプラザについて、施設の利活用を積極的に検討していきます。また、具体的な活用のない他の施設についても売却又は地元への譲渡を積極的に検討していきます。

【個別施設の表中の長寿命化対策等に係る対策費用について】

個別施設の表中の長寿命化対策等に係る対策費用については、百万円単位で記載しており、百万円に満たない金額について、50万円以上の場合は切上げを行い、50万円未満の場合は切下げを行って記載しています。また、全体の対策費用が50万円未満の場合は、切下げを行い、「0」と記載しています。

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
1	すみれヶ丘聖苑	長寿命化のための維持管理対策									
		2	57	2	2	2	2	2	2		
		定期点検	大規模改修	定期点検							
	機能の方向性	維持	すみれヶ丘聖苑は、市民の火葬の需要に対応することを目的に運営している施設であり、建築後36年が経過し、火葬炉その他の施設及び設備に経年劣化が見受けられることから、今後も市民にとって必要不可欠な火葬等のサービスを提供することができるように適宜必要な補修を行いながら、計画的に施設の長寿命化に取り組みます。								
	施設の方向性	長寿命化	建物及び附属設備（空調設備の更新、照明設備のLED化を含む）の大規模改修を行い、建物の法定耐用年数（建築後50年）を超え、令和19年を使用目標年数とします。 また、施設内設備について、トイレの洋式化や多機能トイレの設置、小式場の入口の自動ドア化をすることによって、高齢者や車いす利用者などにも利用しやすい施設を目指します。								
	管理上の課題	建物が建築後36年を経過し、建物及び附属設備の老朽化が進行しているため、大規模改修が必要なほか、設計当時には意識されることが少なかった高齢者・障害者への対応が必要となっています。 また、現在は蛍光灯を施設の照明として使用しているが、製造が中止される可能性が大きいことから、メンテナンス性等も考え、LED化を進める必要があります。 葬儀式場については、現在、民間の式場が普及しているため、公共施設としてのすみれヶ丘聖苑が民間の式場を圧迫しないよう、公共施設としての式場と民間の式場とで役割の分担を行うことが必要と考えます。									
	参考施設データ		H29年度	H30年度	R1年度	特記事項	近年、すみれヶ丘聖苑の式場の利用者が減少し、大式場で年に数回、小式場で月1回程度の利用となっています。その一方で、新型コロナウイルスの影響に伴い「家族葬」と呼ばれる小規模な葬儀も増えているため、市営墓地の建設計画等も踏まえながら、施設の運営形態及び空間利用の再検討を行う必要があると考えます。				
支出（千円）	30,098	34,983	32,530								
収入（千円）	5,345	5,702	5,563								
火葬件数	804	864	842								

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
2	旧秋間小学校西分校										
	地元地区による点検										
	機能の方向性	維持	この施設は、元々「せせらぎの家」として活用されてきましたが、平成23年9月1日をもって「せせらぎの家」が現在の位置である旧上後閑小学校に移転したことにより、平成24年5月から地元の秋間1区に対して上秋間公会堂として無償で貸与し、施設の管理を委託しています。 施設は、選挙における地元の投票所として利用されているため、引き続き集会所としての機能を維持していきます。								
	施設の方向性	長寿命化	この施設の建物は、現時点において、建物の法定耐用年数である22年を経過しており、また、建物の耐震性能も旧耐震基準に基づいているものであると考えられるため、今後も施設を安全に使用するためには、大規模改修及び耐震補強を行う必要があります。 今後、施設の劣化の状況を把握しながら、計画的に修繕等を実施することにより施設の長寿命化を図ります。								
	管理上の課題	建物の正確な建築年が不明であるが、相当の年数が経過しており、耐震性能も旧耐震基準に基づいているものであると考えられるため、今後も施設を安全に使用するためには、大規模改修及び耐震補強を行う必要があります。									

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
3	せせらぎの家	消防設備 修繕									
		0									
		消防設備、浄化槽、受水槽点検									
	機能の方向性	維持	この施設は、不登校又は不登校の傾向にある児童・生徒の集団生活への適応を促し、相談活動や個別指導を通じて児童・生徒の自主性及び社会性の育成を図り、学校生活への復帰を支援することを目的として平成7年度に旧上後閑小学校の校舎を活用して設置された施設です。 今後も不登校又は不登校の傾向にある児童・生徒1人1人に対してきめ細かい支援を行う必要があるため、引き続き「せせらぎの家」としての機能を維持していきます。								
	施設の方向性	長寿命化	この施設の建物は、上後閑小学校の校舎として昭和59年度に建築されたもので、現時点において、建物の法定耐用年数は経過していませんが、部分的な劣化が見られます。耐震補強が完了している建物であるため、今後も法定耐用年数を超えて使用することができるよう計画的に修繕等を実施することにより施設の長寿命化を図ります。								
	管理上の課題	施設の職員による日常点検のみでなく、市の建築主事等による細やかな点検を実施し、建物の劣化に素早く対応する必要があります。また、専門的な定期点検を実施し、建物の外観から分からない損傷等を把握し、適切に維持管理を行う必要があります。									

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
4	旧坂本小学校										
	職員による目視点検										
	機能の方向性	維持 及び検討	この施設は、平成２５年３月をもって廃校となった坂本小学校の校舎等であり、現在は、倉庫として使 用しています。 当面の間、施設の機能を維持し、今後の活用方法について検討していきます。								
	施設の方向性	長寿命化 及び検討	この施設の建物は、昭和３５年度に建築されてから６１年が経過しており、建物の法定耐用年数である ２２年を大幅に経過しているため、引き続き施設を維持する場合は、大規模改修及び耐震補強が必要とな ります。								
	管理上の課題	施設の今後の方向性について、検討を行う必要があります。									

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
5	旧松井田西中学校										
		消防設備、受水槽点検									
	機能の方向性	維持 及び検討	この施設は、平成24年3月をもって廃校となった松井田西中学校の校舎等であり、現在、校舎は文化財保護課の遺跡の発掘物や古文書等を保管する倉庫として使用し、校庭は交流活動の場として民間への貸付を行っています。 当面の間、施設の機能を維持し、今後の活用方法について検討していきます。								
	施設の方向性	長寿命化 及び検討	この施設の建物は、昭和38年度に建築されてから58年が経過し、現時点において、建物の法定耐用年数である47年を大幅に経過しているため、人が常駐する状態の使用には適していません。今後の方向性を検討していきます。								
	管理上の課題	交通上障害となる樹木の伐採、防犯のための定期的な巡回確認、施設の状態把握のための定期的な目視点検等を行う必要があります。									

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）										
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	
6	旧安中高等学校											
		職員による目視点検										
	機能の方向性	維持 及び検討	旧安中高等学校は、令和2年3月17日付けで群馬県から売買により取得した建物であり、取得後、群馬あんなかロケーションサービスを通じてテレビ番組や映画の撮影場所として活用されています。 令和2年11月に示された安中市庁舎に関わる市民懇談会による「安中市庁舎に関わる提言書」の中で、庁舎の建設地候補の1つとして挙げられているため、今後の機能の方向性に関し、庁舎の建設地としてふさわしいどうかの検討も行っていきます。									
	施設の方向性	長寿命化 及び検討	旧安中高等学校は、昭和47年に建物が建築されてから49年が経過し、建物の耐用年数である47年を経過している状態です。平成10年に行った耐震診断においてIs値（構造耐震指標）が0.31又は0.40であるため、新耐震基準における耐震性能より低い評価となっているため、建物を今後使用する場合は、耐震補強を行う必要があります。 旧安中高等学校は、庁舎の建設候補地の1つとして挙げられているため、今後の機能の方向性を踏まえた上で施設の方向性についての検討を行っていきます。									
	管理上の課題	旧安中高等学校の敷地の周囲には、相当の高さのブロック塀があり、今後の大規模地震の発生等により倒壊する可能性もあるため、当該ブロック塀の撤去等について今後検討していく必要があります。 また、旧安中高等学校の敷地については、今後、庁舎の建設候補地として位置付けていくか、その他の用途を目的としたスペースとして位置付けていくかどうかを検討する必要があります。										

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
7	安中駅前トイレ	改修工事									
		8									
		職員による目視点検									
	機能の方向性	維持	安中駅前トイレは、安中駅の前に設置されたトイレであり、安中駅を通勤、通学等のために利用する者並びに安中市を訪れる観光客に広く利用されているため、引き続き施設の機能を維持していきます。								
	施設の方向性	長寿命化	安中駅前トイレは、平成4年3月に建築されてから29年が経過し、現時点において、建物の法定耐用年数である38年を経過していないため、今後、施設の劣化の状況を把握しながら、計画的に修繕等を実施することにより施設の長寿命化を図ります。								
	管理上の課題	トイレについては、「美観・清潔感に欠ける」との指摘もあり、おもてなしの観点から適切に維持管理を行っていく必要があります。									

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
8	中央体育館トイレ										
		職員による目視点検									
	機能の方向性	維持	中央体育館トイレは、中央体育館の前に設置されたトイレであり、中央体育館、文化センター及び安中市図書館を利用する者に広く利用されているため、引き続き施設の機能を維持していきます。								
	施設の方向性	長寿命化	中央体育館トイレは、平成４年度に建築されてから２９年が経過し、現時点において、建物の法定耐用年数である３８年を経過していないため、今後、施設の劣化の状況を把握しながら、計画的に修繕等を実施することにより施設の長寿命化を図ります。								
	管理上の課題	トイレについては、「美観・清潔感に欠ける」との指摘もあり、おもてなしの観点から適切に維持管理を行っていく必要があります。									

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）										
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	
9	ログトイレ											
		職員による目視点検										
	機能の方向性	維持	ログトイレは、ハイキングコース「歴史とこもれびの道」のコース上に設置されたトイレであり、ハイキングに訪れる観光客に広く利用されているため、引き続き施設の機能を維持していきます。									
	施設の方向性	長寿命化	ログトイレは、平成１３年１１月に建築されてから１９年が経過し、現時点において、建物の法定耐用年数である１５年を経過しているため、今後、施設の劣化の状況を把握しながら、計画的に修繕等を実施することにより施設の長寿命化を図ります。									
	管理上の課題	トイレについては、「美観・清潔感に欠ける」との指摘もあり、おもてなしの観点から適切に維持管理を行っていく必要があります。										

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
10	武家長屋公衆トイレ										
		職員による目視点検									
	機能の方向性	維持	武家長屋公衆トイレは、安中市指定重要文化財である旧安中藩武家長屋に隣接して設置されたトイレであり、市民及び観光客に広く利用されているため、引き続き施設の機能を維持していきます。								
	施設の方向性	長寿命化	武家長屋公衆トイレは、平成２６年３月に建築されてから７年が経過し、現時点において、建物の法定耐用年数である１５年を経過していないため、今後、施設の劣化の状況を把握しながら、計画的に修繕等を実施することにより施設の長寿命化を図ります。								
	管理上の課題	トイレについては、「美観・清潔感に欠ける」との指摘もあり、おもてなしの観点から適切に維持管理を行っていく必要があります。									

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）										
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	
11	磯部駅前トイレ											
		職員による目視点検										
	機能の方向性	維持	磯部駅前トイレは、磯部温泉の玄関口である磯部駅に隣接して設置されたトイレであり、磯部駅を通勤、通学等で利用する者及び磯部温泉を訪れる観光客に広く利用されているため、引き続き施設の機能を維持していきます。									
	施設の方向性	長寿命化	磯部駅前トイレは、平成3年3月に建築されてから30年が経過し、現時点において、建物の法定耐用年数である38年を経過していないため、今後、施設の劣化の状況を把握しながら、計画的に修繕等を実施することにより施設の長寿命化を図ります。									
	管理上の課題	トイレについては、「美観・清潔感に欠ける」との指摘もあり、おもてなしの観点から適切に維持管理を行っていく必要があります。										

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
12	ゆうあい館 駐車場トイレ										
	職員による目視点検										
	機能の方向性	維持	ゆうあい館駐車場トイレは、ゆうあい館の駐車場に隣接して設置されたトイレであり、ゆうあい館を利用する者及び松井田地区を訪れる観光客に広く利用されているため、引き続き施設の機能を維持していきます。								
施設の方向性	長寿命化	ゆうあい館駐車場トイレは、平成13年3月に建築されてから20年が経過し、現時点において、建物の法定耐用年数である38年を経過していないため、今後、施設の劣化の状況を把握しながら、計画的に修繕等を実施することにより施設の長寿命化を図ります。									
管理上の課題	トイレについては、「美観・清潔感に欠ける」との指摘もあり、おもてなしの観点から適切に維持管理を行っていく必要があります。										

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）										
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	
13	裏妙義 駐車場トイレ											
		職員による目視点検										
	機能の方向性	維持	裏妙義駐車場トイレは、平成２８年４月１日付けで廃止された旧国民宿舎裏妙義の駐車場に隣接して設置されたトイレであり、レクリエーションの森として指定されている妙義自然休養林を訪れる観光客に広く利用されているため、引き続き施設の機能を維持していきます。									
	施設の方向性	長寿命化	裏妙義駐車場トイレは、平成６年３月に建築されてから２７年が経過し、現時点において、建物の法定耐用年数である１５年を経過しているため、今後、施設の劣化の状況を把握しながら、計画的に修繕等を実施することにより施設の長寿命化を図ります。									
	管理上の課題	トイレについては、「美観・清潔感に欠ける」との指摘もあり、おもてなしの観点から適切に維持管理を行っていく必要があります。										

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
14	麻苧の滝 駐車場トイレ										
	職員による目視点検										
	機能の方向性	維持	麻苧の滝駐車場トイレは、麻苧の滝の駐車場に設置されたトイレであり、麻苧の滝及び坂本宿を訪れず観光客に広く利用されているため、引き続き施設の機能を維持していきます。								
	施設の方向性	長寿命化	麻苧の滝駐車場トイレは、昭和55年3月に建築されてから41年が経過し、現時点において、建物の法定耐用年数である38年を経過しているため、今後、施設の劣化の状況を把握しながら、計画的に修繕等を実施することにより施設の長寿命化を図ります。								
	管理上の課題	トイレについては、「美観・清潔感に欠ける」との指摘もあり、おもてなしの観点から適切に維持管理を行っていく必要があります。									

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）										
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	
15	横川駅前トイレ											
		職員による目視点検										
	機能の方向性	維持	横川駅前トイレは、碓氷峠の玄関口である横川駅に隣接して設置されたトイレであり、横川駅を通勤、通学等で利用する者及び碓氷峠及び横川地区を訪れる観光客に広く利用されているため、引き続き施設の機能を維持していきます。									
	施設の方向性	長寿命化	横川駅前トイレは、平成２８年に建て替えを行ってから５年が経過していますが、現時点において、建物の法定耐用年数である１５年を経過していないため、施設の劣化の状況を把握しながら、計画的に修繕等を実施することにより建物の法定耐用年数を超えて使用することを目的とした施設の長寿命化を図ります。									
	管理上の課題	トイレについては、「美観・清潔感に欠ける」との指摘もあり、おもてなしの観点から適切に維持管理を行っていく必要があります。										

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
16	峠の湯駅前 快適トイレ										
	職員による目視点検										
	機能の方向性	維持	峠の湯駅前快適トイレは、碓氷峠の森公園交流館「峠の湯」に隣接して設置されたトイレであり、峠の湯を利用する観光客並びにアプトの道及びトロッコ列車を利用する観光客に広く利用されているため、引き続き施設の機能を維持していきます。								
	施設の方向性	長寿命化	峠の湯駅前快適トイレは、平成１８年２月に建築されてから１５年が経過し、現時点において、建物の法定耐用年数である３８年を経過していないため、今後、施設の劣化の状況を把握しながら、計画的に修繕等を実施することにより施設の長寿命化を図ります。								
	管理上の課題	トイレについては、「美観・清潔感に欠ける」との指摘もあり、おもてなしの観点から適切に維持管理を行っていく必要があります。									

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
17	坂本宿快適トイレ										
		職員による目視点検									
	機能の方向性	維持	坂本宿快適トイレは、旧中山道の坂本宿に設置されたトイレであり、近隣住民及び坂本宿を訪れる観光客に広く利用されているため、引き続き施設の機能を維持していきます。								
	施設の方向性	長寿命化	坂本宿快適トイレは、平成１８年２月に建築されてから１５年が経過し、現時点において、建物の法定耐用年数である１５年を超える時期に差し掛かっているため、今後、施設の劣化の状況を把握しながら、計画的に修繕等を実施することにより建物の法定耐用年数を超えて使用することを目的とした施設の長寿命化を図ります。								
	管理上の課題	トイレについては、「美観・清潔感に欠ける」との指摘もあり、おもてなしの観点から適切に維持管理を行っていく必要があります。									

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
18	麻苧茶屋 駐車場トイレ										
	職員による目視点検										
	機能の方向性	維持	麻苧茶屋駐車場トイレは、峠の横丁（麻苧茶屋）に隣接して設置されたトイレであり、碓氷峠の森公園及び横川地区を訪れる観光客に広く利用されているため、引き続き施設の機能を維持していきます。								
	施設の方向性	長寿命化	麻苧茶屋駐車場トイレは、平成１９年３月に建築されてから１４年が経過していますが、現時点において、建物の法定耐用年数である１５年を経過していないため、今後、施設の劣化の状況を把握しながら、計画的に修繕等を実施することにより建物の法定耐用年数を超えて使用することを目的とした施設の長寿命化を図ります。								
	管理上の課題	トイレについては、「美観・清潔感に欠ける」との指摘もあり、おもてなしの観点から適切に維持管理を行っていく必要があります。									

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）										
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	
19	碓氷湖 駐車場トイレ											
		職員による目視点検										
	機能の方向性	維持	碓氷湖駐車場トイレは、坂本ダムのダム湖である碓氷湖の駐車場に隣接して設置されたトイレであり、碓氷湖及びアプトの道を訪れる観光客に広く利用されているため、引き続き施設の機能を維持していきます。									
	施設の方向性	長寿命化	碓氷湖駐車場トイレは、平成２７年１１月に建て替えを行ってから５年が経過していますが、建物の法定耐用年数である１５年を経過するまでに余裕があるため、今後、施設の劣化の状況を把握しながら、計画的に修繕等を実施することにより建物の法定耐用年数を超過して使用することを目的とした施設の長寿命化を図ります。									
	管理上の課題	トイレについては、「美観・清潔感に欠ける」との指摘もあり、おもてなしの観点から適切に維持管理を行っていく必要があります。										

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
20	めがね橋 駐車場トイレ										
	職員による目視点検										
	機能の方向性	維持	めがね橋駐車場トイレは、国重要文化財に指定されている碓氷第三橋梁（通称「めがね橋」）の駐車場に隣接して設置されたトイレであり、めがね橋及びアプトの道を訪れる観光客に広く利用されているため、引き続き施設の機能を維持していきます。								
	施設の方向性	長寿命化	めがね橋駐車場トイレは、平成２７年４月に建築されてから６年が経過していますが、建物の法定耐用年数である３８年を経過するまでに余裕があるため、今後、施設の劣化の状況を把握しながら、計画的に修繕等を実施することにより建物の法定耐用年数を超過して使用することを目的とした施設の長寿命化を図ります。								
	管理上の課題	トイレについては、美観及び清潔感を維持しながら適切に管理を行っていく必要があります。									

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）										
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	
21	中宿公民館倉庫											
		目視による点検										
	機能の方向性	維持	中宿公民館倉庫は、平成２４年９月８日に市が個人から建物の寄附を受けたもので、現在、地元の安中１区に無償で貸与して倉庫として活用しています。 地元において施設を活用しているため、引き続き施設の機能を維持していきます。									
	施設の方向性	長寿命化	中宿公民館倉庫は、昭和５２年に建築されてから４４年が経過し、現時点において、建物の法定耐用年数である１４年を大幅に経過しているため、今後、施設の劣化の状況を把握しながら、計画的に修繕等を実施することが必要です。 建物の管理及び修繕は、施設の貸付けを受けている地元の団体が行っています。									
	管理上の課題	建物自体の老朽化が進んでいるため、施設の今後の必要性について、地元と協議して検討していく必要があります。										

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
22	岩野谷保育園 (旧トラクター置場)										
	目視による点検										
	機能の方向性	維持	岩野谷保育園（旧トラクター置場）は、現在、岩野谷保育園に貸付けを行い、倉庫として活用しています。 貸付先の団体において施設を活用しているため、引き続き施設の機能を維持していきます。								
	施設の方向性	長寿命化	岩野谷保育園（旧トラクター置場）は、昭和62年12月に建築されてから33年が経過し、現時点において、建物の法定耐用年数である31年を経過しているため、今後、施設の劣化の状況を把握しながら、計画的に修繕等を実施することが必要です。 建物の管理及び修繕は、施設の貸付けを受けている団体が行っています。								
	管理上の課題	建物自体の老朽化が進んでいるため、施設の今後の必要性について、団体と協議して検討を行う必要があります。									

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）										
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	
23	寺山農機具保管庫											
		目視による点検										
	機能の方向性	維持 及び検討	寺山農機具保管庫は、安中市同和対策施設設置及び管理条例（現在は、廃止済み。）に基づいて設置された施設であり、現在は、地元地区の倉庫として活用しています。 施設は、地元地区の倉庫に活用しているため、当面の間、施設の機能を維持していきますが、今後の施設の機能の方向性について、検討を行う必要があります。									
	施設の方向性	長寿命化 及び検討	寺山農機具保管庫は、昭和５５年１１月に建築されてから４０年が経過し、現時点において、建物の法定耐用年数である３１年を大幅に経過しているため、今後、施設の劣化の状況を把握しながら、計画的に修繕等を実施することが必要です。									
	管理上の課題	建物の法定耐用年数を経過しているため、目視点検等により施設の老朽化状況を把握する必要があります。										

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
24	下秋間倉庫										
	目視による点検										
	機能の方向性	維持	下秋間倉庫は、災害発生時における仮設住宅用の資材の倉庫として設置された施設であり、現在も防災倉庫として活用されているため、引き続き施設の機能を維持していきます。								
	施設の方向性	長寿命化	下秋間倉庫は、平成7年9月に建築されてから25年が経過し、現時点において、建物の法定耐用年数である31年を経過していないため、今後、施設の劣化の状況を把握しながら、計画的に修繕等を実施することにより施設の長寿命化を図ります。								
	管理上の課題	管理上の課題は、特にありません。									

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）										
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	
25	旧スクールバス車庫											
		目視による点検										
	機能の方向性	維持	旧スクールバス車庫は、スクールバスの車庫として設置された施設でしたが、その後、スクールバスの車庫として旧安中消防署庁舎を活用することとなったため、現在は、倉庫として活用しています。現在、給水車等の格納庫として活用しているため、引き続き施設の機能を維持していきます。									
	施設の方向性	長寿命化	旧スクールバス車庫は、昭和４９年に建築されてから４７年が経過し、現時点において、建物の法定耐用年数である３１年を大幅に経過しているため、目視による点検を行い、施設の劣化の状況を把握しながら、計画的に修繕等を実施することにより施設の長寿命化を図ります。									
	管理上の課題	建物の法定耐用年数を経過しているため、目視点検等により施設の老朽化状況を把握する必要があります。										

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
26	原市４区 住民センター倉庫										
	目視による点検										
	機能の方向性	維持 及び検討	原市４区住民センター倉庫は、安中市同和対策施設設置及び管理条例（現在は、廃止済み。）に基づいて設置された施設であり、現在は、地元地区の倉庫として活用しています。 施設は、地元地区の倉庫に活用しているため、当面の間、施設の機能を維持していきますが、今後の施設の機能の方向性について、検討を行う必要があります。								
	施設の方向性	長寿命化 及び検討	原市４区住民センター倉庫は、昭和４９年３月に建築されてから４７年が経過し、現時点において、建物の法定耐用年数である３１年を大幅に経過しているため、今後、施設の劣化の状況を把握しながら、計画的に修繕等を実施することが必要です。								
	管理上の課題	建物の法定耐用年数を経過しているため、目視点検等により施設の老朽化状況を把握する必要があります。									

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
27	諏訪西 農機具保管庫										
	目視による点検										
	機能の方向性	維持 及び検討	諏訪西農機具保管庫は、安中市同和対策施設設置及び管理条例（現在は、廃止済み。）に基づいて設置された施設であり、現在は、地元地区の倉庫として活用しています。 施設は、地元地区の倉庫に活用しているため、当面の間、施設の機能を維持していきますが、今後の施設の機能の方向性について、検討を行う必要があります。								
	施設の方向性	長寿命化 及び検討	諏訪西農機具保管庫は、昭和５５年３月に建築されてから４１年が経過し、現時点において、建物の法定耐用年数である２４年を大幅に経過しているため、今後、施設の劣化の状況を把握しながら、計画的に修繕等を実施することが必要です。								
	管理上の課題	建物の法定耐用年数を経過しているため、目視点検等により施設の老朽化状況を把握する必要があります。									

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
28	旧建設部分室 （普通財産分）	維持管理及び検討									
		目視による点検									
	機能の方向性	維持	旧建設部分室は、平成１７年３月２５日付けで前橋地方法務局安中出張所が廃止されたことに伴って、市が買い受けた建物であり、建物の部屋の区分に応じて行政財産の位置付けとしての倉庫部分と普通財産の位置付けとしての空きスペースに分かれています。 普通財産の位置付けとしての空きスペースは、令和３年４月１日から放課後児童クラブとして貸付けを行っており、放課後児童クラブとしての機能を維持する必要がある間は、その機能を維持していきます。								
	施設の方向性	長寿命化 及び検討	旧建設部分室は、昭和４４年３月に建築されてから５２年が経過し、現時点における建物の築年数が建物の法定耐用年数である５０年を経過しているため、安全に施設を使用するために日頃から施設の点検を行う必要があります。当面の間は、施設の維持管理をしながら、今後、法定耐用年数を超えて使用するための修繕等を行うかどうかについての検討を行っていきます。								
	管理上の課題	現時点において建物の築年数が法定耐用年数を超えているため、施設を安全に使用するために日頃から建物に異状がないかどうかを確認しておく必要があります。 施設の利用目的が限定的であるため、今後、施設の長寿命化のための修繕等を行うかどうかについて検討を行う必要があります。									

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
29	土木課作業場										
		目視による点検									
	機能の方向性	維持	土木課作業場は、土木課が所有している各種車両、重機及び機材の保管場所として設置された施設であり、市道の維持管理を行う上で必要な施設であるため、引き続き施設の機能を維持していきます。								
	施設の方向性	長寿命化	土木課作業場は、昭和６１年に建物が建築されてから３５年が経過し、現時点において、建物の法定耐用年数である３１年を経過しているため、今後、施設の劣化の状況を把握しながら、計画的に修繕等を実施する必要があります。								
	管理上の課題	建物の法定耐用年数を経過しているため、目視点検等により施設の老朽化状況を把握する必要があります。									

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
30	旧消防倉庫 （１２－３）										
	目視による点検										
	機能の方向性	維持	旧消防倉庫（１２－３）は、安中市消防団第１２分団第３部の消防倉庫として設置された施設ですが、現在は、安中市スポーツ協会西横野支部に物置として無償で貸付けを行っています。 施設を借り受けている団体が施設を活用しているため、引き続き施設の機能を維持していきます。								
	施設の方向性	長寿命化	旧消防倉庫（１２－３）は、昭和５６年３月に建物が建築されてから４０年が経過し、現時点において、建物の法定耐用年数である３１年を経過しているため、今後、施設の劣化の状況を把握しながら、計画的に修繕等を実施することが必要です。 現在は、施設を借り受けている団体において管理を委託しています。								
	管理上の課題	建物の法定耐用年数を経過しているため、目視点検等により施設の老朽化状況を把握する必要があります。									

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）										
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	
31	文化財資料 保管庫											
		目視による点検										
	機能の方向性	検討	文化財資料保管庫は、旧松井田町において設置された施設ですが、現在は、文化財保護課として使用していないため、今後の施設の機能について、廃止を含めて検討を行う必要があります。									
	施設の方向性	検討	文化財資料保管庫は、昭和61年7月に建物が建築されてから34年が経過し、現時点において、建物の法定耐用年数である24年を大幅に経過しています。 現在は、文化財保護課として使用していないため、今後の施設の方向性について、廃止を含めて検討を行う必要があります。									
	管理上の課題	今後の施設の方向性について、廃止を含めて検討を行う必要があります。										

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
32	文化財資料室										
	目視による点検										
	機能の方向性	検討	文化財資料室は、旧松井田町において設置された施設ですが、現在は、文化財保護課として使用していないため、今後の施設の機能について、廃止を含めて検討を行う必要があります。								
	施設の方向性	検討	文化財資料室は、昭和52年6月に建物が建築されてから44年が経過し、現時点において、建物の法定耐用年数である30年を大幅に経過しています。 現在は、文化財保護課として使用していないため、今後の施設の方向性について、廃止を含めて検討を行う必要があります。								
	管理上の課題	今後の施設の方向性について、廃止を含めて検討を行う必要があります。									

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）										
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	
33	新堀車庫											
		目視による点検										
	機能の方向性	維持	新堀車庫は、土木課が所有している各種車両、重機及び機材の保管場所として設置された施設であり、市道の維持管理を行う上で必要な施設であるため、引き続き施設の機能を維持していきます。									
	施設の方向性	長寿命化	新堀車庫は、建物の建築年が不明ですが、相当の年数が経過しており、建物の法定耐用年数である３１年を経過していると考えられるため、今後、施設の劣化の状況を把握しながら、計画的に修繕等を実施することが必要です。									
	管理上の課題	建物の法定耐用年数を経過しているため、目視点検等により施設の老朽化状況を把握する必要があります。										

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
34	松井田駅 自転車置場										
	目視による点検										
	機能の方向性	維持	松井田駅自転車置場は、主に通学のために松井田駅を利用する学生が使用しており、松井田駅の利便性を高める施設であるため、引き続き施設の機能を維持していきます。								
	施設の方向性	長寿命化	松井田駅自転車置場は、昭和62年度に建築されてから34年が経過しており、建物の法定耐用年数である31年を経過しているため、今後、施設の劣化の状況を把握しながら、計画的に修繕等を実施します。								
	管理上の課題	建物の法定耐用年数を経過しているため、目視点検等により施設の老朽化状況を把握する必要があります。									

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
35	西松井田駅 自転車置場										
		目視による点検									
	機能の方向性	維持	西松井田駅自転車置場は、主に通学のために西松井田駅を利用する学生が使用しており、西松井田駅の利便性を高める施設であるため、引き続き施設の機能を維持していきます。								
	施設の方向性	長寿命化	西松井田駅自転車置場は、昭和５１年度に建築されてから４５年が経過しており、建物の法定耐用年数である２４年を大幅に経過しているため、今後、施設の劣化の状況を把握しながら、計画的に修繕等を実施します。								
	管理上の課題	建物の法定耐用年数を経過しているため、目視点検等により施設の老朽化状況を把握する必要があります。									

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
36	横川駅 自転車置場										
	目視による点検										
	機能の方向性	維持	横川駅自転車置場は、主に通学のために横川駅を利用する学生が使用しており、横川駅の利便性を高める施設であるため、引き続き施設の機能を維持していきます。								
	施設の方向性	長寿命化	横川駅自転車置場は、昭和６０年度に建築されてから３６年が経過しており、建物の法定耐用年数である２４年を大幅に経過しているため、今後、施設の劣化の状況を把握しながら、計画的に修繕等を実施します。								
	管理上の課題	建物の法定耐用年数を経過しているため、目視点検等により施設の老朽化状況を把握する必要があります。									

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）										
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	
37	旧安中消防署庁舎											
		目視による点検										
	機能の方向性	維持	旧安中消防署庁舎は、高崎市等広域消防局の安中消防署の庁舎として利用されてましたが、別の場所に消防署庁舎を新築したため、現在は、市有バスの車庫及び過去の行政文書の保管庫として活用しており、今後も引き続き現在の施設の機能を維持していきます。									
	施設の方向性	長寿命化	旧安中消防署庁舎は、昭和４６年６月に建築されてから５０年が経過しており、建物の法定耐用年数も同じ５０年であることから、施設の老朽化の状況を把握しながら、計画的に修繕等を行うことにより、法定耐用年数を超えて使用することを目的とした長寿命化を図ります。									
	管理上の課題	建物の経過年数が建物の法定耐用年数を超える時期に差し掛かっているため、目視点検等により施設の老朽化状況を把握する必要があります。										

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
38	天神小屋										
	目視による点検										
	機能の方向性	維持	天神小屋は、群馬県が地域の保健休養の場として整備した天神山自然の森の散策コース上にある東屋で、天神山自然の森を訪れる観光客の休憩場所として利用されているため、今後も引き続き現在の施設の機能を維持していきます。								
	施設の方向性	長寿命化	天神小屋は、平成１０年度に建築されてから２３年が経過しており、建物の法定耐用年数である１７年を経過しています。現時点で目立った老朽化箇所はありませんが、今後、施設の劣化の状況を把握しながら、計画的に修繕等を実施します。								
	管理上の課題	建物の法定耐用年数を経過しているため、目視点検等により施設の老朽化状況を把握する必要があります。									

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）										
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	
39	旧秋間みのりが丘コミュニティプラザ	外壁改修工事	施設の利活用を行う民間事業者の募集									
		3										
		目視による点検										
	機能の方向性	利活用の検討	この施設は、北陸新幹線安中榛名駅前の大規模住宅団地（びゅうヴェルジェ安中榛名）の現地販売事務所としてＪＲ東日本が設置した施設であり、コンビニエンスストアが併設され、地元住民の地区集会所としての機能を備えた「秋間みのりが丘コミュニティプラザ」として、平成１５年から平成２７年までの間に使用されていました。 その後、住宅用地の完売見込みによる現地販売事務所の閉鎖に伴い、平成２７年１２月にＪＲ東日本から土地を買い上げるとともに既設建物の寄附を受けました。市としては、貸館を目的とした便益施設、商業施設等として利活用するため、平成３０年度にサウンディング型市場調査の実施、令和元年度に利活用事業者の募集を行うなどの取組を行ってきましたが、現在まで利活用されていません。 今後も、募集方法について創意工夫を行いながら継続的に利活用事業者等を募集し、地域の活性化に役立てるよう、引き続き施設の利活用を検討していきます。									
	施設の方向性	維持管理	耐震性能、老朽化状況等の指標において大きな課題がない施設として評価されているため、雨漏り対策や外壁等の劣化補修を行った上で地域の活性化につながる事業計画を有する民間事業者に対して施設の貸付けを行う予定です。 なお、今後貸付期間中の施設の維持管理に係る費用については、原則として貸付けを受けた事業者に負担していただく予定です。									
	管理上の課題	敷地内の定期的な草刈り等の最低限の維持管理を行う必要があります。										

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
40	旧馬場集会所										
	目視による点検										
	機能の方向性	検討	旧馬場集会所は、安中市同和対策施設設置及び管理条例（現在は、廃止済み。）に基づいて設置された施設です。 現在は、文化財保護課の倉庫として活用していますが、建物の老朽化が激しく、文化財資料を保管する上で問題があるため、他の施設への文化財資料の移動を順次行っています。 文化財資料の移動の完了後、施設の機能について廃止を含めて検討を行う必要があります。								
	施設の方向性	検討	旧馬場集会所は、昭和５１年に建築されてから４５年が経過しており、建物の法定耐用年数である２２年を大幅に経過しています。 現在は、文化財保護課の倉庫として使用していますが、今後の施設の方向性について、検討を行う必要があります。								
	管理上の課題	建物の法定耐用年数を大幅に経過しているため、目視点検等により施設の老朽化状況を把握する必要があります。									

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）										
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	
41	源泉管理棟											
		目視による点検										
	機能の方向性	維持	源泉管理棟は、磯部温泉に供給されている温泉の源泉を管理するために設置された施設であり、安定的な温泉の供給に当たって必要不可欠な施設であるため、今後も引き続き施設の機能を維持していきます。									
	施設の方向性	長寿命化	源泉管理棟は、平成9年3月に建築されてから24年が経過しており、現時点において、建物の法定耐用年数である34年を経過していないため、今後、施設の劣化の状況を把握しながら、計画的に修繕等を実施することにより施設の長寿命化を図ります。									
	管理上の課題	管理上の課題は、特にありません。										

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
42	旧国民宿舎裏妙義										
	目視による点検										
	機能の方向性	検討	国民宿舎裏妙義については、昭和４９年４月１日に高崎市等広域市町村圏振興整備組合による事業として建設され、旧松井田町が当該組合から事務委託を受けて管理運営を行い、合併後の平成１９年度から指定管理者制度による民間委託による管理運営を行ってきましたが、平成２８年３月３１日をもって閉館しました。 旧国民宿舎裏妙義の敷地については、群馬森林管理署によりレクリエーションの森のうち、自然休養林（特に風景が美しく、保健休養に適している森林をいいます。）に指定されているため、豊かな自然環境を生かした有効活用策を検討していきます。								
	施設の方向性	検討	旧国民宿舎裏妙義については、昭和４９年に建物が建築されてから４７年が経過し、建物の法定耐用年数である４７年を超える時期に差し掛かっているため、施設の今後の活用について検討し、建物の長寿命化又は解体について検討していきます。								
	管理上の課題	旧国民宿舎裏妙義の敷地は、国有林であるため、当該敷地の返還に当たっては、旧国民宿舎裏妙義の建物を取り壊し、そこに植林をして市が５年間管理した後に国に返還をしなければなりません。									

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
43	旧松井田第一保育園										
		目視による点検									
	機能の方向性	検討	旧松井田第一保育園と第二保育園は、平成24年4月に第二保育園の場所に統合となったため、現在、旧第一保育園は機能を廃止しています。 旧第一保育園は、市における選挙の際、地元の地区の投票所として使用されていますが、設備の老朽化が進行しているため、現在、投票所の機能の廃止・移設に向けて検討しています。								
	施設の方向性	検討	旧松井田第一保育園については、建物が昭和49年3月に建設されてから47年が経過し、建物の法定耐用年数である34年を大幅に超えている状態であり、さらに、平成24年4月1日付けで松井田第一保育園の施設が廃止されてから建物を別の用途に使用していないため、建物の老朽化が進んでいる状態です。 今後、建物を解体するか、土地及び建物を売却するかどうかについて検討を行います。								
	管理上の課題	松井田第一保育園の施設が廃止されてから未使用の状態が長く経過しているため、建物の老朽化が進んでいる状態です。 建物の解体する場合は、多額の費用（900万円）が発生します。 防犯のための定期的な巡回確認、雑草繁茂により定期的な除草が必要です。									

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）										
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	
44	高速バス待合所											
		目視による点検										
	機能の方向性	廃止	高速バス待合所は、上信越自動車道の松井田妙義インターチェンジにほど近い場所にあり、平成28年3月以降高速バスの待合所としての利用実績がなく、現時点において、施設の利用需要もないため、施設としての機能を廃止しています。									
	施設の方向性	廃止	現時点において、高速バス待合所としての利用の需要がないため、今後、施設の解体を検討し、施設の解体後の土地の処分について売却を含めて検討します。									
	管理上の課題	現時点において施設としての機能は廃止されていますが、防犯の観点から定期的な巡回確認を行う必要があります。										

No.	施設名称	スケジュール（上段：工程表、中段：対策費用（百万円）、下段：施設点検）									
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
45	旧いこいの家										
	目視による点検										
	機能の方向性	検討	旧いこいの家は、元々警察官の待機寮として使用されていた建物を群馬県警察から無償で譲渡を受けた後、安中市いこいの家条例（現在は、廃止済み。）に基づいて高齢者のための休養施設及び知的障害者の地域ホームとして活用していましたが、当該条例が平成31年4月1日付けで廃止されたため、現時点において、施設としての機能を廃止しています。								
	施設の方向性	検討	旧いこいの家については、昭和49年6月に建築されてから47年が経過し、建物の法定耐用年数である47年に迫りつつある状況です。 施設については、建物の形状及び間取りから他の用途へ転用することが困難であると考えられるため、建物の解体及び解体後の土地の活用又は処分について検討していきます。								
	管理上の課題	防犯のための定期的な巡回確認、雑草繁茂により定期的な除草が必要です。									

8 個別施設計画の見直しの際の意見公募について

個別施設計画の見直しの際の意見公募について、今後、次に掲げる場合に該当するときは、安中市パブリックコメント手続実施要綱（平成24年安中市告示第47号）に基づく意見公募手続を行うこととします。

- (1) 個別施設計画の計画期間の満了に伴い、新たな個別施設計画を策定する場合
- (2) 個別施設計画の大半の内容の見直しを行う場合

9 安中市公共施設等総合管理計画庁内検討委員会

(1) 委員名簿（令和6年12月1日現在）

No.	区分	職名	氏名
1	委員長	副市長	清水 昭芳
2	副委員長	教育長	岩崎 聡
3	委員	企画政策部長	大河原 弘行
4	委員	総務部長	萩原 正視
5	委員	市民環境部長	池澤 智野
6	委員	保健福祉部長	大谷 雄一
7	委員	みりよく創出部長	大竹 将夫
8	委員	まちづくり部長	赤見 孝仁
9	委員	上下水道部長	中山 典昭
10	委員	松井田支所長	藤原 喜康
11	委員	議会事務局長	田中 秀人
12	委員	教育部長	小黒 勝明
13	委員	公立碓氷病院事務部長	倉繁 亨

事務局 企画政策部 資産活用課

(2) 開催概要

	開催日	議題
第1回	令和3年5月28日	(1) 安中市公共施設等個別施設計画の策定について ア 個別施設計画の位置付け イ 計画の策定に当たっての今後のスケジュール ウ 個別施設計画(案)の内容 エ コロナ禍における検討委員会の進め方 (2) 安中市公共施設等総合管理計画の見直しについて
第2回	令和3年6月24日	安中市公共施設等個別施設計画(案)等の内容の検討について (1) 公立碓氷病院個別施設計画(案) (2) 安中榛名駅周辺し尿処理施設個別施設計画(案) (3) 安中市公共施設等個別施設計画(案)
第3回	令和3年8月11日	(1) 安中市公共施設等個別施設計画(案)等に係るパブリックコメント手続の結果の報告について (2) 安中市公共施設等個別施設計画(案)等の内容の最終確認 ア 安中市公共施設等個別施設計画(案) イ 公立碓氷病院個別施設計画(案) ウ 安中榛名駅周辺し尿処理施設個別施設計画(案)

(3) 設置要綱

○安中市公共施設等総合管理計画庁内検討委員会設置要綱

平成28年4月21日

安中市訓令第11号

改正 令和元年5月7日訓令第1号

令和3年3月17日訓令第5号

令和3年11月1日訓令第13号

令和5年3月31日訓令第5号

(設置)

第1条 本市における公共施設等の管理を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「公共施設等総合管理計画」という。）の策定等に関し必要な事項を検討するため、安中市公共施設等総合管理計画庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（定義）

第2条 この訓令において「公共施設等」とは、公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について（平成26年4月22日付け総財務第75号総務省自治財政局財務調査課長通知）別添に規定する公共施設等をいう。

（所掌事務）

第3条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- （1）公共施設等総合管理計画の策定及び変更に係る検討
- （2）公共施設等の管理を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項の検討
- （3）個別施設計画（個別の公共施設等ごとの長寿命化等に関する計画をいう。）の策定及び変更に係る検討

（令元訓令1・一部改正）

（組織）

第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長、副委員長及び委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

（委員長及び副委員長の職務）

第5条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（書面による審議）

第7条 委員長は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、書面による審議に付し、これを決することができる。

- （1）検討を行う事項が軽易である場合
- （2）検討に緊急を要する場合
- （3）会議による検討を行うことが困難な場合

（令3訓令5・追加）

（検討部会）

第8条 第3条各号に規定する所掌事務の実施に必要な調査、研究、検討等を行うため、委員会に検討部会を置くことができる。

2 検討部会の委員は、公共施設等を所管する課等の実務担当で当該課等の長が指定するものをもって充てる。

（令3訓令5・旧第7条繰下）

（庶務）

第9条 委員会の庶務は、企画政策部資産活用課において処理する。

（令3訓令5・旧第8条繰下・一部改正、令3訓令13・令5訓令5・一部改正）

（その他）

第10条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定め

る。

(令3訓令5・旧第9条繰下)

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年5月7日訓令第1号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年3月17日訓令第5号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年11月1日訓令第13号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年3月31日訓令第5号)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

別表 (第4条関係)

(令3訓令5・全改、令5訓令5・一部改正)

区分	職名
1 委員長	副市長
2 副委員長	教育長
3 委員	企画政策部長
4 委員	総務部長
5 委員	市民環境部長
6 委員	保健福祉部長
7 委員	みりよく創出部長
8 委員	まちづくり部長
9 委員	上下水道部長
10 委員	松井田支所長
11 委員	議会事務局長
12 委員	教育部長
13 委員	公立碓氷病院事務部長

10 市民意見募集 (パブリックコメント)

実施期間	計画の閲覧場所	提出者	意見提出数
令和3年7月5日 から同月30日まで	安中市役所 企画経営部 財政課 安中市役所 松井田支所 総務管理課	1人	1件

11 見直しの経過

時系列	内容
令和4年10月	安中市公共施設等個別施設計画の一部変更

令和5年12月	安中市公共施設等個別施設計画の一部変更
令和6年12月	安中市公共施設等個別施設計画の一部変更

安中市公共施設等個別施設計画

令和3年9月

令和4年10月一部変更

令和5年12月一部変更

令和6年12月一部変更

発行：安中市

編集：企画政策部資産活用課

住所：〒379-0192 群馬県安中市安中一丁目23番13号

電話：027-382-1111（代表）